

令和4年度

# 外務省政策評価書

令和4年8月

外務省



## 目 次

<b>[概要]</b>	<b>1</b>
令和4年度政策評価の概要	3
<b>[施策に係る事後評価]</b>	<b>19</b>
<b>基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策</b>	<b>21</b>
施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策	23
<b>基本目標Ⅳ 領事政策</b>	<b>65</b>
施策Ⅳ-1 領事業務の充実	67
<b>基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化</b>	<b>101</b>
施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化	103
施策Ⅴ-2 外交情報通信基盤の整備・拡充	117

(注) 基本目標Ⅰ、Ⅱ及びⅥについては、モニタリングを実施しており、別冊の「令和4年度政策評価事前分析表」に掲載。



## [概要]



# 令和4年度政策評価の概要

## 1 はじめに

外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること（外務省設置法第3条）です。令和3年度においても限られた投入資源（予算、定員）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は、当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

なお、別冊となる令和4年度外務省政策評価事前分析表において、本書の政策評価を踏まえた令和4年度目標等を設定しています。

## 2 外務省の政策評価

### (1) 政策評価制度の導入

外務省は、平成13年6月制定、平成14年4月1日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）により各府省が自らの行った政策について評価を行うことが義務付けられたことを受け、平成14年度実施政策から政策評価を実施しています。

### (2) 政策評価の実施体制

#### ア 施策所管部局

外務省が行う政策評価では、個別の施策を所管する各部局が、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの部局が担当する施策について自己評価を行います。施策所管部局は、取組の実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価します。

#### イ 評価の総合審査

大臣官房総務課、考査・政策評価室、会計課、総合外交政策局総務課及び政策企画室が、施策所管部局が実施した評価に対する総合的な審査を行います。

#### ウ 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっていますが、同法第3条第2項で、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省では、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、平成15年度から政策評価及び外交に関する有識者から成る「外務省政策評価アドバイザー・グループ（AG）」を設置しています。AGからは、外務省の評価方法の適正性や基本的な方針などの策定・改定及び評価結果について意見を聴取しています。

今回の政策評価書作成に際しても、令和4年1月及び6月にそれぞれテレビ会議方式及び対面・オンラインのハイブリッド会議方式でAG会合を開催し、評価書の形式、記述の在り方等について所見を述べていただくとともに、令和4年6月にAGメンバーに対し各施策の評価の妥当性等についての所見の執筆を求め、同所見を評価書に掲載しています（下記6参照）。

AGメンバーは以下のとおりです。

石田 洋子	広島大学 IDEC 国際連携機構教育開発国際協力研究センター	教授
遠藤 乾	東京大学大学院法学政治学研究科	教授
神保 謙	慶應義塾大学総合政策学部	教授
南島 和久	龍谷大学政策学部	教授
福田 耕治	早稲田大学政治経済学術院	教授
山田 治徳	早稲田大学政治経済学術院	教授

## 3 令和4年度政策評価の枠組み及び実施要領

この政策評価は、政策評価法及び関連の閣議決定で作成が定められている「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間：平成30年度～令和4年度、以下「基本計画」）、「令和4年度外務省政策評価実施計画」（計画期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日、以下「実施計画」）等に基づいて実施されています。

上記基本計画等に基づいて実施する今回の政策評価の実施要領は次のとおりです。

### (1) 評価の実施サイクル

ア 外務省では、従来、政策評価体系において7つの基本目標の下に19の施策を設定し、施策を基本的に2つのグループに分けて交互に評価を実施してきました。令和元年度に評価サイクルの見直しを行

い、従来2年だった評価周期を試験的に3年に変更し、令和元年度は全施策モニタリングを実施、令和2年度及び令和3年度については、以下（ア）～（ウ）のとおり評価を実施しました。

（ア） 2つのグループのうち、平成29年度に評価を行った9施策（基本目標Ⅶ（分担金・拠出金）の3施策を除く。）については、令和2年度に、過去3年間の実績を基に評価。

（イ） もう一方の令和2年度に評価を実施しないグループの7施策については、過去1年間の実績を測定（モニタリング）し、令和3年度に3年間分の実績を基に評価。

（ウ） 基本目標Ⅶ（分担金・拠出金）の下に掲げる3施策については、令和2年度に、過去2年間の実績を基に評価。

イ 令和3年度より、基本目標Ⅶ（分担金・拠出金）の評価については、各分担金・拠出金が直接関連する他の施策の一環として評価を実施することとし、政策評価体系を6つの基本目標の下、16の施策に整理し直しました（以下（5）参照）。

ウ 令和4年度より、令和元年度からの試験的な3年周期評価の実施結果を踏まえ、16施策をこれまでの2グループから3グループに組み替えた上で、3年周期の評価を導入することとし、令和4年度は4施策について評価を実施しました（その他の12施策については、モニタリング（令和3年度分の実績の測定）を実施）。

## （2）客観的な評価のための測定指標の設定及び達成状況の判定

評価の客観性を高めるため、定量的な測定指標及び参考指標を可能な限り設けましたが、その多くは多面的な外交政策の一側面を示すにとどまります。このため、定性的な測定指標を中心としつつ、各施策の進捗状況に関するより客観的な評価が可能となるよう、年度ごとに目標を達成できたか否かを判断しやすい具体的な目標の設定に努めました。

また、評価に際しては、国際情勢の変化の影響を受けやすいなどの外交政策の特性も踏まえ、定性的、定量的いずれの指標についても、年度ごとの具体的な目標に照らしてどの程度目標を達成できたかとともに、国際情勢や関係国の動向等も勘案して十分な成果が得られているかも含め、厳しい目で評価を行いました。その根拠となる主な実績や理由等については「施策の進捗状況・実績」や「施策の分析」に具体的に記載するよう努めました。

## （3）評価結果の判定方法

ア 施策毎に設定した測定指標について、年度目標の評価期間中（令和2年度及び令和3年度、乃至、令和3年度）の達成状況を次の判定基準に沿って5区分で表示しています。年度目標の達成状況の判定に当たっては、上記（2）のとおり、国際情勢や関係国の動向等も勘案して厳しい目で評価する観点から、判定の目安として「b」を標準としました。

目標の達成状況	判定基準
s	目標超過達成
a	目標達成
b	相当程度進展あり
c	進展が大きくない
d	目標に向かっていない

イ 各測定指標における評価期間中の年度目標の達成状況（上記ア）を踏まえ、施策ごとの目標達成度合いを次の基準に沿って5区分で表示しています。

目標の達成度合い	判定基準
目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められる。
目標達成	全ての測定指標で目標が達成されたと認められる。
相当程度進展あり	一部（又は全部）の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示したと考えられる。
進展が大きくない	一部（又は全部）の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったと考えられる。
目標に向かっていない	主要な測定指標の全部（又は一部）が目標を達成しなかったため、目標の達成に向けて進展していたとは認められない。

## （4）政府開発援助（ODA）に関する政策評価



政府開発援助（ODA）に関しては、外務省では政策評価法が施行される前から、国際的な評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国の ODA に関する評価は、主に外務省と独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施しています。外務省は、ODA 政策の企画・立案を行う役割を有していることから、外務省組織令に基づき実施する ODA 評価において、主に国別評価、課題別評価等の政策レベルの評価を行っています。一方、ODA の実施機関である JICA は、主に個々のプロジェクトの事業評価を実施しています。

ODA 評価に関する外務省及び JICA のホームページは以下のとおりです。

（外務省） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

（JICA） <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

政策評価法に基づく本政策評価では、ODA 政策全体についての評価（施策 VI-1）を行っています。また、政策評価法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロにより事後評価が義務付けられている ODA に係る未着手・未了案件について、当該案件を引き続き実施するか、中止するかを明らかにする形のプロジェクトレベルの評価を行うとともに、政策評価法第 9 条により実施が義務付けられている個々の ODA に関する事前評価を実施しています。これら事前・事後評価結果は、下記外務省ホームページで公表しています。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index\\_hyouka05.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html)

#### （5）分担金・拠出金の評価

分担金・拠出金の評価は、これまで、外務省が拠出する国際機関への分担金・拠出金を政務及び安全保障分野、経済及び社会分野並びに地球規模の諸問題の 3 つの施策に分け、施策ごとに主要な分担金・拠出金を毎年度順次取り上げて評価することにより、各施策全体の評価に代えてきました。

分担金・拠出金については、各国際機関の設置目的や経緯、その規模や活動内容に応じて基本目標 I ～VI に関連する様々な外交上の目的達成を目指していることから、令和 3 年度からは政策評価上の位置付けを見直し、各分担金・拠出金が直接関連する他の施策の一環として評価を実施することとして、基本目標 I ～VI の中に組み込んでいます。

#### （6）政策評価と行政事業レビューとの連携

平成 25 年度から実施されている政策評価と行政事業レビューとの連携強化については、引き続き政策評価対象施策を構成する達成手段と行政事業レビュー対象事業との対応関係を明確化するとともに、行政事業レビューでの指摘等も踏まえた評価に努めました。

### 4 令和 4 年度政策評価結果の概要

#### （1）本年度評価を実施した 4 施策の目標の達成度合い

本年度評価を実施した 4 施策の目標の達成度合いは次のとおりです。

<b>基本目標Ⅲ：広報、文化交流及び報道対策</b>		
施策Ⅲ－1	内外広報・文化交流・報道対策	相当程度進展あり
<b>基本目標Ⅳ：領事政策</b>		
施策Ⅳ－1	領事業務の充実	相当程度進展あり
<b>基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化</b>		
施策Ⅴ－1	外交実施体制の整備・強化	相当程度進展あり
施策Ⅴ－2	外交情報通信基盤の整備・拡充	相当程度進展あり

#### （2）各施策における測定指標毎の目標達成状況及び主な施策分析

本年度評価を実施した 4 施策について、測定指標ごとの目標の達成状況及び主な施策分析は次のとおりです。

##### ア 施策Ⅲ－1 内外広報・文化交流・報道対策

##### （ア）測定指標の令和 3 年度目標の達成状況（\*は主要な測定指標）

個別分野 1 国内広報の実施		
* 1－1	国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信	b
個別分野 2 海外広報の実施		
* 2－1	海外広報の推進	b
* 2－2	ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施	b

個別分野3 IT広報の実施		
* 3-1	IT広報手段の強化、多様化	b
3-2	IT広報システムの強化	b
3-3	コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組	b
* 3-4	外務省ホームページ等へのアクセス件数合計の合計	b
個別分野4 国際文化交流の促進		
* 4-1	文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進	b
4-2	大型文化事業(周年事業関連)の実施	b
* 4-3	人物交流事業の実施	b
4-4	在外公館文化事業についての事業評価	b
個別分野5 文化の分野における国際協力の実施		
5-1	文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献	b
5-2	文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成	b
個別分野6 国内報道機関対策の実施		
6-1	国内報道機関等を通じた情報発信	a
6-2	外務大臣及び外務報道官による記者会見実施回数	a
6-3	外務省報道発表の発出件数	a
6-4	外務省関係の報道件数(通信社、新聞、及びテレビ)	a
個別分野7 外国報道機関対策の実施		
7-1	日本関連報道に関する情報収集・分析	b
* 7-2	外国メディアに対する情報発信・取材協力	b
7-3	外国記者招へいの戦略的实施	b

## (イ) 主な施策分析

### i 個別分野1 国内広報の実施

- 新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」との略語も適宜併用)の影響により、オンライン実施となった外務省セミナー「学生と語る」における外務大臣政務官挨拶、「こども霞が関見学デー」プログラムとして実施した「こども記者」による外務大臣政務官記者会見を通じ、我が国の外交政策を直接国民に紹介し、未来を担う若年層の日本外交理解の一助となった。

講座事業やセミナー、講演会等の国内広報イベントについては、オンライン実施を主とし、対面実施を一部再開した。「高校講座」や「外交講座」は、感染状況と学校のニーズに応じ、一部対面形式実施等、柔軟に対応できた。オンライン形式での開催については、昨年度と同様、在外公館で働く現役の外交官に登壇してもらい、参加者から高い評価が寄せられた。対面形式での開催については、新型コロナ感染症の影響下で、対面で受講できる機会があり貴重であったとの評価が寄せられた。大学生・院生対象の外務省セミナー「学生と語る」は、全体会に加え、分科会で特定のテーマについて議論する機会を設ける等の工夫をし、双方向のやりとりが可能となった。

パンフレットのデジタル化は、新規案件の電子パンフレット作成、外務省ホームページやSNSとのリンク等、取組を継続した。

外務省ホームページコンテンツ「世界一周「何でもレポート」」については、外務省 YouTubeでの動画配信を開始し、多様なツールを活用した情報発信を実現できた。ホームページは月平均約3万5000件、動画は掲載から約3か月間で約2300件のアクセスがあった。「わかる!国際情勢」のトピックを刷新し、時宜にかなった情報を発信でき、月平均約7万3000件のアクセスが見られた。

外交専門誌『外交』の記事の期間限定オンライン全文公開は、1日当たり最大7千件超のアクセスがあり、広範な読者層に外交や国際関係の諸問題を考察する機会を提供できた。

このように、変化する社会情勢に柔軟に適応した広報事業を展開し、より広範な層に我が国の外交政策及び外務省の諸活動を発信できた。

### ii 個別分野2 海外広報の実施

- 新型コロナウイルス感染症の影響により有識者派遣や招へい等の実施は困難であったが、オンライン形式を活用した結果、以下のとおり政策広報と一般広報の推進において一定の効果があった。

#### (1) 政策広報

## ア 対外発信強化事業

オンライン形式の活用で、我が国に関する第三者発信が 1,180 回（目標 270 回）実施された。特に効果が高かった事例は以下のとおり。

- ① 講師派遣事業については、延べ 78 都市で 96 回、計 78 名の有識者によるオンライン講演事業を行い、安全保障や東アジア情勢、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）をテーマとした政策発信、宇宙開発や人工知能（AI）分野の日本の取組、日本の政策に関わる発信を行った。海外研究機関等支援事業では、19 都市でオンライン講演会等への支援を行うほか、オンラインの活用によって日本からの有識者参加が可能となった。
- ② 内外発信のための多層的ネットワーク構築事業招へいについては、オンラインを中心に招へい事業（意見交換・ウェビナー等）を 16 件、その他内外の有識者が参加するウェビナーやオンライン講座を 11 件実施し、これらを含め計 1,026 回の発信が実現した。これらの機会に各国の世論形成に影響力のある有識者等に対し我が国の政策・取組・立場を発信し、事実に基づく正しい認識の形成に貢献した。ソーシャルメディア発信者招へいは、オンライン形式で 1 件実施し、被招へい者は日本人有識者とのオンライン面談を通じて我が国の安全保障政策等について発信した。

## イ 政策広報動画

ALPS 処理水、質の高いインフラなど我が国の重要な外交政策に関し多言語で動画を制作し、ホームページやツイッター、YouTube 等を通じて世界各国・地域を対象に配信した結果、動画再生回数は目標（730 万回）を大幅に上回る約 1 億 6,200 万回を達成し、日本の立場の発信に貢献した。

## ウ 戦略的な対外発信強化のための環境整備

在外公館で外部専門家を活用（18 公館で PR コンサルタントと契約、44 公館で業務補助員への業務委嘱）し、従来接点がなかったメディアとのコネクション形成や、在外公館ウェブサイト及び SNS による発信拡充等、在外公館の発信力が強化された。

### （2）一般広報

日本ブランド発信事業については、オンライン事業を導入し、対面と併せて計 8 回の発信機会を創出した。日バルト 3 国友好 100 周年を記念したラトビア、エストニア及びリトアニアでの浮世絵木版画の専門家によるウェビナー、我が国との友好 70 周年を記念したインドでの有松鳴海絞りウェビナー、カナダで大阪・堺市の刃物の魅力を紹介するウェビナーを行い、対面時よりも多くの人々に日本の魅力を発信した。日本在住の米国人泡盛・焼酎専門家 2 名の本国帰国の機会に、米国内 3 か所で対面の泡盛・焼酎セミナーを開催する工夫を行った。

印刷物資料としては、日本事情発信誌『にぽにか』を年 2 号（各号 20 万部）発行した。視聴覚資料ジャパン・ビデオ・トピックスを年 5 号制作し、日本の伝統文化、生活文化、技術、ポップカルチャー等幅広いテーマを取り扱い、世界各国のテレビ局放送、Web 配信、在外公館上映会、教育広報活動等を通じ多くの海外一般市民に視聴された。

ウェブサイト「Web Japan」は、26 トピックの新規記事を制作し、人気コンテンツ Kids Web Japan 掲載の Local Specialities を更新し、ウェブサイトの充実を図った（令和 4 年度に公開予定）。Web Japan ページビュー数は目標の年間 1,500 万回を下回る 903 万回となったが、SNS での投稿も定期的に行い、Web Japan Facebook のフォロワー数は、令和 3 年 3 月 16 日時点の 142,992 から 180,976 に大幅に増加した。

### ● ジャパン・ハウスに係る施策の分析は以下のとおり。

- （1）新型コロナウイルス感染症の影響が続き、サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルス各拠点の各拠点は休館や開館時間の制限、入場者数制限等を余儀なくされる中、オンライン発信全般（SNS、ウェブサイト、バーチャル展示、ウェビナー、オンライン体験キット等）を強化し、多様な発信に努めた。その結果、ジャパン・ハウス 3 館のインスタグラムのフォロワー数は、他国の類似施設と比べても高い水準にあり、対日関心の促進に寄与した。実物展示については、オンラインで日本の企画者が指示を出し、現地でスタッフがキュレーションする等の工夫を凝らし魅力的な発信を実現した。
- （2）令和 3 年 5 月以降、3 館とも開館したが、コロナ禍により集客の観点からは様々な制約を受けた。年間メディア掲載数が一部目標未達成の拠点があるが、来館者数は堅調に伸び、各拠点に対する現地の期待感の表れと言える。
- （3）令和 4 年 3 月に、コロナ禍における文化発信に関するイベントを開催し、ジャパン・ハウス東京事務局のクリエイティブ・アドバイザー原研哉氏や巡回展企画者でもある建築家の妹島和世氏等を交え、バーチャルとリアル発信のあり方を含め積極的な議論が展開された。このイベントはウェブサイト等にも掲載され、ジャパン・ハウスの魅力や活用のヒントを周知できた。
- （4）日本企業のビジネス促進や文化・学術交流は限定的となった。インバウンド促進については、

オンラインを活用し、地域ごとに魅力や文化をとりまとめ、旅行仕立てで紹介するシリーズ企画「オンライン文化体験イベント」を実施し、各地の物産を集めたキット販売や現地体験企画等により地方への裨益も実現し、今後のインバウンド効果も見込まれる事業を展開できた。ジャパン・ハウスサンパウロと交流があった静岡文化芸術大の学生が、オンラインで研究成果を発表する等、交流を続けた。ロンドンでは企画開催時期と合わせデザイン発表された布がロンドンの老舗有名デパートで販売されたり、地方自治体（大阪府・堺市や東京都・墨田区）と連携し、特産品についてのオンライン・レクチャーや特産品の販売を行ったりなど、工夫しながら交流を続け、実を結び始めている。

### iii 個別分野 3 IT 広報の実施

- 令和元年度の「SNS を用いた対外発信ガイドライン」に沿った SNS 運用、コロナ禍における SNS を活用した情報発信の取組により、外務省公式アカウント及び在外公館アカウントにおいて、対前年で 14.2% のフォロワー増加を達成できた。外務省ホームページの不要ページ及び浮遊ページの整理、並びにウェブアクセシビリティの向上については、一定の前進が認められるが、更なる取組が必要。
- 外務省ホームページ等のアクセス件数は、平成 30 年度 2.7 億件、令和元年度 3.0 億件、令和 2 年度 3.9 億件、令和 3 年度 4.0 億件と増加傾向にある。オンラインによる会談、会議、ビデオメッセージの発出等の新たなツールを利用した外交活動がむしろ活発に行われ、世界的な外出制限、外出自粛、テレワークの浸透、オンライン授業等により、ネットでの情報収集、発信がより活発に行われたことが影響したと考えられる。

### iv 個別分野 4 国際文化交流の促進

- 在外公館文化事業に係る施策の分析は以下のとおり。

令和 2 年度に続いて世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延により従来の集客型事業の実施が困難な国・地域が多かったが、各公館は、オンラインや SNS を活用する事業を企画・実施し、多くの参加者を得た。オンラインと集客型のハイブリッド形式で実施した「オリンピック・パラリンピック月間」（於：エルサルバドル、7～9 月）では、来場者は約 1,000 人、大使館フェイスブックでの関連情報発信へのリーチ数が 68 万件超等の成果があった。オンライン化により、離れた都市や外国からの参加が可能等の効果もあり、参加者へのアンケートにおける対日理解度に関する設問で、関心や理解が深まった（A 及び B 評価）との回答がアンケート総数の 96% になる等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に寄与した。
- 国際交流基金事業に係る施策の分析は以下のとおり。

#### (1) 文化芸術交流事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国際的な人の移動を伴う事業が制限される中、対日理解の促進と親日感の醸成をはかるため、放送コンテンツ紹介事業、オンライン事業、リアル事業のそれぞれを状況に応じて実施できた。リアル事業のプロモーションにオンラインを活用する等、両者の相乗効果も発揮できた。オンラインでも専門性と専門家等とのネットワークを生かして質の高いコンテンツを制作した。

巡回展や日本映画上映については、在外公館と連携し現地の最新の感染状況を踏まえて実施し、対日関心を喚起し、日本理解促進に貢献した。

#### (2) 日本語教育・学習基盤の整備

JFT-Basic については、新規にインド、スリランカ及びウズベキスタンでの試験実施を開始し、二国間の外交上の必要性への対応及び日本政府の方針である外国人材の受入れ促進に寄与した。外国人材向け日本語教材「いろいろ 生活の日本語」の多言語化、オンラインコースの公開等によるコンテンツ充実化により、外国人材候補者に対して、自習可能な学習環境が整備でき、今後の外国人材受入れ・多文化共生社会の実現にも寄与した。

#### (3) 海外日本研究・知的交流

令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたが、日本政府の水際措置を遵守しつつ 10 月から海外日本研究者招へい事業を再開し、150 名の招へいを実現した。招へいできない期間も、各国・地域の日本研究機関や日本研究学会等を支援し、ネットワーク維持につとめた他、アジアの主要日本研究機関若手研究者を対象に、12 月から令和 4 年 2 月に協働研究をテーマにした一連のオンライン事業を実施し、アジアの日本研究機関（タマサート大学等）との関係を強化した。

また、市民・青年交流事業については、米国各地で草の根レベルで日本との交流や日本文化の発信の担い手として活動する日米草の根交流コーディネーター派遣事業（JOI）を実施し、派遣人数を増加（18 期 5 名から 19 期 8 名）して米国との間の草の根文化交流を強化した。令和 4 年に派遣開始 20 年を迎えることを契機に、ウェブサイトのリニューアルやロゴマークの刷新、ラジオ番組とのコラボレーションを実施し、日本国内の潜在的な交流の担い手に対しても事業の知名度を高めた。

- 人物交流事業に係る施策の分析は以下のとおり。
  - (1) 留学生交流については、帰国留学生会員総数を 11 万人に増加するとの目標は、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインを活用した活動に限定されたため、108,777 人とわずかにおよばなかったが、前年比 2500 人増となった。
  - (2) 招へい事業については、実施主管課が行う招へい実施後の事後調査で、関係級招へい及び戦略的実務者招へいのどちらも「◎、○」の割合が 100%となった（(注)◎：達成度が特に高い、○：相当の達成度あり）。
  - (3) JET プログラムについては、在外公館での積極的な広報の結果、前年度から応募者数が 1,110 人増加し目標を達成した。対日理解促進及び対外発信については、オンラインツールを活用する等工夫をして実施した。自治体からの要望数は入国制限で減少した。
  - (4) スポーツ交流事業については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を活かし、年間で 10 件の器材輸送支援を実施し、競技団体間のネットワーク形成・強化の効果があつた。国際スポーツ界における日本人のプレゼンス向上については、11 月に実施された国際体操連盟 (FIG) 会長選挙で、現職の渡辺守成会長再選を側面支援し、国際競技連盟における日本人役員のプレゼンス向上に貢献した。
  - (5) 対日理解促進交流プログラムについては、オンライン交流を継続し、日本に関する対外発信を強化した。オンライン交流や同窓会等のフォローアップ事業を通じ、合計 4,747 名が日本と各国・地域との関係についてのウェビナー聴講、活発な意見交換を行い、対日理解を促進し、訪日期待と対日関心を高め、親日派・知日派の発掘に寄与した。ウェビナーや交流会への参加者による SNS 等を通じた対外発信は約 7,700 回あり、親日派・知日派の裾野の拡大に貢献した。

● 文化無償資金協力に係る施策の分析は以下のとおり。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に人の往来や行動が制限される状況が継続していたものの、一般文化無償資金協力では 2 件の交換公文署名式と 5 件の器材等引渡し式、草の根文化無償資金協力では 19 件の贈与契約署名式と 14 件の器材等引渡し式を実施することができた。

以上を通じて、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に貢献した。

v 個別分野 5 文化の分野における国際協力の実施

● 文化、教育、知的交流分野における国際協力、貢献に係る施策の分析は以下のとおり。

- (1) ユネスコについては、執行委員国 4 年間の任期において、年に 2 回開催される執行委員会に委員国として出席し、事業及び予算、ユネスコの重要な方針や活動についての議論に参加が可能となった。総会下部機関選挙の 3 つの委員会及び理事会（法規委員会、政府間水文学計画 (IHP) 政府間理事会、人間と生物圏 (MAB) 計画国際調整理事会) のポストを獲得したことでユネスコ憲章及び手続規則などの解釈及び改正のほか、多くの日本人専門家が貢献している自然科学のスキームの設定、実施に係る議論や意思決定に参画出来るようになった。
- (2) 「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うものとなるよう、積極的に取り組み、4 月の第 211 回執行委員会で新しい制度が承認され、案件の申請や登録決定に加盟国が関与できるようになっただけでなく、加盟国間で対立する案件については期限なく当事国間で対話を行うことができるようになり、我が国が主張してきた主要な改善点が新たな制度に盛り込まれたほか、今後政治的な対立案件が当事国の意思に反して一方的に登録される可能性が完全に払拭されたことの意義は極めて大きい。
- (3) 国連教育科学文化機関拠出金について、ユネスコを通じた日本信託基金事業は、国民のアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援として関心を集めやすく、令和 3 年度も各国で高い評価を受けた。アンコール遺跡救済に関する国際協力についての「東京宣言」を採択した国際会議（平成 5 年）で設置が決定され、その後も日仏が共同議長となって運営されるアンコール遺跡保存開発国際調整委員会 (ICC) は、令和 3 年度も各国・機関の支援を調整する重要な役割を果たした。信託基金の事業実施にあたっては、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を裨益国の文化遺産保護関係者に移転することに重点を置き、その効果は、事業終了後も長期間継続している。アンコール遺跡修復事業に関して、カンボジア・シハモニ国王やサコナ文化芸術大臣より専門家を含む本件協力への謝意が伝えられる等、国際会議等において裨益国の関係級から日本人専門家の貢献も含めて我が国への謝意が示され、我が国プレゼンスの向上に大きく貢献した。
- (4) 国連大学については、国連大学対話シリーズは 2021 年 4 月以降実施できていない。

SDG 企業戦略フォーラムは、日本企業だけでなく、オンラインセミナーを通じて、日本の学生にも SDGs に関する知識を普及している。いしかわ・かなざわオペレーティングユニット (UNU-IAS OUIK)

では、地方都市（石川県金沢市）との連携を強化し、活動の幅を広げている。国連大学は発展途上国出身者の人材育成に力を入れており、発展途上国出身の学生を積極的に受け入れている。エビデンスに基づく課題解決型の教育に注力している国連大学での教育は、課程修了後に国連大学で得た知識を社会に還元する能力を育成するものであり、また、SDG 企業戦略フォーラム等で SDG s とビジネスをつなぐ日本企業のアイデア等に触れて知的好奇心を喚起することで、国連大学への関心が高まる効果が期待される。日本人学生はそれほど多くはないが、国連大学に優秀な学生からの応募が集まるよう、引き続き広報の協力をしていきたい。

(5) 令和3年7月に行われた第44回世界遺産委員会において、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」の2件がいずれもコンセンサスで世界遺産に登録された。同年11月に行われた第23回世界遺産条約締約国総会において我が国が世界遺産委員会委員国選挙に当選したことは、今後の世界遺産の保護等を巡る国際的な協力体制の発展に向けた我が国の発言力の一層の強化に繋がる。

#### vi 個別分野6 国内報道機関対策の実施

- 外務大臣及び外務報道官による定期的な記者会見、国民の関心が高いと考えられる外交事案・緊急事態が発生した場合等の臨時記者会見を実施し、速やかに外務省 HP に会見記録を掲載した。より正確かつ中身の濃い報道につながるよう、重要な外交事案について事務レベルのブリーフを実施するなど、効果的な情報発信の取組を行った。

外務大臣談話、外務報道官談話、外務省報道発表の発出等、文書による情報発信を的確かつタイムリーに実施した。

新型コロナウイルス感染症対策のための会見参加人数抑制を補完すべく、外務省公式 YouTube アカウントで外務大臣定例記者会見のライブ配信（日・英）を実施した。

以上を通じて、効率的かつ効果的な情報発信を行うことができ、我が国外交政策に対する国民の理解と行動の増進が図られ、当初目標は達成したと考える。

#### vii 個別分野7 外国報道機関対策の実施

- 外国報道機関対策の分析は以下のとおり。

(1) 外交関連・日本関連の報道について毎日網羅的に情報収集し、主な論調及び主要記事の要約を官邸及び省内に迅速に共有した。また、主要英字紙の外交関連・日本関連の報道については、毎日モニタリングを行い、論調及び要約を全省員及び全在外公館に配信した。総理大臣や外務大臣による外国訪問の機会には、関連報道を迅速に取りまとめ、総理大臣、外務大臣一行に遅滞なく共有した。水際対策や ALPS 処理水等、海外メディアの関心が高い日本関連報道についても、関連報道を日々モニタリングし、報道ぶりを迅速かつ適時適切に官邸、省内、関係省庁等に提供した。これらは、我が国外交政策を形成する観点から有益であった。

(2) 総理大臣及び外務大臣等の外国訪問の機会に総理大臣及び外務大臣等のインタビューや寄稿を通じて日本政府の考え方や取組を紹介できたことは、海外メディアに対する正確な対日理解を促進する観点から有益であった。また、水際対策や ALPS 処理水の処分に関し、ブリーフィング等を通じて日本の対応を正確に発信することで情報発信の透明性を確保し、海外メディアの理解を一定程度得る観点から有益であった。

(3) コロナ禍で実際の招へいが困難な中でも、発信力の高いメディアや記者を選定の上、海外メディア（テレビチームを含む）によるオンライン取材を実施し（82 か国 273 名）、世界各地で計 151 件の報道に繋げた。また、新規入国が可能となった短期間で、アラブ首長国連邦から招へいを 1 件実施し、25 件の記事が掲載された。これらは正確な対日理解に基づく報道を増進した。

### イ 施策IV-1 領事業務の充実

#### (ア) 測定指標の令和2・3年度目標の達成状況（\*は主要な測定指標）

個別分野1 領事サービスの充実		
*1-1	利用者の評価等サービスの向上	b
*1-2	領事研修の実施	b
*1-3	日本人学校・補習授業校への援助	b
*1-4	IC 旅券の発給及び不正取得等の防止	b
1-5	在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理	b
1-6	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施	b

1-7 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展（注：本測定指標は、目標を達成したことから、令和2年度を持って設定を終了）	b
個別分野2 在外邦人の安全確保に向けた取組	
2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備	b
*2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応	b
*2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携	b
個別分野3 外国人問題への取組	
*3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和	c
*3-2 在日外国人問題への取組	b

## (イ) 主な施策分析

### i 個別分野1 領事サービスの充実

- 利用者の評価等サービスの向上については、電話や窓口対応に対する利用者の満足度の増進に努めるべく、在外公館の領事担当職員の意識改革、業務改善を図ってきており、令和2年度及び令和3年度のいずれのアンケート調査においても、領事サービスに関しての満足度として、回答者の80%以上の人から「満足」又は「やや満足」と肯定的な評価を得ており、当初目標を達成した。その中で、自由回答欄では、「メールの回答が早い」、「迅速に対応してもらえる」との回答も多く、回答者の90%以上が領事サービスを利用することで問題を解決できたと回答していることから、利用者の目的がおおむね達成できていると考えられる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、改善すべき点として、これまで以上に各種申請のオンライン化、領事手数料の非現金化等に関する要望が多くあり、出頭回数や手続に関して多くの意見が寄せられている。本省においても領事サービス改善に向け検討を進め、引き続き、良質な領事サービスの提供を目指す必要がある。

本アンケート調査は、平成21年度より実施しており、当初は調査表（紙）による調査であったが、回答者の利便性を考慮し、平成25年度からはオンライン上でも回答の受付を始め、令和2年度からはオンラインのみで調査を実施している。また、令和元年度からは、在外公館が提供している領事サービス状況を適正に評価するために設問設計、実施、分析等一連の業務を民間調査会社に委託し、民間の知見を活用した定量的・客観的評価を得るとともに効率的で公正な調査を実施しており、結果については、在外公館別の改善助言とともにフィードバックしている。平成28年度より領事サービスに関しての満足度を計る設問を項目に加え、当初は70%だった満足度は、令和2年度には80%以上に増加しており、自由回答欄では、「以前よりも改善した」という回答も寄せられている。以上のことから、長期的に見ても領事サービスが改善されていると評価できる。

- 領事研修につき、中期目標における領事研修の成果は、在外公館が提供するサービスに対する在外邦人や邦人渡航者による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が多様なニーズを把握し、それに応える上で必要となる領事事務各分野の専門知識及びコミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し、実施することが求められる。

新型コロナウイルス感染症対策のため、対面式での研修を行うことはできなかったが、受講者に合わせ、早朝及び夕刻に開催したことにより、幅広く受講者が参加することができ、受講者対象のアンケートでも8割から肯定的な評価を得ている。

また、領事窓口等での邦人への対処方法等の観点からマナー・クレーム対応に関する研修の講義時間を増やして実施したほか、令和2年度に領事担当官感染症対策オンライン研修を実施し、在外公館における感染症対策や邦人保護活動での注意事項等の講義を行い、領事サービスに反映したことにより、令和3年1月実施の在外邦人への「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」において、領事サービスに関しての満足度として、回答者の8割以上から「満足」又は「やや満足」と肯定的な評価を得ることができ、おおむね研修の成果が表れたと考えるが、未だマナー等に否定的な回答もあることから、領事サービス向上の観点から更なる講義内容の充実を検討していく。

- 日本人学校・補修授業校への援助につき、中期・年度目標である在外教育施設への支援の適切な運用については、厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府支援要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府支援を行った。また、従来から支援を行っている在外教育施設を始め、新規に支援を行う在外教育施設に対し、政府支援の適正な執行運用等につき指導・助言を行うことで効果的に政府支援の執行ができた。

安全対策強化では、経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊

急避難訓練実施への助言、警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府支援を実施した結果、在外教育施設での大きな事件・事故等の発生はなく、効果的に政府支援を実施できた。

課題としては、政府支援の性質を在外教育施設に改めて周知し、不適切な政府支援の要望等がないか在外公館と協力し、チェック機能をより充実させるよう努める必要がある。

- IC 旅券の発給及び不正取得等の防止につき、令和4年度末までに旅券のオンライン申請を開始すべく諸準備を進めるなか、令和4年2月22日に旅券の発給申請手続等の電子化などを内容とする「旅券法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。本法律案は、国民の利便性の向上、旅券事務の効率化、旅券の信頼性維持、行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減等を図るための環境を整えることにつながるものである。

旅券の不正取得防止のため、毎年「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回実施し、本人確認の審査の厳重化と、警察等関係機関との連携を密にした取組を進めることで、不正取得事案も減少傾向を維持している。令和4年1月に発表された英国民間会社のパスポート指標（査証を必要としない渡航先国数）において、日本の旅券はシンガポールと同率で111の旅券中第1位になるなど、日本の旅券の信頼性が広く世界に認められているとも考えられる。これらの取組を通じ、旅券事務におけるデジタル化の推進や日本国旅券の国際的信頼性の確保等に向けて、おおむね当初目標どおりの進展を得ることができたが、その成果を国民に対して具現化するためには、更に必要な準備・調整を進める必要がある。具体的には、旅券の発給の申請手続等の電子化については令和4年度中に制度創設を行い、オンラインでの申請を可能とするとともに、令和6年度を目途とした次世代旅券の導入のための集中作成方式移行等を実現する必要がある。

## ii 個別分野2 在外邦人の安全確保に向けた取組

- 在外邦人保護のための緊急事態対応については、現地通信インフラの整備状況や治安状況等を勘案し、必要な台数の無線機の配備、保守点検、運用指導に努めたことにより、大規模緊急事態において在外公館が迅速に対応するための体制が強化された。

邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、大規模自然災害発生等の蓋然性の高い国・地域を中心とする在外公館に必要な数を調達・購送し、安定的な配備に努めたことにより、大規模緊急事態において在外公館が迅速に対応するための体制が強化された。令和3年7月に南アフリカにおいて略奪等の暴動が発生した際に、食料品の入手が困難となった邦人に対して緊急備蓄品を提供したほか、同年12月にフィリピン・セブにて台風22号の被害が発生した際にも邦人へ緊急備蓄品の提供を行い、緊急備蓄品を緊急事態の現場で実際に効果的に活用することができた。

緊急事態発生時に在留邦人や邦人渡航者に対し、情報提供及び安否確認等を行うためのショートメッセージサービス（SMS）システムの運用、及びSMS到達率向上のためのシステム改修や運用安定化のための各種施策を実施したことにより、邦人安否確認の実効性が高まった。

海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修及び在外邦人等保護措置訓練、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練へ参加させたことにより、海外の緊急事態発生時における対応能力が強化された。

大規模な対面集合型の官民合同テロ・誘拐対策実地訓練の開催には至らなかったが、ERT やその他の危機管理担当者や領事担当者（計5名）を企業関係者とともに小規模な国内訓練に参加させたことで、安全対策における官民連携の強化及び外務省の体制強化に寄与した。

新型コロナウイルス感染症の発生及び世界的な流行を受け、令和3年度においても引き続き感染症危険情報の発出見直し、領事メール等による在留邦人や邦人渡航者への注意喚起、感染危険レベルに応じた渡航勧告の呼び掛けを行ったことにより、国際的に猛威を振るう新型コロナウイルスの邦人への感染をできる限り防ぐよう努めるとともに、感染症対策に係る外務省における取組の推進・拡充に寄与した。

さらに、令和2年度には、アフリカからの帰国オペレーション（300人を15か国から10のルートで帰国）を含め、同年11月末までに101か国から1万2千人を超える日本人の帰国を実現させた。また、令和3年度にインドでデルタ株による感染者が急拡大した際には、希望する邦人が円滑に出国できるよう、PCR検査の受検が可能な検査機関などについての情報提供や、邦人専用のPCR検査場の開設などの対応を行ったほか、インドネシアにおいて感染が急拡大した際には、日系航空会社の特別便の運航による在留邦人の帰国を支援し、計9便の運航により、約1,000人の在留邦人の帰国が実現できたことは、大規模緊急事態発生時において邦人保護を迅速かつ機動的に行うための体制等の整備・強化に取り組んできたことが大きく寄与したと考えられる。また、これらの対応は、緊急事態における大規模な邦人退避オペレーションの実施体制の整備を行う上で有益な情報を得ることもつながった。

- 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携については、在外邦人の安全に関わる有益な情報を入手・報告し得る情報提供者の新規開拓に努めたほか、得られた情報を海外安全ホームページや在



外公館ホームページ、領事メール、在外公館の安全対策連絡協議会等で発信したことにより、危険地域における在外邦人の安全対策が向上したほか、邦人の意識向上全般につながった。

安全対策に関する各種会議等の開催及び広報を充実させることにより、官民間の危機管理意識の共有及び連携の強化、海外安全対策に関する民間企業の意識向上、企業間の知識の共有等、多くの成果が得られた。

主要海外通信社（AP、ロイター等）の外電、欧米主要国の渡航情報、アラビア語のニュースソースを24時間365日体制でモニターした。また、世界各国、各地からSNSを通じて発信されるビッグデータからAIを活用して抽出された自然災害、犯罪、テロ、紛争等の緊急事態の情報をモニターした。モニターの結果、邦人の安全への影響がある恐れがある事案については、随時各在外公館等と連携を取ることで、緊急事態発生時における初動体制の構築や、速やかな領事メールの発出等在留邦人等への注意喚起を迅速に行うことが可能となった。邦人が巻き込まれている可能性のある事件・事故発生情報が速報で入り次第、各在外公館の領事担当に情報を共有することにより、邦人被害の有無についての確認作業の迅速な着手につながった。

「国内安全対策セミナー」において、現況の新型コロナウイルス感染状況を鑑みてオンラインでの実施を行った。アジアや北米・欧州などの対象地域ごとに講演内容を特化させ、事前広報を海外安全ホームページやSNS、関係機関のネットワークを通じて行うなど、集客向上と参加者の裾野拡大に努めた。また、講演内容としては、最新のテロ情勢、危機管理、安全対策等の情報を提供したほか、受講者から要望のあったテーマを扱う専門家を講師に迎え、企業の幅広いニーズに合うものとした。

留学生及び学校関係者に対する安全対策講演会の際に、講義に加え意見交換、危機管理シミュレーション及び助言を行ったことにより、学生及び学校関係者の安全意識の更なる向上が図られた。

「在外安全対策セミナー」の実施に際しては、感染対策の観点からオンラインでの配信とし、ニーズの高い都市を選定し、専門家を講師に迎えるなど、より効果的な実施によって在外邦人の危機管理意識を向上させるよう努めた。

いずれのセミナーも、講演ごとに最新のコロナ禍における事例紹介や政府の政策、水際対策措置などをテーマにした内容を盛り込んだことにより、講演参加者が最新事情を把握し、感染症への対策意識を向上させることにつながり、参加者のニーズに合致したものとなった。

### iii 個別分野3 外国人問題への取組

- 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和については、令和2年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症の国内外での感染拡大を受けて、査証免除措置の一時停止を含む水際対策措置が強化された。この措置の影響により、令和2・3年度の訪日外国人数は令和元年度と比較して大きく減少した。令和2年度の段階では、新型コロナウイルスの感染が収束した際に、観光立国政策の推進に向け査証発給要件の緩和を引き続き検討することを想定していたが、その後変異株が国内外で累次感染拡大し、水際対策措置の強化が継続されたため、査証発給要件の緩和を検討する環境が醸成されなかったものと考えられる。

次世代査証発給・渡航認証システムの導入についても、新型コロナウイルス感染症の影響による訪日外国人数の減少を受けて令和4年度に延期することとなったため、当初の目標を達成するには至らなかったが、導入までの時間的猶予が捻出されたことにより、仕様の更なる改善に費やすことができたと考えている。以上のように外的要因の影響が大きかったものの、本測定指標に関しては当初の年度目標が未達成となったため、c評価とした。

- 在日外国人問題への取組については、在留資格「特定技能」について、協力覚書の作成により、ポスト・コロナを見据えた特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めることが必要であるところ、新型コロナ情勢下にあってもインドとの間で覚書を作成できたのは有益であった。また、作成済み国との関係では、情報連携及び協議を通じて、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを確保する必要があるが、特に優先すべき国との間でオンライン会議システムを活用するなどして複数回の協議を行うことで、新型コロナ情勢下における同制度の円滑な運用を図ることができた。

令和2年度国際フォーラムにおいては「外国人住民への情報発信：コロナ禍で見た現状と課題」、3年度においては「外国人と医療」をテーマとし開催し、それぞれ1,000人以上及び400人以上の参加を得て実施した。新型コロナウイルス感染症拡大により顕著化した課題について有益な意見交換がなされ、啓発の機会となった。

外国人集住都市会議は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により開催中止となったが、令和3年度は、オンラインで開催され、外国人住民の多い地方自治体における多文化共生施策の現状、取組について情報収集することで、今後の在留外国人施策を検討するための参考とすることができた。

在京外交団を対象とした防災説明会は、令和2・3年度ともに書面開催となったが、説明会開催後、在京外交団から複数の質問があるなど、会議を開催することで、東京都及び外交団の防災責任者との意思疎通、連携を図ることにつながった。

## ウ 施策V-1 外交実施体制の整備・強化

### (ア) 測定指標の令和2・3年度目標の達成状況（\*は主要な測定指標）

* 1 外務省の人員、機構の更なる整備	a
* 2 在外公館の警備体制の強化	b
* 3 外交を支える情報防護体勢の強化	b
* 4 地方連携の推進	b

### (イ) 主な施策分析

- 外務省の人員、機構の更なる整備については、定員は、政府全体として国家公務員総人件費削減の方針があり、純減となっている府省庁が多数を占める中、令和2・3年度合わせて142名純増を実現した。特に、令和2年度要求においては、経済紛争処理対策や外国人材の受入れといった内閣の重要課題に応じた定員増を実現した。また、令和3年度要求においては、内閣の重要課題に応じて経済安全保障を含む安全保障分野等の大幅な定員増を実現したほか、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応という喫緊の課題についても、水際対策等のための定員増を実現し、政府の施策に効果的に貢献することに資する形で人員の増強を実現することができた。また、令和3年度要求においては、在外公館における定員増の必要性もさることながら、政策の企画立案を担当する本省の業務実態を踏まえ、本省の定員増を重点的に実現することで、よりメリハリのある形で人員の増強を実現することができた（本省：68名増、在外：4名増）。このほか、令和4年度には74名の定員増を行う結果、令和4年度末定員数は6,504名となる予定である。

在外公館は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に資するよう、アジア地域の2公館を始め、正に外交活動全体の質の強化に通じる形での整備を実現した。特に、令和3年度要求においては、在ダナン総領事館の新設（領事事務所からの「格上げ」）を実現したことで、急増する進出日系企業への支援体制の構築や領事体制強化を図ることができた。また、ダナンは、南シナ海に面した安全保障上の要衝であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、東西経済回廊の起点として重要な戦略拠点の一つであるところ、ダナンに、安全保障及び経済の情報収集拠点を設けることで、同地域との関係を重層的に深化させることができた。

内部部局の機構は、令和2年度要求の国際法局経済紛争処理課の新設を通じ、WTO協定、経済連携協定及び投資協定に基づく紛争解決の重要性の高まりに対応すべく、経済分野の紛争解決の処理を戦略的かつ効果的に行うための体制を強化し、もって法の支配を始めとする国際社会における普遍的価値の推進に大いに貢献した。また、令和3年度要求では、国際協力局地球規模課題総括課国際保健政策室の新設を通じ、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況に対する対応を強化するとともに、ポスト・コロナを見据えた国際社会の動きを我が国がリードする体制を整備し、地球規模課題の取組に大いに貢献した。このように、厳しい財政状況の中、適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設をしつつ、外交活動の質の強化を進めるため、在外公館及び本省の機構・人員増強に取り組んだことにより、外交実施体制の拡充の上で大きな効果が見られた。

- 在外公館の警備体制の強化については、テロや緊急事態等の脅威の高い在外公館を中心に警備強化を実施した。また、治安情勢の変化に応じて、警備員の増員配置、施設及び警備機器の強化を実施し、警備強化を図った。脅威に応じた警備訓練を実施したことにより、館員及び現地職員の緊急事態発生時における対応要領の確認や、警備意識の向上につながり、在外公館の警備体制の整備を進めることができた。

外務省職員及び警備対策官に対する研修においては、コロナ禍での制約を踏まえて可能な範囲でオンラインでの講義を取り入れつつ、過去の我が方公館に対する脅威事案の対応や教訓を踏まえたビジュアル資料を活用し、実践的な内容で実施することで、警備・安全対策に係る知見及び意識の向上につながることができた。しかし、予算やコロナ禍の制約等により、職員に対する研修や在外公館の警備強化が必ずしも十分に行えなかった点もあることから、引き続き、在外公館の警備体制の強化を進めていく必要がある。

- 外交を支える情報防護体勢の強化については、情報防護関連の情報収集及び分析の結果を反映し、省内の文書管理や秘密保全の関係部署とも連携の上、職員に対する情報防護に係る意識啓発や注意喚起を集中的に実施する取組を令和2・3年度にかけて実施した。また、省内研修については、研修内容を充実させるとともに、研修機会を拡充してきた。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、対面講義が実施できない等により研修受講者総数が一時的

に減少となったが、令和3年度については前年比で増加した。これらの取組は、省内全体の情報防護体制の強化及び意識向上に向けて一定の効果を上げたと考える。

さらに、本省及び在外公館で使用しているセキュリティ上のリスクが指摘される機器について、リスクを評価の上、一部機器の入替え等を行ったことで、機器からの情報漏えいリスクを低減させることができた。

- 地方連携の推進について、地域の魅力発信セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は開催を見送り、令和3年度については従来の対面形式ではなくオンライン形式での開催となったが、事前に配布した各地域の特産品等を実際に手に取り、体感しながら参加することで、参加者が地域の魅力をより身近に感じられるよう工夫を行うことで、オンライン開催でも効果的なPRを行うことができた。

駐日外交団による地方視察ツアーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度において参加人数を限定し感染防止対策をとった上で計3件を実施した。他方、特に令和3年11月の鹿角市ツアーでは同年7月に世界文化遺産に登録されたばかりの構成遺産のPRにつながったこと、同年11月のこおりやま広域圏ツアーでは、東日本大震災から10年を迎える節目の年に復興に関連する施設を訪問するなど、時宜を得た内容によって駐日外交団の関心を一層高めることにつながり、駐日外交団から高い評価を得た。なお、令和2年11月の奈良県田原本町ツアーにおいても国の指定文化財（史跡）である唐古・鍵遺跡を訪問先に組み入れるなど、上述の鹿角市ツアーとともに地方の歴史的モニュメントのPRも行った。

「地方の魅力発信プロジェクト」については、令和3年1月に在ホーチミン総領事公邸で福島県・山梨県・大分県の魅力や特徴をセミナー形式で紹介し、試食・試飲ブースで各地の日本酒や焼酎、ぶりや椎茸などの地域の特産品を提供し、複数の地元紙や日系テレビ局にも取り上げられるなど、東日本大震災の被災地を含む日本の地方の魅力の効果的な発信を行うことができた。また、令和3年9月に在瀋陽総領事館公邸において、遼寧省と友好関係にある富山県と岩手県の伝統工芸品とともに両県の観光や文化などの魅力を広報したが、本件は在瀋陽総領事館及び本スキームにおいて初のオンライン配信による実施となり、視聴者数は延べ11,000人を数え盛況であったほか、開催後は、ライブ配信等に関心のある自治体関係者から次回に向けた相談が寄せられるなど、好感触を得た。

さらに、在外公館長の赴任前・一時帰国時の地方訪問においては、地方自治体関係者との間でホストタウン交流で培った関係を大会終了後も継続・発展していく点につき意見交換を行った事例も複数確認でき、ホストタウン交流のフォローアップに貢献することができた。

地域の魅力海外発信支援事業については、令和2年12月、中国においてオンライン形式で開催した事業では、約185万人のフォロワーを抱える在中国日本大使館SNSを活用し、計50自治体参加のもとで日本各地の動画を配信したほか、中国と4道県を結んだ生中継イベントでの視聴者が170万近くに達した。令和3年12月～令和4年2月においても計67の地方自治体のPR動画の配信等を行うなど、コロナ禍においてもオンラインを活用するなど工夫を凝らして日本の地方の多様な魅力発信を行った。

地方創生支援・飯倉公館活用対外発信事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に予定していた2件、及び令和3年度に予定していた2件のうち1件の実施を見送ったが、うち1件については外務省と山口市及び名古屋市との共催によるセミナー形式のイベントに変更し規模も縮小した形で令和4年3月に実施した。同イベントでは、駐日外交団等65名の参加を得て、地方の特色、施策等を発信し、参加者からは「異なる地域の2つの都市の組合せが非常にうまく機能し、イベントに付加価値をもたらしていた」、「両市を訪問してみたくなった」といった高い評価を得るなど、駐日外交団等の関係者とのネットワーキングや内外情報発信について一定の成果を達成した。

上記のとおり、国際的取組を進める地方自治体との連携強化については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた回数、形式、規模と同等の回数、形式、規模による実施は困難な状況であった一方、その中でも創意工夫を図りながら、地方の魅力発信や東京大会を契機としたホストタウン交流の推進について一定の成果を確認できたと考えている。

## エ 施策V-2 外交情報通信基盤の整備・拡充

### (ア) 測定指標の令和2・3年度目標の達成状況（\*は主要な測定指標）

*1 サイバーセキュリティ強化	b
*2 働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境の整備・導入	a

### (イ) 主な施策分析

- サイバーセキュリティ強化については、令和2年度及び3年度においては、外部専門家による情報セキュリティ集合研修（令和2年度2回、令和3年度2回）を、オンラインを活用し実施した。在外公館との時差も考慮し開催時間をずらすなど工夫して実施したが、参加者数は例年並みにとどまったことから、今後は、早い段階から計画的に周知する必要がある。その一方で、標的型メール攻撃への対処訓練（令和2年度1回、令和3年度1回）を実施した結果、令和3年度は添付ファイルの開封率が、令和2年度よりわずかながら低減するなど一定の効果がみられた。さらに、7月に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改定されたことに伴い、これに準拠した「外務省サイバーセキュリティポリシー」の改定作業に着手したが、昨今のサイバーセキュリティ事情の変化も考慮し、最新の対策をポリシーに盛り込むなどしたため、年度内の改定が出来ず、令和4年度当初の改定となる見込みである。

令和2年度及び3年度においては、サイバー攻撃に対してより迅速に対応するため、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による「サイバーセキュリティ・情報化審議官等を対象としたサイバーセキュリティ研修」におけるインシデント対応研修（令和3年度）及び「CSIRT 訓練」（令和2年度及び3年度）に参加し、これらを通じて、インシデント・レスポンス能力の向上を図ることができた。CYDERについては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況などを考慮し参加しなかったが、今後は参加をする必要がある。

- 働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境の整備・導入については、令和2年度及び3年度においては、新型コロナウイルス感染症により時差出勤やテレワークが推奨される中、コミュニケーションツールの導入によって庁舎外でも情報共有が円滑になり、特に、非対面による打ち合わせ（Web 会議）が可能となったことはテレワーク推進・定着に高い効果が得られた。また、令和3年度のオープン LAN ポータルサイトの導入により庁舎外でも内線番号、回章など情報の共有・閲覧が可能となり、テレワーク推進に当たり一定の効果があつた。さらに、セキュリティの観点からテレワーク環境下においても十分なセキュリティを確保する必要があることから、令和3年度に庁舎外利用のデバイスには管理ソフト導入を義務づけたこと、加えて、私物端末の業務利用（BYOD）、利用するアプリの管理、ファイルのダウンロードや、テキストをコピーし業務外環境へペーストするなどの操作を細かく制限設計することで、より安全且つ利便性の高い環境整備を図ることができた。

ユーザ視点で利活用を促進するための短編動画、簡易マニュアル、省内広報を強化することで、テレワーク等柔軟な働き方を実施する環境整備とともに、省員一人ひとりの意識の醸成を行うことができ、オープン LAN ポータルサイトやオープン LAN Teams の自発的な活用も確認されるなど、全省的な業務改革のムーブメント（風潮）が確認された。さらに、機関紙「行政&情報システム」（令和3年12月号）に、外務省 DX 推進の取り組みに関する次官のインタビューが取り上げられ、トップダウンとボトムアップの両面から、省内横断的に、デジタル技術を活用した環境整備が進んでいることが紹介された。常設の意見箱には、省員の改善要望等が毎月20件ほど継続的に寄せられている状況を踏まえれば、更なる目に見える成果を目指して PDCA サイクルを定着させ取り組んでいく必要がある。

DX 推進チームを中心とする取組は、内閣官房人事局より令和3年度ワークライフバランス職場表彰内閣人事局長賞を受賞し、デジタル技術を駆使し省員の要望に応じている点、また、省内横断的に取組を推進しインクルージョン風土醸成に寄与している点等について講評を受けた。今後、更なるデジタル化を中心とする業務合理化に向けた取組は必要なるも、本評価期間中に掲げられた目標は達成されたと考えられる。

## 5 今後に向けた取組

外交政策を効果的かつ効率的に推進するとともに、同政策を国民の皆様により分かりやすく説明するため、引き続き具体的かつ適切な水準の目標の設定、各施策の評価結果を踏まえた今後の施策への反映の方向性のより明確な記述等に努めていきたいと考えています。

## 6 評価対象施策に関連する学識経験を有する者（AG メンバー）の所見

AG メンバーによる所見のうち、複数の評価対象施策に関連する所見は以下のとおりです。なお、個々の施策別評価に関する AG メンバーの所見は、各施策の「学識経験を有する者の知見の活用」欄を参照願います。

- ・ 今回の4つの施策について、活動実績に示されている事業を実施することが施策目標につながるのか、施策全体のセオリー（ロジックモデル）が見えにくい。
- ・ 全体的に進捗状況や実績をなんとか数値で示し、それを評価しようと尽力されていることは評価できる。ただ、現在示されている定量的指標の多くは、発信回数、研修回数や参加者数、機材購入

台数などのアウトプットレベルの指標である。外務省が行った業務の達成度で評価し、それによって、国内外での日本の外交政策への理解や親日感の醸成、在外邦人の安全面の向上などにどのような変化が起きたのか、つまり、施策目標が達成された、或いはほぼ達成されたとするエビデンスは示されていない。難しいと思うが、国民の理解を深めるため、そして次期目標等への反映の方向性を具体的に検討するには、こうしたアウトカムレベルの指標も1つか2つでいいので設定を検討することが望まれる。

- ・ 文化事業や地方連携では具体的な事業が実績としてリストアップされているが、どういう方針のもとに事業が展開されてその方針に照らして妥当性があるか、或いは事業で対象とする自治体や国の選定について公平性は確保されているか、などの評価の視点も必要と考える。
- ・ 無線機やモバイルコンピュータなど、機材やシステムなどの調達や導入が活動実績として挙げられているが、これらのインプットがどのように活用され、目標達成に貢献したか、費用対効果はどうだったのか等について検討されることが重要と思われる。
- ・ 全体的に「b」が非常に多い。しかし、それらの評価結果をみると達成状況は良好であると書かれている。良好であっても、何かが達成されていないで「b」判定なのであれば、何が足りないのかを評価結果のところで明確にしておかないと、有効な学びにはつながらない。
- ・ 3年周期になり、評価の対象も少なくなり、また今年は広報・領事・実施体制等、実質的な外交政策評価ではないというのもあり、さらに移行期ということで1-2年と評価軸の時間も少なくなったことで、(時に辛口の)コメントすべき事柄・誘因が減退したように映る。
- ・ 施策V-1とも重なるが、多分野にまたがることとして、人員を拡充する際に、これまでプライオリティだったが今後はそれほどでもないという局・部・課を見直して、スクラップアンドビルドのプロセスを踏むべきではないだろうか。具体的には、中南米局は、対象国の多さにもかかわらず、外務省を取り巻く諸資源の限定性との関係で相対的な重要性は低下していよう。南部アジア部のような位置づけのほうが適切ではないか。あるいは、TICADはいままでのように必要だろうか。30年間ほとんど経済成長していない我が国の身の丈に合ったかたちで、人員を増やす際に外務省自身が選択と集中を試みるべきと考える。
- ・ 全体に分かりやすく記述されていると思われるが、評価書は重複する記述も多くあり、より効率的な記述を追求していただく余地があるのではないかとと思われる。
- ・ 政策評価に関する累次の方針等を踏まえ、これから、外務省における政策評価を見直していくタイミングに入るものと思われる。政策評価審議会提言(令和4年5月)では、「今後は、予算事業を対象として実施される『行政事業レビュー』の取組に『目標管理型評価』を一体化し、政策の立案時の設計に基づき、政策効果のモニタリング・検証、改善まで、政策のサイクル全体を効果的に回していくための『基盤』と位置付けることとすべきである。」とされた。これからは、行政事業レビューでの対応とするものと、政策評価の対象とするものを再整理し、政策評価対象政策については、外務省としてのさらなる有意義な取組とすることが求められるかと思われる。あわせて、達成度評価(目標達成度合いの判定基準及び手順)については、必要に応じて見直しをしていくことになるのではないかとと思われる。政策評価の取組が、外務省として有意義な取組となるよう期待をしている。
- ・ 現実のアナログ業務をデジタルに置き換えれば、デジタル社会やDXが実現するわけではない。従来の勘や経験に頼る外交から、膨大なデータを分析し、何が問題であり、どこを改善すれば目的とする外交的ソリューションにつながるのか、外交目的を睨んで、AIが有効と判断する複数の具体的なプラン、手法・手段を見つけ出し、この支援を利用して政策、施策へと変換し、その実施結果を踏まえて評価し、次の新たな政策、施策へと繋げていく、データドリブンな領域が増えてきている。諸外国外務省で多く実施されているようなサイバーセキュリティ実践に関する演習も必要である。日本外交のDXによって複数の施策を全体システムの中に位置づけ、AIや量子PCなど最先端技術を駆使できる外交シンクタンク室などの設置も経済安全保障の推進に役立ち得る。諸施策を有機的に連携させることで圧倒的な競争力を身に付け、日本外交の戦略的自律性を高めることが今後の課題となろう。



## **[施策に係る事後評価]**





## 基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策



## 施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策



令和4年度政策評価書

(外務省3-III-1)

施策名(※)	内外広報・文化交流・報道対策					
施策目標	<p>諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。</p> <p>1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</p> <p>2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。</p> <p>3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。</p> <p>4 文化・人物交流事業を通じて、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。</p> <p>5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。</p> <p>6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</p> <p>7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。</p>					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	21,690	24,989	24,825	20,257
		補正予算(b)	3,138	△1,438	△2,259	
		繰越し等(c)	73	0	0	
		合計(a+b+c)	24,902	23,551	22,566	
執行額(百万円)		23,928	21,477	21,490		
同(分担金・拠出金)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	—	5,560	5,339	5,331
		補正予算(b)	—	449	1,972	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	6,008	7,311	
執行額(百万円)		—	6,008	7,311		

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和3年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 国内広報の実施	
		*1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信	b
		個別分野2 海外広報の実施	
		*2-1 海外広報の推進	b
		*2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施	b
		個別分野3 IT広報の実施	
		*3-1 IT広報手段の強化、多様化	b
		3-2 IT広報システムの強化	b
		3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組	b
		*3-4 外務省ホームページ等へのアクセス件数(ページビュー数)の合計	b
		個別分野4 国際文化交流の促進	
		*4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進	b
		4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施	b
*4-3 人物交流事業の実施	b		

4-4	在外公館文化事業についての事業評価	b
個別分野5 文化の分野における国際協力の実施		
5-1	文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献	b
5-2	文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成	b
個別分野6 国内報道機関対策の実施		
6-1	国内報道機関等を通じた情報発信	a
6-2	外務大臣及び外務報道官による記者会見実施回数	a
6-3	外務省報道発表の発出件数	a
6-4	外務省関連の報道件数（通信社、新聞、及びテレビ）	a
個別分野7 外国報道機関対策の実施		
7-1	日本関連報道に関する情報収集・分析	b
*7-2	外国メディアに対する情報発信・取材協力	b
7-3	外国記者招へいの戦略的实施	b

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和3年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和3年度目標の達成状況を列挙した。「\*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p><b>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍にありながら、様々なアプローチで国内外広報の充実に尽力され、それらの実績を可視化しようとしていることは大いに評価できる。一方、目標1～7は異なる広報のツールや手段を並べたもので、測定指標はそれらの発信回数やアクセス数、参加者数等が中心となっている。7つの施策目標がその前段の文章にあるように、どのように「戦略的、有機的、かつ統一的に推進」され、国内外の理解増進や親日感情勢につなげようとしているのかを示す施策全体のセオリー（ロジックモデル）が明確でなく、現状の評価は個別分野の評価が独立して書かれているのみ。各分野で努力されたことは理解できるが、施策全体としての評価がないことから、本施策全体の評価を「B」とする根拠が不十分と思われる。</li> <li>・施策全体のみならず、個別分野についても各測定指標の下で細かな事業が実施されたことで「b」と評価され、それらが有機的に機能して個別分野としてどのような成果をあげたかは評価されていない。例えば、個別分野4「国際文化交流の促進」ではどの測定指標も「b」となっているが、オリンピック・パラリンピックの開催が、この個別分野4の個々の事業の実施状況や成果にプラスの影響を与えたのではないかと。また個別分野4全体に対して、オリンピック・パラリンピックがどのように効果促進に貢献したか、或いは阻害要因になった、などの評価があれば今後の参考となるのではないかと。</li> <li>・前述のとおり、各施策目標の測定指標は、外務省側からのHPを通じた発信やアクセス数、出版と配布部数、セミナー開催回数と参加者数などアウトプットレベルの指標が中心となっており、現状では外務省側からの仕事ぶりを示すエビデンスが多い。国民の目からは「自分たちの活動アピールをしている」とか、「活動はわかったが、それでどうなった？」という質問がくるのではないかと。コロナ禍において柔軟に活動を遂行されたことは高く評価できるが、政策レベルの評価としては、外交政策への理解や親日感の醸成に関連してアウトカムレベルでどのような変化があったのかを示すような指標を明示的に示すことが必要と思われる。</li> <li>・「次期目標への反映の方向性」は評価があってもなくても同じような抽象的な書き方となっている。施策全体についての総合評価がなく、どこが特に課題であるかが不明であることが一因である。また、一部の指標についてであっても、個別分野の事業が対象グループにどのような変化をもたらしたかについて、もたらさなかったかについて示せばもう少し具体的改善の方向性が示せるのではないかと。つまり、ダイバーシティの視点を取り入れて、年齢別・ジェンダー別、或いは国別・地域別の発信ツールの有効性や発信内容への反応などを分析することによって、より具体的な改善への戦略が見いだせるのではないかと。</li> <li>・全体として、コロナ禍のもとで制約や不足が多かったと思うが、オンラインを活用して、一定の水準を維持できたように映る。</li> <li>・なかでも、往来がとどえる中、ジャパン・ハウスのような出先の機関の重要性が増した</li> </ul>
-----------------	---

- と考えられるが、そこでもオンライン活動が増加したとはいえ、戦略広報の活動を質量ともに維持できたのは評価しうる。
- ・ユネスコの活動について手厚い記述があり、とくに「世界の記憶」事業に関して、ユネスコの責任ある活動を支援したことは理解できる。
  - ・一般広報活動は SNS 及びプッシュ通知と連動させることを徹底したほうがよい（国内／海外とも）。WEB Japan/Japan Video Topics は良質の内容の割に再生回数が少なく、潜在視聴者層にリーチしていない。数年前のゴルゴ 13 による海外安全情報、ODA マンによる ODA 広報など、対象を絞った話題性を獲得することには成功した事例は評価できる。
  - ・「SNS を用いた対外発信ガイドライン」（令和元年度）は、時代に沿った形で積極的広報とリスク管理双方から適宜見直してほしい。SNS アカウント（本省・各課・イベント・在外公館・外交官個人）のデータ分析（フォロワー数、インプレッション数）を重視してほしい。在外公館長や館員など、広報マインドをもった話題性ある個人を伸ばすことも重要。メタバースなど新たな空間での広報についても検討してほしい。
  - ・ALPS 処理水、質の高いインフラなどの重要な外交政策が、動画と SNS で展開され多くのビューワーを獲得したことは政策理解・対日理解に寄与したと評価できる。
  - ・外交講座をはじめとしたオンライン対応には目を見張るものがあると思われる。もっと高く評価されてもよいのではないかと思われる。世界情勢が激変するなかにおいて、こうした取組は重要である。
  - ・ウクライナに関心が集まるなか、『外交』（vol. 72）の 2 か月間の全文無料公開はよい取組であると思われる。
  - ・海外広報の実施におけるオンライン対応には目を見張るものがある。もっと高く評価されてもよいのではないかと思われる。世界情勢が激変するなかにおいて、こうした取組は重要である。
  - ・測定指標 3 - 4 につき、「令和 3 年度実績値は 4.0 億件と年度目標値を達成したが、同数値には本省 HP のほか、在外公館 HP、WebJapan も含まれており、内訳で見ると在外公館 HP、WebJapan のアクセス件数は減少し、期待した増加がなかったことから、達成度を b とした。」とされているが、総数が目標なので、「目標を達成した」ということでよいのではないか。なお、人流が抑制されているなか、在外公館 HP や webjapan のアクセスが落ちるのは当然であると思われる。
  - ・測定指標 5 - 1 につき、第 41 回総会の執行委員国選挙で地域グループ内トップ当選の実績、総会下部機関選挙の立候補した 3 つの委員会及び理事会（法規委員会、政府間水文学計画（IHP）政府間理事会、人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会）のすべてに当選した実績は高く評価されてもよいのではないか。また、国連教育科学文化機関の拠出金関係や世界文化遺産関係も高く評価されてよい実績になっているのではないかと思われる。
  - ・ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施を通じて、若年層の対日理解を深め、親日派・知日派の裾野を広げることは重要である。この目的を達成する観点から、広報文化外交の政策手段について立案・実施から評価まで PDCA サイクルを回すプロセス管理を行おうとする積極的な試みは評価できる。しかしやや抽象的な記述が多く、実施方法とその評価基準等の関係もこれから方法を検討するという決意表明のみでは、やや具体性や説得力に欠けるようにも見える。予算や人的資源など投入される行財政資源は、数量的計測が可能であり、インプット、アウトプット（量的判断基準による評価）から、アウトカム（質的評価）という政策を具体化したプログラムレベルの視点へと移行していく関係を、合規性、プロセス、パフォーマンス、プログラム（施策）の因果関係を含めた評価を行い、政策自体の有効性を高めるための検討を行うなど、モッシャーのいうアカウントビリティの推移モデルなどを参考にして記述すればさらに良いと考える。
  - ・広報の成果は、awareness が続くことで predisposition となり、これが継続になることで behaviour が生まれるという「awareness—predisposition—behaviour」の階層性があると言われている（Macnamara, 2008）。しかし中期目標の多くは「理解を促進する」や「醸成を図る」となっており、「awareness—predisposition」の段階に留まっている。また評価結果の記述においては、施策の実施状況や成果に対する評価を踏まえて、如何にして次の段階（behaviour）に進めるかという観点が十分とはいえない。

担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)	政策評価 実施時期	令和4年8月
-------	--------------------	--------------	--------



## 個別分野 1 国内広報の実施

### 施策の概要

外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的な内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）

## 測定指標 1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 \*

### 中期目標（一年度）

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進する。

### 令和 3 年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、訴求対象に応じて以下の取組を推進する。講演会等の実施に当たっては、オンライン形式を取り入れる等、新たな体制の構築を検討する。

- 1 我が国の外交政策を外務大臣等政務三役が直接国民に紹介する事業の実施
- 2 我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会（随時）、セミナー（随時）、プレゼンテーション・コンテスト（年 1 回）、小中高生の外務省訪問事業等の実施（随時）
- 3 パンフレットの更なるデジタル化やインターネットコンテンツの拡充等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信
- 4 様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』の発行（年 6 回）

### 施策の進捗状況・実績

- 1 政務三役による紹介事業については、令和 4 年 2 月の外務省セミナー「学生と語る」における外務大臣政務官の挨拶や、8 月の「こども霞が関見学デー」におけるプログラムの一環として実施した「こども記者」による外務大臣政務官記者会見を通じて、我が国の外交政策を直接国民に紹介した。
- 2 講演会やセミナー等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、オンライン形式を主としつつ、一部対面形式にて実施した。国際情勢や日本の外交政策について外務省の職員や元職員が講演する「国際情勢講演会（オンライン 5 件：参加者総数 422 名）、外務省職員が高校や大学で講演・講義する高校講座（オンライン 111 件、対面 12 件：参加者総数 37,536 名）や外交講座（オンライン 22 件、対面 1 件：参加者総数 2,237 名）等の各種講演事業、外交課題についてプレゼンテーションをとおして理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」（オンライン 1 回：参加者総数 97 名）、大学生・大学院生が外務省員の講演を通じて国際情勢や外交政策について理解を深める外務省セミナー「学生と語る」（オンライン 1 回：参加者数 116 名）及び「小中高生の外務省訪問」（オンライン 11 件：参加者総数 423 名）において、幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については 96%の参加者から国際情勢についての理解が深まったとの反応があった。また、事後アンケートにおいて、「高校講座」については、聴講した生徒の 97%が「良かった」と回答し、開催高校の担当教諭の 93%が「非常に意味がある」と回答、同じく担当教諭の 86%から「今後の実施を希望する」との回答があったほか、「外交講座」については参加学生の 87%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ、全体として高い評価を得られた。
- 3 デジタル化やインターネットコンテンツの拡充等を通じた情報発信については、外務省の組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや外務省ホームページ「キッズ外務省」、「世界一周何でもレポート」、「わかる！国際情勢」等のインターネットコンテンツを通じ、幅広い年齢層に対し、海外事情や国際情勢、我が国の外交政策や外交課題について情報発信を行った。パンフレットは 6 種 87,000 部（うち 3 種は電子のみ）発行し、うち 2 種は動画の作成も行った。「キッズ外務省」は月平均約 90 万件のアクセス数があった。また、「世界一周「何でもレポート」」の動画配信の開始や「わかる！国際情勢」のコンテンツの刷新を行い、インターネットコンテンツを拡充した。

4 外交専門誌『外交』については、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、アフガニスタン情勢、気候変動、米中関係等の様々な外交課題を特集し年間6回発行。発行時には外務省ホームページ、フェイスブック、ツイッターで紹介した。掲載論文は、主要紙の書評や報道番組等で紹介された。また、外交に対する国民の理解・関心を深めるために講演会・各種行事等の機会を活用して積極的に案内した。なお、新型コロナ感染症の流行に伴い、雑誌へのアクセスが困難になった読者を想定し、一定期間のHP上での全文公開を行ったところ、最大1日当たり7千件を超えるアクセスがあった。

令和3年度目標の達成状況： b

参考指標：広聴活動（ホームページ投書、メール、FAX等で寄せられた国民の意見の件数）

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	約 26,740 件	約 35,280 件

## 評価結果（個別分野1）

### 施策の分析

#### 【測定指標1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 \*】

令和3年度は、新型コロナ感染症の影響により、オンラインでの実施となったものの、外務省セミナー「学生と語る」における外務大臣政務官の挨拶や、「こども霞が関見学デー」におけるプログラムの一環として実施した「こども記者」による外務大臣政務官記者会見を通じて、我が国の外交政策を直接国民に紹介することができ、未来を担う若年層が、日本外交に対する理解を深める一助となったと考える。

また、講座事業やセミナー、講演会等の国内広報イベントについては、新型コロナ感染症の状況を踏まえ、オンライン形式による実施を主としつつ、対面形式による実施を一部再開した。例えば、「高校講座」や「外交講座」は、昨年と同様、オンライン形式での実施が多数であったが、感染状況と学校からのニーズに応じ、一部対面形式で実施する等、柔軟に対応することができた。オンライン形式での開催については、昨年度と同様、世界各国の在外公館で働く現役の外交官に講師として登壇してもらい、参加者から高い評価が寄せられた。対面形式での開催については、新型コロナ感染症の影響下で、対面で受講できる機会があり貴重であったとの評価が寄せられた。大学生・院生を対象とした外務省セミナー「学生と語る」は、昨年引き続きオンライン形式での開催となったが、全体会に加え、分科会で特定のテーマについて議論する機会を設ける等の工夫をすることで、参加者と外務省員との双方向のやりとりが可能となった。

元年度から開始したパンフレットのデジタル化については、引き続き、新規案件は必ず電子パンフレットを作成し、外務省ホームページや SNS とリンクさせる等して、デジタル化の取組を継続している。

外務省ホームページコンテンツ「世界一周「何でもレポート」」については、ホームページ広報に加え、外務省 YouTube を通じた動画の配信を開始し、多様なツールを活用した情報発信を実現することができた。ホームページは月平均約3万5,000件、新たに配信した動画は掲載から約3か月間で約2300件のアクセスがあった。また、同コンテンツ内の「わかる！国際情勢」のトピックを刷新し、時宜にかなった情報を発信することができ、月平均約7万3,000件のアクセスが見られた。

2年度から新型コロナ感染症の流行を受けて実施した外交専門誌『外交』の記事の期間限定のオンライン全文公開については、1日当たり最大7千件を超えるアクセスがあり、引き続き、広範な読者層に外交や国際関係の諸問題を考察する機会を提供することができた。

上記のように、変化する社会情勢に柔軟に適応した広報事業を展開することにより、より広範な層に我が国の外交政策及び外務省の諸活動について発信することができた。（令和3年度：国内広報（達成手段①））

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには国民の理解と支持が不可欠であり、外務省の諸活動や外交政策についての国民の幅広い年齢層への積極的かつ継続的な情報発信を通じた国民の理解の増進が必要である。したがって、訴求対象に応じて各種講演事業等やパンフレット、インターネットコ

コンテンツ、外交専門誌等様々なツールや媒体を通じて幅広い年齢層の理解及び信頼醸成に努めることが重要である。以上のことから、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

### 【測定指標】

#### 1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 \*

我が国の外交政策の円滑な推進のために、令和4年度も政務三役による外交政策に関する直接発信の機会の追求に加え、小学生から大学生、一般まで幅広いレベルの国民全般を対象とした外務省員による各種講演事業を通じて、外交政策や外務省に関して訴求対象に応じて分かりやすい説明を行うとともに、パンフレットのデジタル化や動画を含むインターネットコンテンツの更なる充実などに努めていく。また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、前年に続き、オンライン形式による事業を主に実施しつつ、一部対面形式による事業を再開し、状況に応じた柔軟な体制による事業を実施したところ、一定程度の成果が認められた。この成果を踏まえ、令和4年度も引き続き柔軟な体制による広報事業の実施を検討する。

### 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 国際情勢講演会  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/kouenkai/ichiran.html>)
- ・ 高校講座  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page22\\_100005.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page22_100005.html))
- ・ 外交講座  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page3\\_000190.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page3_000190.html))
- ・ 国際問題プレゼンテーション・コンテスト  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/toron/index.html>)
- ・ 外務省セミナー「学生と語る」  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/tmst/index.html>)
- ・ 小中高生の外務省訪問  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/homon/index.html>)
- ・ パンフレット・リーフレット  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/index.html>)
- ・ キッズ外務省  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/index.html>)
- ・ 世界一周「何でもレポート」  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/staff/index.html>)
- ・ わかる！国際情勢  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/dpr/page22\\_003651.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/dpr/page22_003651.html))
- ・ 外交専門誌『外交』  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/index.html>)
- ・ 令和3年版外交青書（外交青書 2022）  
第5章 第3節 国民の支持を得て進める外交

## 個別分野 2 海外広報の実施

### 施策の概要

海外広報事業として、(1) 我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報、(2) 我が国の一般事情についての理解促進、親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報を実施するとともに、(3) 海外における広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の開設及び認知度向上に努める。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・ 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）

## 測定指標 2-1 海外広報の推進 \*

### 中期目標（一年度）

海外における対日理解増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

### 令和 3 年度目標

#### 1 政策広報の実施

(1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、オンライン形式の事業も活用しつつ、講演、セミナー、招へい事業等を通じた我が国に関する第三者発信 270 回以上の達成を目指す。

(2) 我が国の基本的立場や事実関係について国際社会の正しい理解を得るために、政策広報動画の制作（年 6 本）及び配信を行い、YouTube 再生回数 180 万回を目指す。

(3) 各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

#### 2 一般広報の実施

(1) 海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が 8 割以上となるよう努める。

(2) 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 450 万回以上を目指す。

(3) Web Japan による対日理解を促進し、年間 1,500 万ページビューを超えるアクセス数を目指すと共に、SNS 発信を強化する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 政策広報の実施

(1) 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン形式も活用し、以下のとおり講演、セミナー、招へい事業等を通じた我が国に関する第三者発信を 1,180 回実施した。

##### ① 講演会、セミナー等を通じた第三者発信 154 件を実施

「講師派遣事業」（注 1）によるオンライン形式での講演会等で 96 回、「海外研究機関等支援事業」（注 2）におけるオンライン形式のセミナー・講演会等で 40 回、「人的交流等支援事業」（注 3）によるイベント・セミナー等で 14 回、日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し、シンクタンク等と連携して実施するセミナー等で 4 回の第三者発信を行った。

##### ② 招へい事業等を通じた第三者発信を計 1,026 回実現

「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」（注 4）では、オンライン形式の招へい事業（意見交換等）を 14 件（講師 16 名）実施し、その他内外の有識者が参加するウェビナー・オンライン講座を 11 件実施した。また、「ソーシャルメディア発信者招へい事業」（注 5）を 1 件実施した。その結果、計 1,026 の発信が実現した。

(2) ALPS 処理水、質の高いインフラなどに関する政策広報動画合計 5 本（日本語・英語に加え、テーマによって異なる他言語あり）の制作を行い、YouTube 再生回数は約 1 億 6,200 万回を達成した。

(3) 戦略的な対外発信強化のための環境整備として、在外公館において外部専門家を活用（在外公館 18 公館で PR コンサルタントと契約、44 公館に業務補助員への業務委嘱）するとともに各種調査

(主要国における他国の影響力調査・分析等)を実施した。

(4) ウェブ誌「Discuss Japan - Japan Foreign Policy Forum」において日本の論調を英語と中国語で発信することで、ウェブサイトを通じた対日理解促進に寄与した。

## 2 一般広報の実施

(1) 日本ブランド発信事業では、新型コロナウイルス感染症のため専門家の海外派遣を見送らざるを得なかった令和2年度の状況を改善すべく、令和3年度からオンライン事業を導入し、令和2年度に派遣が予定されていた専門家によるウェビナーを行った。これにより、対面とオンラインで併せて計8回の発信機会を創出することができた。各回ウェビナー後に実施したアンケートの結果、満足との回答が90%以上となった。

(2) 印刷物資料として、日本事情発信誌『にぽにか』を年2号(各号20万部)発行した。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスはWeb配信再生回数580.9万回を超え、世界約64か国、118を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されたほか、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。

(3) ウェブサイト「Web Japan」(注6)は、小中学生向けのKids Web Japanなど、子どもから成年まで幅広い層に対応する5つのサブサイトからなっており、海外一般市民の間で日本事情に関するウェブサイトとして定着している。令和3年度は、前記のジャパン・ビデオ・トピックス再生回数を含めてのページビューは903万となった。また、同サイトのFacebookのフォロワー数は、18万に増加した(令和4年3月末時点)。

(4) テレビ国際放送発信力強化に向けた在外公館におけるNHKワールドJAPAN番組上映会については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン形式も活用しつつ実施した(6公館、6回)。併せて、在外公館SNSを活用した発信等を行った。

## 3 海外において現地の調査研究機関を通じ、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングし、各国における日本の対外広報のあり方について分析を行い、効果的な発信につなげた。

(注1) 講師派遣事業：我が国から海外に有識者を派遣して、日本の政策や日本の政治、経済、社会情勢等に関する発信を行う事業

(注2) 海外研究機関等支援事業：現地の大学・研究機関等が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う事業

(注3) 人的交流等支援事業：在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託することで、効果的な対外発信を実現しつつ、同団体の活動を支援する事業

(注4) 多層的ネットワーク構築事業：領土保全等に関する内外発信を強化するために、海外において影響力のある人物(有識者、報道関係者、各国の政策スタッフ等)を招へいする事業。我が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし、帰国後は、メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム(ウェブサイト)を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し、継続的な第三者発信につなげていくことを目的として実施している。

(注5) ソーシャルメディア発信者招へい事業：内閣府からの支出委任を受けて、SNS(ブログ、フェイスブック、ツイッター等)で発信力・影響力のある者を招へいし、領土・領海を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り、被招へい者からSNSを用いた日本の発信を行う事業

(注6) Web Japan：諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト

令和3年度目標の達成状況： b

## 測定指標2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施 \*

### 中期目標(一年度)

日本の多様な魅力や、政策・取組の発信を通じ、これまで必ずしも日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹きつけ、親日派・知日派の裾野を拡大する。

### 令和3年度目標

1 各ジャパン・ハウスにおいて、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品の巡回展、セミナーやシンポジウム等を通じた政策広報をバランスよく実施するとともに、オンライン発信も強化することによって、日本の多様な魅力を発信し、これまで必ずしも日本に関心

がなかった層を惹きつけるとともに、親日派・知日派の裾野を一層拡大させる。

- 2 KPI 指標として年間来館者数目標（サンパウロ：15.5 万人、ロンドン：13.8 万人、ロサンゼルス：4.7 万人）及び年間メディア掲載回数目標（サンパウロ：4,000 件、ロンドン：1,250 件、ロサンゼルス：645 件）を設定する。加えて、フォロワー数、来館者リピーター率、ニュースレター登録者数・開封率などの他の指標もモニターする。また、日本企業ビジネス促進、文化・学術交流促進、インバウンド観光促進及び近隣諸国への展開（サンパウロのみ）の実施件数に加え、コロナ禍におけるオンライン発信強化のため、オンラインイベント及びバーチャル展示の実施件数をモニターする。
- 3 ジャパン・ハウス事業が、地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用できることを広く周知するため、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を高めるための広報を行う。
- 4 ジャパン・ハウスで実施する展示やイベントを通じて、現地と日本の地方自治体、学術機関、企業などとの交流を促進する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延による影響は令和3年度に入ってから続き、開館時間の制限や入場者数の制限など、種々の制約の下での運用を余儀なくされた。そのような中、引き続き、オンラインでの発信にも注力した。例えば日本の地域ごとに魅力や文化をとりまとめて、旅行仕立てで紹介するシリーズ企画「オンライン文化体験イベント」。第1弾では、「せとうち探訪」として岡山、兵庫、徳島、香川の魅力を紹介し、各地の特産品（讃岐うどん、日本酒等）を集めたキットの販売・試食や現地体験企画（阿波踊りのオンライン実演）等を実施した。その他、サンパウロの「DO」、「WINDOWLOGY」、ロンドンの「NUNO」、ロサンゼルス「RECONNECTING」、「WAVE」、「KUMIHIMO」等の企画展示については、実際の展示を行った上で、オンラインでバーチャル展示も展開し、ハイブリッド型の効果的な発信を行った。また、ジャパン・ハウスの訴求力を活用し、戦略的対外発信の観点から、我が国の政策・取組についての発信も一層強化した。令和3年度は外交（領土保全、歴史認識を含む）、安全保障（FOIP、宇宙関連を含む）、経済、地球規模課題、科学技術、震災復興等に関する政策広報について、3館で合計35件のウェビナーを実施した。専門的な内容のウェビナーでも約100名、多いものでは400名以上の視聴者を得る等、日本の政策・取組を紹介する場として定着してきている。
- 2 KPIの達成状況は以下のとおり。

<令和3年度>	サンパウロ		ロンドン		ロサンゼルス	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
年間来館者数（人）	155,000	286,308	137,500	214,215	47,200	52,120
年間メディア掲載（回）	4,000	4,211	1,250	1,098	645	832
SNSでの発信（件）	フェイスブック【1,201件】、ユーチューブ【251件】、ツイッター【1,248件】、インスタグラム【621件】					

来館者数及びメディアにおける掲載回数については、コロナ禍における制約が種々ある中でも、概ね目標を達成した。SNSでの発信も順調に推移した。

当局の制限がコロナ禍の状況に応じて変更される中、上記以外の量的指標（SNSフォロワー・「いいね」数、施設内共用スペース平均稼働率、来館者リピーター率、ニュースレター登録者・開封率等）については当面モニタリングを継続する。

- 3 日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度向上を目的とし、国内のクリエイター、潜在的なコンテンツホルダー及び地方自治体関係者を対象とし、「JAPAN HOUSE フォーラム 2022」を令和4年3月に実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、無観客での収録とし、その後動画配信や雑誌記事の掲載を通じてジャパン・ハウスの認知度拡大に努めた。
- また、ジャパン・ハウス関連の記事が国内メディアで取り上げられた例は以下のとおり。

<令和3年度>	メディア媒体	タイトル
2021年7月	自治体通信	ジャパン・ハウス「日本を知る衝撃を世界へ」
2021年8月	事業構想	ジャパン・ハウス「日本を知る衝撃を世界へ」
2021年10月27日	中日新聞	ハリウッドで「日本」発信
2022年1月9日	中日新聞	ラーメン人気LAで井屋
2022年1月25日	東京新聞	店舗集中の米・LAで美濃焼発信
2022年1月20日	中日新聞	「映える日本食」ブラジルに文化芸大生が魅力を紹介

- 4 令和3年度も引き続き、実際の展示やイベントを通じた現地と日本の地方自治体、学術機関、企

業などとの交流には困難が伴ったが、オンラインを活用する等工夫し、以下のような事業を実施することができた。

- 5月 新たな銘柄の泡盛の輸入販売が伯で開始。【サンパウロ】
- 5月 自治体国際化協会ロンドン事務所並びに福島県庁と連携して、地域発信セミナーを実施。【ロンドン】
- 6月 株式会社ライゾマティクスと連携し、クリエイティブ・デザインに関するトーク・イベントを実施。【ロンドン】
- 6月～令和4年2月 一般社団法人100年経営研究機構と連携し、日本の長寿企業からゲストスピーカーを迎えたウェビナーシリーズを展開。【ロサンゼルス】
- 7月 せとうち（West Side 編）の魅力、文化、物産を取りまとめて紹介・体験・販売する企画をオンラインで実施。
- 7月 理化学研究所と連携し、人工知能研究の最前線に関する講演を実施。【ロンドン】
- 7月 NHKワールドと連携し、Core Kyoto 丹後ちりめんのドキュメンタリー映像を上映。【ロンドン】
- 7月 Liberty London 社と連携し、日本人及び現地デザイナーによる日本とリバティと題する対談イベントを実施。【ロンドン】
- 8月 現地の飲食事業者等を対象に、焼酎・泡盛の魅力紹介事業を開催（日本ブランド発信事業）。【ロサンゼルス】
- 8月～11月 日本スポーツ振興センター、秩父宮記念スポーツセンター、セイコー、JR東海などと連携し、TOKYO 2020 記念イベントとして『東京 1964 明日へのデザイン』展を実施。【ロンドン】
- 9月 JR東海との連携にて東京1964年大会の遺産としての新幹線についてレクチャーとN系シリーズモデルの展示。【ロンドン】
- 9月～12月 大阪堺市産業センターとの連携にて堺市の歴史と刃物産業についてのシリーズレクチャー実施。（4回）【ロンドン】
- 10月 せとうち（East Side 編）の魅力、文化、物産を取りまとめて紹介・体験・販売する企画をオンラインで実施。
- 10月～令和4年2月 墨田区すみだモダン江戸切り子展示。【ロンドン】
- 10月 清水建設提供代々木体育館建設のドキュメンタリー映画上映。【ロンドン】
- 11月 日本企業と協力して醤油のプロモーションを実施。【サンパウロ】
- 12月及び令和4年3月、現地レストラン事業者他と連携し、和牛と日本酒類のプロモーション企画を実施。【ロサンゼルス】
- 令和4年3月～ 岐阜県、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市の後援・協力を得て、日本のラーメンとその器をテーマとした企画展示を実施。【ロサンゼルス】

#### 5 その他特記事項

ジャパン・ハウス サンパウロでは、2021年新型コロナウイルス感染症対策が評価され、感染予防策、安全・衛生の国際的基準を満たす施設に全世界共通で発行される「SAFEGUARD 認証」を取得。9月には障がいを持つ方が利用しやすい施設として、サンパウロ市の「アクセシビリティ認証 (Selo de Acessibilidade)」を取得した。

ジャパン・ハウス ロサンゼルスでは、令和2年9月に、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国際的衛生基準ガイドラインである「GBAC STAR 認証」を取得済みである。

ジャパン・ハウス ロンドンでは、令和3年2月から5月まで開催した「須藤玲子：NUNOの布作り」の展示が、9月にはエジンバラ、令和4年3月にはスイスのザングトガレンの施設でも開催されるなど連携がなされた。

令和3年度目標の達成状況： b

## 評価結果（個別分野2）

### 施策の分析

#### 【測定指標2-1 海外広報の推進 \*】

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の有識者の派遣や招へい等の渡航を伴う事業の実施は引き続き困難であったが、昨年度の経験を踏まえ、オンライン形式を十分に活用して実施した結果、海外広報の推進において一定の効果があった。今後、コロナ禍において蓄積されたオ

ンライン形式の知見を活用しつつ、従来の対面形式とうまく使い分けたり組み合わせたりすることによって、更に効果的な広報を行っていくことが課題。

## 1 政策広報の実施

### (1) 対外発信強化事業

オンライン形式を活用することで、我が国に関する第三者による発信が1,180回(目標270回)実施された。特に効果が高かった事例は以下のとおり。

①講演会やセミナーを通じた発信のうち、講師派遣事業については、延べ78都市にて96回、計78名の有識者によるオンライン形式での講演事業を行い、安全保障や東アジア情勢、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)をテーマとした政策発信に加え、宇宙開発や人工知能(AI)の分野における日本の取組等も含め、継続的に日本の政策に関わる発信を行った。海外研究機関等支援事業では、19都市においてオンライン形式での講演会等に対する支援を行うほか、オンラインを活用することで、日本からも有識者の参加を得ることができた。

②招へい事業等を通じた発信のうち、内外発信のための多層的ネットワーク構築事業招へいについては、オンライン形式を中心に招へい事業(意見交換・ウェビナー等)を16件、その他内外の有識者が参加するウェビナーやオンライン講座を11件実施し、これらを含め計1,026回の発信が実現した。こうした機会を捉えて各国の世論形成に影響力のある有識者等に対して我が国の政策・取組・立場を発信し、事実に基づく正しい認識の形成に貢献した。ソーシャルメディア発信者招へいは、オンライン形式で1件の実施となったが、被招へい者は日本人有識者とのオンライン面談を通じて我が国の安全保障政策等について発信を行った。

### (2) 政策広報動画の制作及び配信

ALPS処理水、質の高いインフラなど我が国の重要な外交政策に関し多言語で動画を制作し、ホームページやツイッター、YouTube等を通じて世界各国・地域を対象に配信を行った結果、YouTube上の動画再生回数は目標(730万回)を大幅に上回る約1億6,200万回を達成し、既存の対日関心層に限らず、幅広い層を対象とした日本の立場の発信に貢献した。

### (3) 戦略的な対外発信強化のための環境整備

在外公館において外部専門家を活用(令和3年度は在外公館18公館でPRコンサルタントと契約、44公館で業務補助員への業務委嘱を実施)した結果、従来接点がなかったメディアとの接続の形成や、在外公館のウェブサイト及びSNSによる発信拡充に伴い、在外公館の発信力強化が達成された。特に、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、在外公館によるオンラインでの発信力強化の重要性が高まる中、外部専門家の活用により、効果的な発信を行うことができた。(令和3年度:海外広報(達成手段①))

## 2 一般広報の実施

(1)日本ブランド発信事業については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年度からオンライン事業を導入し、対面とオンラインで併せて計8回の発信機会を創出した。具体的には、日バルト3国友好100周年を記念し、ラトビア、エストニア及びリトアニアを対象に浮世絵木版画の専門家によるウェビナーを開催したのを皮切りに、我が国との友好70周年を記念しインドにおいて有松鳴海絞りウェビナーを行ったほか、大阪・堺市の刃物の魅力を紹介するウェビナーをカナダで行い、対面時よりも多くの人々に日本の魅力を発信する機会を得た。また、日本在住の米国人で泡盛・焼酎の専門家2名が別用務で本国に帰国する機会を捉え、米国内3か所で対面の泡盛・焼酎セミナーを開催する工夫を行った。

(2)印刷物資料としては、日本事情発信誌『にぽにか』を年2号(各号20万部)発行した。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスを年5号制作し、日本の伝統文化、生活文化、技術、ポップカルチャー等幅広いテーマで取り扱い、世界各国のテレビ局による放送、Webサイトによる配信、在外公館による上映会、教育広報活動等を通じて数多くの海外一般市民に視聴された。

(3)ウェブサイト「Web Japan」は、令和3年度は26トピックの新規記事を制作した他、人気コンテンツであるKids Web Japanの中に掲載していたLocal Specialitiesを更新し、ウェブサイトの充実を図った(令和4年度に公開予定)。Web Japanのページビュー数は目標の年間1,500万回を下回る903万回となったが、SNSでの投稿も定期的に行い、継続した発信の結果、Web Japan Facebookのフォロワー数は、令和3年3月16日時点の142,992から180,976(令和4年3月末時点)に大幅に増加した。(令和3年度:海外広報(達成手段①))

### 【測定指標2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施 \*】

1 令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続き、各拠点は休館や開館時間の制限、入場者数制限等を余儀なくされる中で、オンライン発信全般(SNS、ウェブサイト、バーチャル展示、ウェビナー、オンライン体験キット等)を一層強化し、日々多様な発信に努めた。その結果、例えばジャ



パン・ハウス3館のInstagramフォロワー数は、他国の類似施設と比べても高い水準となっており、対日関心の促進に寄与していると言える。実物展示については、日本からの渡航ができない中で、オンラインで日本の企画者が画面越しに指示を出し、現地でスタッフがキュレーションする等の工夫を凝らしながら多様で魅力的な発信を実現した。(令和3年度:「ジャパン・ハウス」運営関連経費(達成手段④))

2 令和3年5月以降は3館とも開館したが、新型コロナウイルス感染症対策のため集客の観点からは様々な制約を受けた。年間メディア掲載数につき、一部目標未達成の拠点があるものの、来館者数が堅調に伸びたことは、各拠点に対する現地の人々の高い期待感の表れと言える。(令和3年度:「ジャパン・ハウス」運営関連経費(達成手段④))

3 令和4年3月に、コロナ禍における文化発信に関するイベントを開催。ジャパン・ハウス東京事務局のクリエイティブ・アドバイザーを務める原研哉氏や巡回展企画者でもある建築家の妹島和世氏等を交え、ジャパン・ハウスのコンセプトや展示の経験を紹介しながらバーチャルとリアルの発信のあり方を含め積極的な議論が展開された。このイベントは収録され、ウェブサイト等にも掲載されており、ジャパン・ハウスの魅力や活用のヒントを広く周知することができた。(令和3年度:「ジャパン・ハウス」運営関連経費(達成手段④))

4 国境をまたぐ往来が困難だったことから、日本企業のビジネス促進や文化・学術交流は非常に限定的なものとなった。その中で、インバウンド促進については、オンラインを活用し、日本の地域ごとに魅力や文化をいくつかとりまとめて、旅行仕立てで紹介するシリーズ企画「オンライン文化体験イベント」を実施。各地の物産を集めたキットの販売や現地体験企画等により地方への裨益も実現、今後のインバウンド効果も見込まれる事業を展開することができた。またコロナ禍前までジャパン・ハウス サンパウロと交流があった静岡文化芸術大の学生が、オンラインで研究成果を発表する等、交流を続けた。ロンドンでは企画開催時期と合わせデザイン発表された布がロンドンの老舗有名デパートで販売されたり、地方自治体(大阪府・堺市や東京都・墨田区)と連携し、特産品についてのオンライン・レクチャーや特産品の販売を行ったりなど、コロナ禍でも工夫しながら交流を続け、それぞれ実を結び始めている。(令和3年度:「ジャパン・ハウス」運営関連経費(達成手段④))

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国際世論調査等の各種世論調査等でも、国際社会における我が国に対する好意的な評価は高い水準を保っている。他方で、他国の積極的な広報活動の強化を受け、我が国の相対的なプレゼンス低下が懸念されるとともに、いわゆる慰安婦問題を始めとする歴史認識、日本の領土・主権をめぐる諸問題等について、我が国とは立場を異にする発信が多く行われている状況に引き続き留意する必要がある。このような戦略的対外発信強化の必要性の高まりを踏まえ、日本の多様な魅力や政策・取組・立場の発信を通じて、海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するとの施策目標は、引き続き、国際社会における我が国のプレゼンス向上及び我が国の政策への理解・支持の増進につながる重要な目標であり、その達成に向けた施策を実施していく必要がある。

### 【測定指標】

#### 2-1 海外広報の推進 \*

海外において我が国の外交政策及び文化を含む強みや魅力、日本人の価値観等について正確で時宜を得た発信を行うことは、正しい対日理解の増進及び親日感の醸成を図る上で非常に重要である。引き続き、海外における政策広報及び一般広報の各種事業における目標達成を目指すとともに、今後はさらに激しく動く国際情勢に照らし、より戦略的に情報発信を行うべく、各種調査・分析を参照しつつ、適切な発信媒体や対象を検討し、主要外交日程と連動した時宜を捉えた広報文化外交を展開していくべく努める。また、国ごとに発信効果や対日理解等の浸透が異なる点に関しては、国や地域によって、影響力のある媒体(テレビ・新聞、ネットメディア)や有力なソーシャルメディアが異なることも一因であると考えられるため、戦略的な対外発信の強化に向け、各国の状況や特性を踏まえたアプローチをとっていく必要がある。特に、政策広報に関しては、政策やターゲットに合わせた発信がなされるよう、外部専門家やコンサルタントを活用し、発信内容の質の向上に取り組むとともに、各種事業を通じた第三者発信やシンポジウム等を通じた発信機会の確保及びその成果の普及・浸透に努める。また、様々な媒体を活用した一般広報の実施に関しては、様々な事業やツールを利用した発信の直接的な成果に加えて、質的・量的な広がりを持った広報がどの程度実施できたかを評価すべく努める。

## 2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施 \*

コロナ禍において、多種多様なコンテンツが競合する中、オンラインを活用した発信についてはさらに充実させる余地があると考え。そのため、バーチャル展示視聴者も新たにモニターする。

設置国内外へのジャパン・ハウス コンテンツの横展開は、これまでサンパウロで行われてきたが、令和3年度にはロンドンでも連携することができた。今後は、サンパウロの中南米での横展開を継続するとともに、ロンドンでも引き続き取り組み、欧州への窓口としての役割も果たす。また、ロスについても令和3年度にはジャパン・ハウスのコンテンツをロサンゼルス商業スペースでも展示する等、地域におけるより多様な発信に努めている。

ジャパン・ハウス事業は海外をターゲットとした事業であるため、国内周知の方法はウェブサイトでは活動を紹介したり、イベントを開催したりする等、手段も限られている。令和4年度以降は、コンテンツホルダーや地域の海外展開支援（農産品輸出等）に携わる地方自治体や企業により広くジャパン・ハウスの存在を知ってもらうよう、さらに工夫する。

## 作成にあたって使用した資料その他の情報

- Web Japan ホームページ  
(<https://web-japan.org/>)
- 外務省ホームページ 日本ブランド発信事業  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/pds/page22\\_001100.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page22_001100.html))
- ジャパン・ハウス ポータルサイト  
(<https://www.japanhouse.jp/>)
- ジャパン・ハウス サンパウロ ホームページ  
(<https://www.japanhousesp.com.br/ja/>)
- ジャパン・ハウス ロンドン ホームページ  
(<https://www.japanhouselondon.uk/>)
- ジャパン・ハウス ロサンゼルス ホームページ  
(<https://www.japanhousela.com/>)

### 個別分野3 IT広報の実施

#### 施策の概要

IT広報手段の強化・多様化、IT広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な情報発信の取組を通じ、我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

#### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第204回国会外交演説（令和3年1月18日）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）

### 測定指標3-1 IT広報手段の強化、多様化 \*

#### 中期目標（一年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT広報手段を強化、多様化する。

#### 令和3年度目標

- 1 外務省ホームページと連携した外務省公式 SNS アカウントの効果的な運用を行い、フォロワー数の増加を図る。在外公館 SNS の運用の側面支援を継続し、外務省全体としての SNS を通じた情報発信力を向上させる。
- 2 令和2年度に実施した不要ページ及び浮遊ページの整理を引き続き実施する。令和3年開催予定の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020年東京大会）を控え、外務省HPのウェブアクセシビリティの向上に努める。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で外交行事のオンライン化が進む中、外務省公式 SNS アカウントにおいて、外務大臣の定例記者会見のライブ配信のほか、オンライン参加やビデオメッセージ送付等の形式で実施した様々な外交行事について情報を発信した。  
在外公館におけるアカウント運用支援を継続した結果、在外公館アカウントのフォロワー総数は849万人（令和4年1月時点）となった。
- 2 令和3年度は、内容が古く、かつアクセス数が極めて少ないページ、及びリンク元がなく浮遊しているページを不要・浮遊ファイルとして削除した。また、ウェブアクセシビリティ向上のため、外務省ホームページ及び関連サイトの全ページのアクセシビリティ試験を外部委託により実施し、ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格（JIS X 8341-3:2016）の達成基準レベルA（一部準拠）となった結果を外務省ホームページで公開した。また、同規格達成基準レベルAAに準拠するようテンプレートを修正し、ページ作成時においても規格に則った掲載に留意した。

令和3年度目標の達成状況： b

### 測定指標3-2 IT広報システムの強化

#### 中期目標（一年度）

我が国外交政策に対する内外の理解促進には、適切かつタイムリーな情報発信が不可欠であるところ、地球規模での情報化がますます進む中で、必須の情報発信手段であるインターネットを活用した広報（IT広報）のためのシステムを強化する。

#### 令和3年度目標

令和2年3月に稼働を開始した刷新システムの安定的な稼働および日々のセキュリティ対策を講じることを目指す。

#### 施策の進捗状況・実績

日々サイバー攻撃等の脅威からシステムを守り、安定稼働に努めることができた。また、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）によるペネトレーションテストを実施し、情報セキュリティ対策を高い水準で維持していることを確認した。

令和3年度目標の達成状況： b

**測定指標3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組**

**中期目標（--年度）**

新型コロナウイルス感染症が継続していることに鑑み、テレワーク体制も活用し、適切かつタイムリーなコンテンツ掲載で情報発信を行うとともに、コンテンツの構成を含め、コンテンツの充実に取り組む。

**令和3年度目標**

- 1 令和3年度に実施される2020年東京大会の開催に向け、引き続きSNSを活用し、日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日関心の向上を目指す。また、日本における新型コロナウイルス感染症対策の理解を深めるため、外務省公式及び在外公館のSNSを活用し、適切かつタイムリーな情報を発信する。
- 2 オンライン形式で実施される様々な外交行事につき、SNSを活用して情報発信する。
- 3 新型コロナウイルス感染症は収束していない中で、オンラインを利用したIT広報を推進することは、社会や国民のニーズに応えるものである。テレワーク体制も活用し、日本の外交政策及び現状に関して、国の内外に正しい理解を得るため、必要なコンテンツを適切かつタイムリーに発信していく。

**施策の進捗状況・実績**

- 1 2020年東京大会開催に関連しては、SNSを活用し日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日理解及び関心の向上に努めるとともに、日本における新型コロナウイルス感染症対策の理解を深めるための情報発信を行った。中でも新型コロナウイルス感染症関連の水際対策や国際的な人の往来に関する情報へのアクセス数が際だっており、正確かつ適時の情報提供が行えたと考える。外務省公式SNSではSNSの特性を生かした文章での投稿を行い拡散される工夫を実施。在外公館においても、各公館が運用するSNSアカウントを活用し情報発信を行った。
- 2 オンラインで実施される会談や国際会議の発信、国際会議におけるビデオメッセージの発信等オンライン形式で実施される様々な外交行事につき、外務省ホームページ及びSNSを活用して情報発信を行った。
- 3 テレワーク体制も活用し、日本の外交政策及び現状に関して、国の内外に正しい理解を得るため、必要なコンテンツを適切かつタイムリーに発信した。

令和3年度目標の達成状況： b

**測定指標3-4 外務省ホームページ等（注1）へのアクセス件数（ページビュー数）の合計 \***

注1：外務省ホームページ（日本語・英語、在外公館ホームページ、Web Japan）	中期目標値	令和3年度		令和3年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	
	—	4.0億件	4.0億件	b

**参考指標：外務省公式ツイッター・フェイスブックの閲覧回数の合計**

外務省公式ツイッター・フェイスブック（注：外務省公式ツイッター（日・英）、フェイスブック（日・英））	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	0.77億回	0.6億回	0.59億回

**評価結果（個別分野3）**

**施策の分析**

**【測定指標3-1 IT広報手段の強化、多様化 \*】**

令和元年度に策定した「SNSを用いた対外発信ガイドライン」に沿ったSNS運用、またコロナ禍においてSNSを活用した情報発信に取り組み、外務省公式アカウント及び在外公館アカウントにおいて、

対前年で 14.2%のフォロワー増加を達成することができた。外務省ホームページの不要ページ及び浮遊ページの整理、並びにウェブアクセシビリティの向上については、一定の前進が認められるものの、更なる取組が必要。(令和3年度：ITを利用した広報基盤整備(達成手段①))

### 【測定指標 3-2 IT 広報システムの強化】

我が国外交政策に対する国内外の理解を促進するため、IT 広報システムを強化し、現行外務省ホームページの安全かつ安定的な稼働を実現した。NISC によるペネトレーションテストを実施し、情報セキュリティ対策を高い水準に維持することができた。(令和3年度：ITを利用した広報基盤整備(達成手段①))

### 【測定指標 3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組】

外務省ホームページ及び外務省公式 SNS において、令和3年度に実施された様々な外交行事について、遅滞なく情報発信を行うことができた。新型コロナウイルス感染症の影響拡大後は、オンラインでの広報の重要性が再認識され、外務省ホームページ及び外務省公式 SNS において、オンライン形式等で実施された外交行事の情報発信を行ったほか、外務省公式 SNS において外務大臣の定例記者会見のライブ配信を行った。(令和3年度：ITを利用した広報基盤整備(達成手段①))

### 【測定指標 3-4 外務省ホームページ等へのアクセス件数(ページビュー数)の合計 \*】

外務省ホームページ等のアクセス件数は、平成30年度2.7億件、令和元年度3.0億件、令和2年度3.9億件、令和3年度4.0億件と増加傾向にある。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での外交行事は減少したが、オンラインによる会談、会議、ビデオメッセージの発出等の新たなツールを利用した外交活動がむしろ活発に行われたこと、また世界的な外出制限、外出自粛、テレワークの浸透、オンライン授業等により、ネットでの情報収集、発信がより活発に行われたことが影響したと考えられる。

なお、令和3年度実績値は4.0億件と年度目標値を達成したが、同数値には本省ホームページのほか、在外公館ホームページ、Web Japan も含まれており、内訳で見ると在外公館ホームページ、Web Japan のアクセス件数は減少し、期待した増加がなかったことから、達成度をbとした。(令和3年度：ITを利用した広報基盤整備(達成手段①))

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国の外交政策に対する内外の理解を促進するためにも、IT 広報手段の強化・多様化、IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な情報発信の取組が引き続き重要である。

不要ページ及び浮遊ページの整理を引き続き実施し、外務省 HP のウェブアクセシビリティの向上に努めること、また、サイバー攻撃の脅威の高まりを見据え、情報セキュリティ対策を実施しつつ、安定的な稼働を目指すことが求められる。

### 【測定指標】

#### 3-1 IT 広報手段の強化、多様化 \*

外務省ホームページ及び外務省公式 SNS を活用し、様々な形式の外交行事につき、迅速に情報発信を行っていく。在外公館 SNS 運用についての側面支援を行いつつ、外務省全体としての SNS の情報発信力をより強化していく。ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格(JIS X 8341-3:2016) レベル A (一部準拠) から、同規格レベル AA を満たすようページ作成時においても規格に則った掲載、また規格を満たしていない情報が極めて古いページについては非公開としていくことも検討する。

#### 3-2 IT 広報システムの強化

年々激化し巧妙化するサイバー攻撃の現状を踏まえ、ホームページ掲載情報の改ざんや閲覧停止等を未然に防ぐなど、引き続き、安全かつ安定的な稼働を行う必要がある。

刷新システムにおいて、サイバー攻撃の脅威の高まりを見据え、IT 広報業務の効率化・合理化に取り組み、運用保守・障害対応、コンテンツ・マネジメント・システムによるサイト管理業務の効率化や災害に対する業務継続を確実なものとしていく必要がある。

#### 3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

外務省ホームページ及び外務省公式 SNS を活用し、様々な形式の外交行事につき、適切かつタイム

リーに情報発信を行っていく。

### **3-4 外務省ホームページ等へのアクセス件数（ページビュー数）の合計 \***

外務省ホームページ等については、引き続きアクセス件数の合計を測定指標として増加に努める。

#### **作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・ 外務省ホームページ(日本語)  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj>)
- ・ 外務省ホームページ(英語)  
(<https://www.mofa.go.jp>)
- ・ 在外公館ホームページ一覧  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>)
- ・ 外務省フェイスブック(日本語・英語)
- ・ 外務省ツイッター(日本語・英語)

## 個別分野 4 国際文化交流の促進

### 施策の概要

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るため、(1)文化事業、日本語の普及、海外日本研究の促進、(2)大型文化事業(周年事業)、(3)人物交流事業を行う。

### 関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第204回国会外交演説(令和3年1月18日)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日)

## 測定指標 4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進 \*

### 中期目標(一年度)

文化事業等の実施により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響や外交情勢に応じた適切な対応・工夫をしつつ、新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを円滑に進めるべく、国際交流基金を通じて、日本語教育事業・文化交流事業の強化を図る。

### 令和3年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

#### 1 在外公館文化事業

世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を見つつ、事業の実施が可能である場合、特に以下の事業を優先して、十分な感染予防対策をとりながら、年間400件以上の事業を実施する。

- ・オリ・パラ機運醸成・レガシー継承事業
- ・障害者芸術推進事業
- ・スポーツ事業
- ・日本語普及事業
- ・地方の魅力発信事業
- ・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業
- ・米国地方部の草の根レベルを対象とした事業
- ・中南米日系社会との連携強化事業
- ・日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- ・和食を通じた日本の魅力紹介事業

#### 2 国際交流基金事業

外国人材の受入れ拡大、共生社会の実現に向けた、海外における日本語教育の拡充及び日本文化理解促進等の環境整備を行う。新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを円滑に進めるべく、国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)等の着実かつ安定的な実施、高度人材を含む更なる外国人材の受入れ拡大に向けた日本語教育事業・文化交流事業の強化を図る。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 在外公館文化事業

令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症により集客を伴う事業の実施が困難な国・地域が多かったが、オンラインでの発信も活用し、390件の事業を実施した。また、年度目標に掲げた優先分野を踏まえ、エルサルバドルにおけるオリンピック・パラリンピック月間(7~9月、オリ・パラ機運醸成・レガシー継承事業)、インドネシアにおける「チャレンジ!アニ声!」日本語作文吹き替えコンテスト(4~5月、日本語普及事業)、英国における「障害者芸術・デザイン展及び講演会」(10~12月、障害者芸術推進事業)、フィンランドにおける「世界無形文化遺産『和食;日本人の伝統的食文化』」(5~8月、和食を通じた日本の魅力紹介事業)、中国における「地方自治体魅力発信(日本食文化の発信、インバウンド観光促進)」(11月、地方の魅力発信事業)、ギリシャにおける「第8回武道デモンストラーション・レクチャー」(11月、スポーツ事業)、カタールにおける「第31回ドーハ国際図書展における日本文化紹介」(令和4年1月、日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業)、バヌアツにおける「日バヌアツ外交関係樹立40周年 Japan-Vanuatu Weekend」(7

月、周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業)、米国におけるエクスペリエンスアジア 2021 における日本文化紹介事業(9月、日本の祭り関連事業)、ブラジルにおける「ブラジリア日本祭り」(11月、中南米日系人との連携強化事業)、米国における「Japan Week」(10月、米国地方部の草の根レベルを対象とした事業)等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施、測定指標4-4である事業評価における対日理解度は96%、初参加率は86%を達成した。

## 2 国際交流基金事業

### (1) 文化芸術交流事業の推進及び支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国際移動を伴う事業が制限される中、人の移動を伴わない事業例として、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい国・地域を中心に、日本のテレビ番組を無償提供する放送コンテンツ紹介事業を継続し、延べ76か国・地域で、489番組の放送を実施した。

### (2) 海外における日本語教育・学習基盤の整備

JFT-Basicについては、新規にインド、スリランカ及びウズベキスタンでの試験実施を開始し、令和3年度においては、合計で9か国、16都市及び日本国内にて試験を実施した結果、受験者数は30,596人(試験開始後累計56,149人)に達した。さらには、来日就労者の生活に必要な日本語習得を支援する教材「いんどり 生活の日本語」については、令和3年度において、ネパール語版、フィリピン語版、韓国語版、中国語(繁体字)版を公開する等の多言語化や、新たに開発した専用のオンラインコースの公開等、コンテンツの充実化と普及に対応した。

### (3) 海外日本研究・知的交流の推進及び支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、様々な活動が制限される中、米国では、日米草の根交流コーディネーター派遣事業(JOI)で派遣されたコーディネーターがオンライン発信も交えた文化交流活動を行い、12,663名の参加を得た。また、海外日本研究支援については、令和3年秋より、日本政府の水際措置を遵守しつつ、令和2年より中断していた日本研究者招へい事業を再開し、43か国から150名の日本研究者を招へいた。

令和3年度目標の達成状況： b

## 測定指標4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施

### 中期目標(一年度)

大型文化事業を効果的かつ効率的に実施することにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

### 令和3年度目標

ウルグアイ、ドイツ、ルーマニア、カタール及びクウェートにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

### 施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により、ウルグアイ及びクウェートでの事業は中止を余儀なくされたが、ドイツ、ルーマニア及びカタールにおいては、新型コロナウイルス感染症対策を施した上で、オンラインも活用し、対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。

#### (1) ルーマニア

日ルーマニア外交関係樹立100周年を記念し、阿波人形浄瑠璃公演をオンライン配信した。日本の伝統芸能の一つである阿波人形浄瑠璃公演を実施することにより、知日層、親日層の対日理解の深化を図るとともに、日本や日本文化に関心を持たない一般市民に対しても、対日関心の拡大、親日層の開拓を図ることを目指した。

#### (2) カタール

日本・カタール外交関係樹立50周年を記念したプロジェクト・マッピング上映事業を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の中、カタール政府の感染予防措置に従い、初回上映は政府関係者等を招待して、記念レセプションと共に実施し、その後、一般市民向けに繰り返し上映を行った。マッピングの内容は、カタール独立以降の我が国との二国間関係を回顧しつつ、今後の更なる関係拡大に向けた端緒となることを目指した。

#### (3) ウルグアイ、クウェート及びドイツ



ウルグアイ、クウェート、ドイツについては、それぞれ日本・ウルグアイ外交関係樹立 100 周年を記念する日本人音楽家によるコンサート、日本・クウェート外交関係樹立 60 周年を記念する三味線公演、日独交流 160 周年を記念する浄瑠璃公演の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当該国政府による水際対策や大規模な事業実施自粛の呼びかけ等から開催を見送った。なお、ドイツについては、同公演の動画のオンライン上映を令和 4 年度事業として実施する予定。

令和 3 年度目標の達成状況： b

#### 測定指標 4-3 人物交流事業の実施 \*

##### 中期目標（--年度）

人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、特にスポーツ分野での人的交流の活性化及び、日本人の国際スポーツ界でのプレゼンス向上を図る。また、世界的な新型コロナウイルスの状況を踏まえ、実施可能な人物交流事業の促進に努め、様々なレベルでの二国間関係の発展に取り組む。

##### 令和 3 年度目標

###### 1 留学生交流

コロナ禍の下、水際措置により入国困難であった外国人留学生在籍者数が増加し、また帰国留学生会の会員総数が 11 万人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。

###### 2 招へい事業

新型コロナの影響により、国際的な人の往来ができない状況を踏まえ、引き続きオンラインによる面会やウェビナー形式のセミナー等も含めて人的交流を実施し、招へい目的（対日（政策）理解度の変化、満足度・対日好感度の変化）の達成度※を 90%とするよう努める。

※各在外公館及び担当課が記入する PDCA テンプレートにおける「達成度」記入欄は 5 段階評価で記入する仕様となっている。5（達成度が特に高い）、4（相当の達成度あり）又は 3（達成度あり）の割合を「招へい目的達成」として集計。なお、5 段階評価のうち、2 は「達成度が低い」、1 は「達成度なし」。

###### 3 JET プログラム

新型コロナの影響により、新規参加者の入国が限定的な状況であるが、平成 28 年度行政事業レビュー公開プロセスの提言後に講じた事業内容改善措置を基に、引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けての取組、帰国した JET 参加者（元 JET）を活用した対日理解促進や対外発信の取組を実施する。また、自治体からの要望数の増加（参加者数の増加）を目指す。

###### 4 スポーツ交流事業

新型コロナの影響により、人的交流の活性化は困難な状況であるが、本年度開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を引継ぎ、スポーツを通じた二国間交流を出来る限り促進することで、更なる親日派・知日派を育成する。またオリンピック・パラリンピック開催国のレガシーとして国際スポーツ界における日本人のプレゼンス向上を図る。

###### 5 対日理解促進交流プログラム

新型コロナの影響で事業を中断することなく、オンライン・オフラインを併用したプログラムを継続し、アジア大洋州、北米、欧州、中南米との間で将来を担う人材を招へい・派遣して、対日理解の促進、対外発信の強化、親日派・知日派の発掘、恒常的ネットワークの構築に取り組み、外交基盤の拡充に努める。

#### 施策の進捗状況・実績

###### 1 留学生交流

帰国留学生会会員総数は前年度より 2,500 人増加し、108,777 人となり、目標としていた 11 万人の 99%を達成したことになった。

###### 2 招へい事業

実施主管課が行う招へい実施（対面 1 件、オンライン 16 件）後の事後調査においては、閣僚級招へい及び戦略的実務者招へいのいずれも「◎、○」の割合が 100%となった。（注）◎：達成度が特に高い、○：相当の達成度あり

3 JETプログラム

広報活動を強化した結果、令和3年度の応募者数は前年度より1,110人増加し10,036名となった。また、在外公館と元JET参加者の会（JETAA）が協力し、帰国後も引き続きJETプログラムや日本の文化等を発信する事業を通じて、元JET参加者の対日理解を促進している。しかしながら、自治体からの要望数に関しては、折からの新型コロナの影響により前年度の2,315名から1,100名に減少した。

4 スポーツ交流事業

コロナ禍により人的交流は困難であったが、国内競技団体や在外公館との調整を通じた器材輸送支援をグアテマラ、インド、フィリピン、モンゴル等10か国を対象に実施することにより、スポーツを通じた国際交流を行った。国際スポーツ界におけるプレゼンス向上については、11月に実施された国際体操連盟選挙において、日本人の候補者の側面支援を行った。

5 対日理解促進交流プログラム

新型コロナウイルスの影響により、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用したプログラムを企画し、人的交流を継続した。具体的にはオンラインを通じたウェビナー、視察、意見交換等のプログラムを100件実施し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化を図った。また、同窓会等のオンラインのプログラムも50件実施し、同窓生は訪日プログラムの経験を活かした帰国後の活動（自身のプログラムでの体験を広く派遣機関内で共有する場を設けたり、同体験に基づいた対日理解イベントの企画等）等についての発表を行ったりした。さらに、親日派・知日派の裾野を広げるべく、参加者はウェビナーや交流会への参加経験について、SNS等を通じて多くの人々に共有した。

令和3年度目標の達成状況： b

測定指標4-4 在外公館文化事業についての事業評価

①在外公館文化事業評価におけるA及びB評価の事業の割合 (注)A：効果が特に大、B：相当の効果あり、C：効果が少ない、D：効果がなく今回限りとする ②対日理解度 A及びB評価のアンケート実施総件数に対する割合 (注)A：関心や理解が深まった、B：関心や理解が少し深まった、C：関心や理解はあまり深まらなかった、D：関心や理解が無くなった、E：変化はなかった ③初参加率 初参加者の割合	中期目標値	令和3年度		令和3年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	
—	—	①A及びB評価の総数が総事業件数の98%以上 ②5段階評価の平均値が4.5以上の総数が総事業件数の85%以上 ③初参加率の平均が30%以上の総数が総事業件数の86%以上	①97% ②96% ③86%	b

評価結果（個別分野4）

施策の分析

【測定指標4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進 \*】

1 在外公館文化事業

令和2年度に続いて世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延により従来の集客型事業の実施が困難な国・地域が多かったが、各公館は、積極的にオンラインやSNSを活用するなどして事業を企画・実施し、多くの参加者を得た。具体的には、オンラインと集客型のハイブリッド形式で実施した「オリンピック・パラリンピック月間」（於：エルサルバドル、7～9月）では、来場者は約1,000人となり大使館フェイスブックでの関連情報発信へのリーチ数が68万件を超える等の成果があった。事業のオンライン化によって離れた都市や外国からの参加が可能になる等の副次的効果もあり、参加者へのアンケートにおける対日理解度に関する設問で、関心や理解が深まった（A及びB評価）との回答がアンケート総数の96%になる等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に寄与した。（令和3年度：海外における文化事業等（達成手段①））

## 2 国際交流基金事業

### (1) 文化芸術交流事業の推進及び支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国際的な人の移動を伴う事業が制限される中、対日理解の促進と親日感の醸成をはかるため、放送コンテンツ紹介事業を積極的に実施した他、地理的な制約を受けずに参加者を獲得できるオンライン事業、実物に接することでより深い日本理解促進に繋がるリアル事業のそれぞれを状況に応じながら実施できた。またリアル事業のプロモーションにオンラインを活用する等、両者の相乗効果も発揮できた。従来、国際交流基金はその専門性を生かした芸術性が高くスケールの大きい事業を得意としてきたが、オンラインでも専門性と専門家等とのネットワークを生かして質の高いコンテンツを制作したものと評価。

人の国際移動を伴わない巡回展や日本映画上映については、在外公館と連携しつつ、現地の最新の感染状況を踏まえて定められた防疫措置をとるなど、従来に加え追加的な事務的負担が生じたものの感染症拡大状況下でも対日関心を喚起し、日本理解促進に貢献した。(令和3年度：独立行政法人国際交流基金運営費交付金(達成手段②))

### (2) 海外における日本語教育・学習基盤の整備

JFT-Basicについては、コロナ禍ではあるものの、既存実施国に加え、他の技能試験と合わせて、新規にインド、スリランカ及びウズベキスタンでの試験実施を開始しており、二国間の外交上の必要性への対応及び日本政府の方針である外国人材の受入れ促進に資する事業として、十分な評価ができる。また、外国人材向け日本語教材「いろいろ 生活の日本語」の多言語化、オンラインコースの公開等によるコンテンツの充実化により、日本での就労を志す外国人材候補者に対して、自習が可能となる学習環境の整備が出来たことは、今後の外国人材受入れ・多文化共生社会の実現に資するものと評価。(令和3年度：独立行政法人国際交流基金運営費交付金(達成手段②))

### (3) 海外日本研究・知的交流の推進及び支援

令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたが、日本政府の水際措置を遵守しつつ10月から、海外日本研究者招へい事業を再開し、150名の招へいを実現した。また日本研究者を招へいできない期間も、各国・地域の日本研究機関や日本研究学会等を支援することで、長年にわたって培われてきたネットワークの維持につとめた他、アジアの主要日本研究機関で学ぶ若手研究者を対象として、12月から令和4年2月に協働研究をテーマにした一連のオンライン事業を実施し、比較的新しく構築したアジアの日本研究機関(タマサート大学等)との関係を強化したことは評価しうる。

また、市民・青年交流事業については、渡航が困難な中でも米国各地で草の根レベルで日本との交流や日本文化の発信の担い手として活動する日米草の根交流コーディネーター派遣事業(JOI)を実施し、派遣人数を増加(18期5名から19期8名)して米国との間の草の根文化交流を強化。令和4年に派遣開始20年を迎えることを契機に、ウェブサイトのリニューアルやロゴマークの刷新、ラジオ番組とのコラボレーションを実施することで、日本国内の潜在的な交流の担い手に対しても事業の知名度を高めた。(令和3年度：独立行政法人国際交流基金運営費交付金(達成手段②))

## 【測定指標4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施】

新型コロナウイルス感染症の影響により、年度目標に掲げていたウルグアイ及びクウェートでの事業は中止、ドイツは延期を余儀なくされたが、年度目標に掲げていたルーマニア及びカタールにおいて大型文化事業を実施し、同事業を通じて日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進、親日感の醸成を図る機会となった。代表例として、カタールにおいては、日本・カタール外交関係樹立50周年を記念したプロジェクション・マッピング上映を実施し、本件事業を通じて、二国間関係を回顧するとともに今後の更なる関係拡大に向けた端緒となることを目指した結果、カタール政府関係者、外交団、一般市民が一緒に両国の節目を祝う貴重な機会となった。新型コロナウイルス感染症による海外渡航の制約等の下、このような成果を得たことは、当省の取組に加え、カタール政府や日・カタール両国の関係者の理解と協力によるところが大きかったと考える。(令和3年度：海外における文化事業等(達成手段①))

## 【測定指標4-3 人物交流事業の実施 \*】

### 1 留学生交流

帰国留学生会員総数を11万人に増加するとの目標は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度も帰国留学生会関連活動が制限され、オンラインを活用した活動に限定されたため、108,777人と、わずかにおよばなかったが、前年比2,500人増を達成することはできた。(令和3年度：留学生交流事業(達成手段⑤))

### 2 招へい事業

実施主管課が行う招へい実施後の事後調査においては、閣僚級招へい及び戦略的実務者招へいどちらも「◎、○」の割合が100%となった。(注)◎：達成度が特に高い、○：相当の達成度あり。(令和3年度：閣僚級及び戦略的実務者招へい(達成手段⑨))

### 3 JETプログラム

応募者数の増加については、新型コロナの影響によりJETプログラム参加者の入国が進まない中ではあったが、在外公館での積極的な広報の結果、前年度から応募者数が1,110人増加し目標を達成することができた。対日理解促進及び対外発信については、新型コロナの影響下において対面事業の実施では一定の制限があったものの、オンラインツールを活用する等工夫を凝らして実施することができた。自治体からの要望数は新型コロナの影響による入国制限で減少はやむなしであったが、今後はJETプログラム参加者の入国が漸次進みつつあり、新型コロナの影響の低減につれて要望数は増加することが見込まれる。(令和3年度：語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)(達成手段④))

### 4 スポーツ交流事業

コロナ禍により人的交流は困難であったが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を活かし、年間で10件の器材輸送支援を実施し、競技団体間のネットワーク形成・強化の効果があつた。国際スポーツ界における日本人のプレゼンス向上については、11月に実施された国際体操連盟(FIG)会長選挙において、現職の渡辺守成会長の再選を側面支援し、国際競技連盟における日本人役員のプレゼンス向上に貢献した。(令和3年度：スポーツ外交推進事業(達成手段⑧))

### 5 対日理解促進交流プログラム

令和3年度においても昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響により実際の人の往来は困難であったため、オンラインにより交流を継続し、日本に関する対外発信を強化した。オンライン交流や同窓会等のフォローアップ事業を通じ、合計4,747名が日本と各国・地域との関係についてのウェビナー聴講、活発な意見交換を行ったことは、対日理解を促進し、訪日への期待と日本に対する関心を高め、親日派・知日派の発掘に資する効果があつた。また、ウェビナーや交流会への参加経験に関し、参加者によるSNS等を通じた対外発信は約7,700回あり、親日派・知日派の裾野の拡大に大いに貢献した。(令和3年度：親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金(対日理解促進プログラム)(達成手段⑬))

#### 【測定指標4-4 在外公館文化事業についての事業評価】

在外公館文化事業評価におけるA及びB評価の割合(97%)、対日理解度(96%)、初参加率(86%)は、いずれも概ね高い結果となっており、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図ることができた。これは、初参加率が低く参加者が固定化しているような事業の見直しや、SNS等を更に活用した広報の強化、裨益対象の拡大を図る方策を講じるよう令和3年度の事業計画の策定や査定に反映させる等、PDCAサイクルを活かして事業の改善を行った効果と言える。(令和3年度：海外における文化事業等(達成手段①))

#### 次期目標等への反映の方向性

##### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

各国における世論形成や政策決定の基盤となる国民一人一人の対日理解を促進するとともに、日本のイメージを一層肯定的なものとするのは、国際社会において日本の外交政策を円滑に実施していく上で重要である。その際、我が国文化の総合的かつ戦略的な発信及び人物交流を進めることは、対日関心の醸成、対日理解の増進等の観点からも不可欠な施策である。上記理由により、各国・地域の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図るとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

##### 【測定指標】

#### 4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進 \*

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図るとの令和3年度目標は適切であった。各国における世論形成や政策決定の基盤となる国民一人一人の対日理解を促進するとともに、日本のイメージを一層肯定的なものとするのは、国際社会において日本の外交政策を円滑に実施していく上で益々重要になっている。引き続き在外公館や国際交流基金を通じて諸外国において良好な対日イメージを形成し、日本全体のブランド価値を高めるとともに、対日理解を促し、親日派・知日派を育成するため、様々な交流事業の展開・促進・支援を行う。中期目標管理法人の国際交流基金については、適切に業務実績評

価を行い、その後の業務に活かしていく。

#### **4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施**

周年を迎える主要な国において、日本文化を大々的にプレイアップする大型文化事業を実施することは、当該国における我が国のプレゼンスを高めるとともに、相手国との相互理解や友好関係の強化において極めて重要であり、今後も引き続き周年の機会を捉えて、現地のニーズを十分に踏まえ、効果的かつ効率的な事業の実施に努める。

#### **4-3 人物交流事業の実施 \***

人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する。世界的な新型コロナウイルスの状況を踏まえ、実施可能な人物交流事業の促進に努め、様々なレベルでの二国間関係の発展に取り組む。

##### **ア 留学生交流事業**

中・長期的に親日派外国人を育成していく観点から、優秀な国費留学生を確保し、帰国後も良好な関係維持に引き続き取り組む。

##### **イ 招へい事業**

海外で、多様な国の指導的立場にある人物に対し、効率的に対日理解の促進が可能であるため、引き続き取り組む。

##### **ウ JETプログラム**

日本における外国語教育の充実及び青年交流による地域レベルでの国際交流の進展を促す観点から、アフターコロナを見据えて広報活動を強化し、引き続き応募者数の増加を図ると共に、有能な人材を確保すべく募集・選考の強化に取り組む。

##### **エ スポーツ交流事業**

東京大会のレガシーとして、これまで実施してきたスポーツを通じた国際交流の機運を引き継ぎ、幅広い社会階層に浸透する影響力をもつスポーツを通じて対日イメージの維持、向上を図り、親日派・知日派の育成機会につなげて行く。

##### **オ 対日理解交流促進プログラム**

将来を担う人材の対日理解促進、対外発信の強化、親日派・知日派の発掘・育成を行う観点から、オンライン・オフライン併用プログラムの実施による事業継続、本事業趣旨に沿ったプログラム内容の実施、適切な参加者の選定、過去の参加者へのフォローアップに努め、より効率的、効果的で有意義な事業となるよう取り組む。

#### **4-4 在外公館文化事業についての事業評価**

自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言（平成 28 年 12 月 14 日）において、定量的目標を厳格に定めるべきとされたこともあり、平成 29 年度から在外公館文化事業についての事業評価に新たに対日理解度（80%以上）及び初参加率の平均（30%以上）の 2 指標を含めることとした。これにより、事業を通じた対日理解度の変化、潜在的な対日関心層の拡大の把握が可能となったため、今後も対日理解の促進及び親日感の醸成を測る定量的指標として、同水準の目標を維持する。

#### **作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・令和 3 年版外交青書（外交青書 2022）  
第 4 章 第 4 節 各論 1 「戦略的な対外発信」、各論 2 「文化・スポーツ・観光外交」
- ・JET プログラム  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sei/jet/index.html>)
- ・留学生交流  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/ryu/index.html>)  
(<https://www.studyinjapan.go.jp>)
- ・JET プログラム  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sei/jet/index.html>)
- ・スポーツ・フォー・トゥモロー  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/ep/page24\\_000800.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page24_000800.html))
- ・対日理解促進交流プログラム  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/ep/page23\\_001476.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page23_001476.html))

## 個別分野 5 文化の分野における国際協力の実施

### 施策の概要

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1) ユネスコや国連大学を通じた協力、(2) 文化無償資金協力を実施する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日）

## 測定指標 5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

### 中期目標（一年度）

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

「世界の記憶」事業については、加盟国間で合意に達した新制度の下、同事業が加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿って運用されるよう、責任ある加盟国として積極的に取り組んでいく。

### 令和 3 年度目標

- (1) ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には、総会及び執行委員会において、SDG 4（教育）の各国における実施を促進すること、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において、有形文化遺産及び自然遺産、並びに無形文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。
- (2) 上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、アズレー事務局長との協力関係を強化するとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。
- ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、令和 3 年 3 月の参加制限型ワーキンググループ（LPWG）で加盟国政府が「世界の記憶」事業に責任をもって関与することを主な内容とする合意が成立し、4 月に開催された第 211 回執行委員会において、その内容が承認された。今後、新制度に基づく新規申請が開始されること、本制度が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿って運用されるよう、責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。
- 国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、防災、教育等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで、ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。
- (1) 国連大学については、日頃からの緊密な意思疎通に加え、年 1 回の我が国政府とのハイレベル協議を通じ、SDGs を始めとする我が国の推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム等の行事・事業での協力における連携を強化する。また、人事については、国連大学本部幹部ポストへの日本人送り込みを積極的に行う。
- (2) 国連機関の一部である国連大学の本部が日本にあることの強みをいかし、様々な機会を捉え、国連大学との連携・協力の幅を広げていく。特に同本部を拠点とした世界 12 か国 13 の研究所のネットワークを通じて、地方を含めた日本国内はもちろんのこと世界全体に国連大学の活動を発信していけるようホスト国として本部と国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院の国内外での活動を支援する。また、国連大学本部施設が適切に維持・管理できるよう、国連大学及び関係省庁と連携していく。
- (3) 国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院に関する広報活動に積極的に協力することで、同大学院に対する日本人学生の関心を高め、優秀な日本人学生の同大学院での学びを促進し、日本人修了生が将来的に国際機関や政府機関で活躍する国際人材として育成されることに

貢献する。

- 5 令和3年7月16日から31日（20日を除く）までオンラインで開催される第44回世界遺産委員会拡大大会合において、我が国が推薦している「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指す。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 ユネスコについて

(1) ユネスコについては、執行委員国として第211回及び第212回執行委員会、及び2年に一度全加盟国が出席する第41回総会といった意思決定の場や、第15回無形文化遺産保護条約政府間委員会、第44回世界遺産委員会拡大大会合及び第23回世界遺産条約締約国会合等の全体会合やワーキンググループ会合に参加し、予算策定や、「世界の記憶」事業の制度改善、有形・無形の文化遺産の保存・修復等の各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。また、日本信託基金を通じたユネスコ活動への支援のほか、途上国におけるデジタル技術を活用した教育環境整備の支援等を実施した。11月に第41回総会で行われた執行委員国選挙では地域グループ内トップで当選し、今後4年間、引き続き執行委員国として、年に2回行われる執行委員会に出席することとなる。また、同月の総会下部機関選挙でも、立候補した3つの委員会及び理事会（法規委員会、政府間水文学計画（IHP）政府間理事会、人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会）のすべてに当選した。

(2) 我が国は、令和2年12月の第210回執行委員会において、アズレー事務局長が再選出馬表明を行った時から、一貫して同事務局長の再任を支持し、その意向を伝達、表明してきた。10月の第212回執行委員会で同事務局長を次期事務局長候補として推薦することが決定され、第41回総会で同事務局長の再任が正式に決議された。なお、幹部ポストをはじめ、主要なポストの募集がなかったため、邦人職員の送り込み実績はなかった。

##### 2 「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組について

「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう、令和3年4月の第211回執行委員会において、加盟国政府が「世界の記憶」事業に責任をもって関与することを主な内容とする新しい制度が承認された。7月末には新制度に基づく申請募集が再開され、11月末には我が国から2件（①浄土宗大本山増上寺三大蔵、②智証大師円珍関係文書典籍—日本・中国の文化交流史—）の申請書を提出しており、新制度に則った審査のプロセスが始まっている。

##### 3 国連教育科学文化機関拠出金について

我が国は、従来から日本信託基金を通じ、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の技術や手法を活用し、裨益国への技術移転を図りつつ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献してきた。具体的には、ASEAN諸国、東ティモールを裨益国とした東南アジアにおける文書保全にかかる能力向上支援や、カンボジアやアフガニスタンの世界遺産の保全修復支援に加え、世界遺産一覧表への記載資産数が少ないアフリカ諸国や小島嶼開発途上国での世界遺産登録支援のための能力向上支援を実施している。平成30年度から開始した国連教育科学文化機関拠出金の下では、これまでの文化・教育分野における協力に加え、ユネスコが新たに推進するAIの倫理分野の取組に対する支援を行う等、分野横断的な重要課題及びユネスコのイニシアティブ推進に対して積極的に貢献した。なお、信託基金事業の状況のモニタリングとして、日本政府とユネスコが信託基金の運用等につき協議するレビュー会合（令和4年2月）を実施し、日本側の拠出金運用に当たっての優先分野や重要方針を伝達し、先方からも日本のユネスコ場裏における支援に謝意が表明された。また、この機会に、日本からの拠出金が事業に効果的に使用されていること及び事業の進捗状況の確認を行い、無駄のない予算配分及び実効性ある事業計画とするよう求めた。さらに日本からの支援であることが各事業が実施されているアフリカ及び小島嶼開発途上国を含む対象国で共有されるように、我が国のプレゼンス確保の申入れを行い、先方の理解を得た。また、新型コロナウイルス、治安や天候悪化の影響でやむを得ず事業実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度ユネスコ側に説明を求め、先方から承認要請があった際に都度確認を行った。

##### 4 国連大学について

(1) 国連大学については、我が国政府との間で6月にハイレベル協議を実施した。通常は対面での協議を行っているが、新型コロナウイルスの影響により、前年度に引き続きオンライン開催となった。国連大学からは学長を始めとする幹部、関係省庁からは局長レベルが参加し、国連大学のビジビリティ強化や、我が国との協力等幅広い分野で意見交換を行った。

シンポジウム・セミナー等は、新型コロナウイルスの影響により一時中断していたが、オンラインでの実施は再開されており、「SDGs ユニバーシティ講演会（国連大学とSDGs研究所の共催）」を

はじめ、計8回開催されている。これらのイベントを通じて、政府や民間企業とも連携し、日本の地球規模課題の分野への取組について広く国内外に情報発信を行った。ハイレベル協議だけでなく、日頃から話し合いの場を設け、意見交換や活動のさらなる連携強化に向けた支援を行った。

10月、沖大幹上級副学長が任期を終え、後任の上級副学長に白波瀬佐和子氏（東京大学教授）が就任した。同氏には、任期満了までの2年間、国連大学の活動に従事し、国連大学と東京大学の連携強化への貢献が期待される。また、国連大学の最高意思決定機関である国連大学理事のメンバーの西田恒夫氏の後任として、佐藤地氏の就任が決定しており、日本人がこれらのポストを獲得したことにより、日本政府と国連大学は引き続き緊密な連携をとることが可能となった。

国連大学対談シリーズは3月以降新規の実施はないが、コロナ禍で対面イベントが制約される状況下においても講演活動などは精力的に行われた。例として、マローン学長は2021年5月に日本経済新聞社および日経BP社が主催した「日経SDGsフォーラム シンポジウム」に登壇し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成と気候変動対策への国連の取組について講演した他、8月には第21回模擬国連会議関西大会（全国から約200名の学生が参加）の開会式で基調講演を行い、国連の現場と模擬国連の類似点について自身の見解を披露するなどして参加学生たちの見聞を拓けた。2022年3月には、奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団の派遣事業により、中高生14名が国連大学の見学に訪れ、白波瀬上級副学長から国連大学の取組等の説明を受けた。

例年12月に東京で行う国連大学理事会の機会にあわせて開催している外務省主催レセプションは、国連機関の政策立案シンクタンクとして地球規模課題に取り組む国連大学をホスト国として支える日本の貢献を内外関係者に知らしめる機会となっている。昨年は、新型コロナウイルスの影響もあり、レセプションを開催することができなかったが、理事会自体はオンラインで開催され、国連大学の運営方針等が話し合われた（12名の理事のうち1名は日本人理事）。

(2) 石川県金沢市にある国連大学サステナビリティ研究所のいしかわ・かなざわオペレーティングユニット（UNU-IAS OUIK）では、金沢市と連携して持続可能なまちづくりの実現を目指している。SDGs 17の目標達成に向けた積極的な事業展開が期待されている。その文脈で、令和3年度は、石川県能登半島の伝統的な食の知識と技術を紹介するYouTube動画を制作した。同動画を通じ、伝統的な食文化の継承が食品ロスを防ぎ、安定的な食料供給や持続可能な生活を可能にし、気候変動対策にも資することを発信した。また、石川県には、同じ国連システムの国連教育科学文化機関（UNESCO）の取組である「エコパーク」や「ジオパーク」、「ユネスコ創造都市ネットワーク」に認定された場所があり、UNU-IAS OUIKは、これらの地域自治体と国際機関とのネットワーク構築の支援にも貢献した。

沖上級副学長が座長を務めた「SDG企業戦略フォーラム」は、8月現在、14社の日本企業が参加しており、国内企業のSDGs達成に向けた活動を実施している。参加企業による評価も高く、同フォーラムに参加している日本企業のうち5社が「SDGsへの取組の評価が高い企業ランキング」のトップ20位にランクインし、同フォーラムの日本企業へのSDGsの知識普及の貢献度は高い。令和3年度中は、同フォーラムの枠組みで計11回のワークショップと3回のウェビナーが開催された。また、11月には、大学コンソーシアム京都と共催で、学生を対象に、オンラインセミナー「企業が取り組むSDGs」を開催し、日本の学生たちに国内有名企業のSDGsの取組を紹介した。SDGsを始めとする関心の高いテーマで継続的な発信を促し、国連大学に関する認知度や関心を高め、優秀な人材排出につなげる取組を着実に進めた。

(3) サステナビリティ高等研究所（UNU-IAS）は、サステナビリティに関わる広範囲な研究だけでなく、大学院プログラムでは、日本の大学とも連携し、グローバルな人材育成を目指している。東京大学、上智大学、国際基督教大学等とダブル・ディグリープログラムやジョイント・ディプロマプログラムを実施しており、同取組は、日本国内の大学との連携を強化するとともに、日本の大学の国際化にも寄与している。外務省のソーシャルネットワーク（FacebookやTwitter等）を通じて国内外で学生募集の広報活動を行うことにより、日本人学生の応募も増えてきている。卒業生は自国の政府機関や国際機関に就職するなどしており（平成24年から令和3年までの卒業生のうち政府機関に就職した人数は20名（令和3年度は1名））、日本人学生についても、これまでに政府機関や大学研究機関、グローバル企業等に就職しており、国際的な活躍が期待される。

## 5 世界遺産について

7月16日から31日にオンラインで開催された第44回世界遺産委員会拡大合会では、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録された。また、11月に行われた第23回世界遺産条約締約国総会では世界遺産委員国選挙に当選し、ポストを獲得することが出来た。今後4年間、委員国として各種合会に出席することとなる。12月、文化審議会世界文化遺産部会が、2021年度推薦することが適当と思われる世界文化遺産の候補物件として、「佐渡島（さど）の金山」を選定すると答申したことを受け、令和4年2月1日、閣議了解



を経て、ユネスコに「佐渡島（さど）の金山」に関する推薦書を提出した。

令和3年度目標の達成状況： b

## 測定指標5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

### 中期目標（一年度）

被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に寄与する。

### 令和3年度目標

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全世界において感染予防対策に伴う行動の制限が見込まれるが、その中で可能な範囲において、ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化・スポーツ・高等教育分野での協力関係強化に資する案件、特に昨年度に感染拡大の影響で実施に至らなかった案件を優先的に実施する。また、一般文化無償資金協力においては、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえて必要な改善を行いつつ、事業の実施及び事後監理を進めていく。

### 施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に人の往来や行動が制限される状況が継続していたものの、一般文化無償資金協力では2件の交換公文署名式と5件の器材等引渡し式、草の根文化無償資金協力では19件の贈与契約署名式と14件の器材等引渡し式を実施することができた。例を挙げると、一般文化無償資金協力では、対モルドバ「国立図書館デジタル化機材整備計画」において、同図書館及び全国の国内関係機関が所蔵する歴史的・文化的価値の高い図書・資料や国民の関心の高い図書等のデジタルアーカイブ化機材の整備が完了した。この協力により、同国の文化的価値のある資料の長期的保存及び広く国民に対し閲覧機会を提供できる環境が整備され、公共サービスの質が向上することが期待される。また、草の根文化無償資金協力では、対ブラジル「ピラール・ド・スール日本語学校教室増築計画」において、同学校の教室不足の状況を改善するため新たな教室を増築し、日本文化の普及活動並びに日本語学習に必要な環境整備を行った。

また、一般文化無償資金協力は、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえ、要望調査の段階で優先分野を設けて案件選定基準を明確にする等改善を行ったほか、昨年度に新型コロナウイルス感染症拡大により事前調査ができずに実施できなかった案件を優先的に実施するとともに、PDCAサイクルが確実に機能するよう留意しながら事後監理の対応を行った。

令和3年度目標の達成状況： b

## 評価結果（個別分野5）

### 施策の分析

#### 【測定指標5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献】

##### 1 ユネスコについて

執行委員国4年間の任期において、年に2回開催される執行委員会に委員国として出席し、2年に1度の総会で採択されるまでの案の段階より、事業及び予算をはじめ、ユネスコの重要な方針や活動についての議論に参加が可能となった。また総会下部機関選挙の3つの委員会及び理事会（法規委員会、政府間水文学計画（IHP）政府間理事会、人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会）のポストを獲得したことで、ユネスコ憲章及び手続規則などの解釈及び改正を担当する重要な議論に直接参加し、日本も多くの専門家が貢献している自然科学のスキームの設定、実施に係る議論や意思決定に参画出来ることは有益である。（令和3年度：国際連合教育科学文化機関（UNESCO）分担金（達成手段②））

##### 2 「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組について

「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うものとなるよう、我が国として積極的に取り組み、4月の第211回執行委員会で新しい制度が承認され、案件の申請や登録決定に加盟国が関与できるようになっただけでなく、加盟国間で対立

する案件については期限なく当事国間で対話を行うことができるようになり、我が国が主張してきた主要な改善点が新たな制度に盛り込まれたほか、今後政治的な対立案件が当事国の意思に反して一方的に登録される可能性が完全に払拭されたことの意義は極めて大きい。(令和3年度：国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金(達成手段②))

### 3 国連教育科学文化機関拠出金について

ユネスコを通じた日本信託基金事業は、これに裨益する国の国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援として関心を集めやすく、令和3年度も各国で高い評価を受けた。例えば、30か国・7つの国際機関の間でアンコール遺跡救済に関する国際協力についての「東京宣言」を採択した国際会議(平成5年)で日仏が共同議長を務め、その中で、アンコール遺跡保存開発国際調整委員会(ICC)設置が決定され、その後、毎年ICCにて日仏が共同議長を務めており、令和3年度も各国・機関の支援を調整する重要な役割を果たした。信託基金の事業実施にあたっては、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用して、こうした技術を我が国専門家から裨益国の文化遺産保護関係者に移転することに重点を置いており、事業の効果は、事業終了後も長期間継続している。この結果、例えばアンコール遺跡修復事業に関して、カンボジア・シハモニ国王やサコナ文化芸術大臣より専門家含む本件協力への謝意が伝えられる等、国際会議等において裨益国の閣僚級から日本人専門家の貢献も含めて我が国への謝意が示されるとともに、我が国プレゼンスの向上に大きく貢献していることから極めて有益だった。(令和3年度：ユネスコ拠出金(達成手段⑥))

### 4 国連大学について

新型コロナウイルスの影響を受け、「国連大学対談シリーズ」は2021年4月以降実施できていない。同イベントは、コロナ前には、月に1回以上のペースで実施していた国連大学の人気イベントである。コロナの影響を受け、オンラインで実施された2021年の3回の対談は、国連大学のYouTubeチャンネルに掲載され、延べ6,600回以上の再生回数を記録するなどしており、今後は、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式での実施など、対面とオンライン双方のメリットを活かした方法を工夫し、コロナを経て更なる工夫を行っていくことが課題である。

近年、日本国内でもSDGsへの関心及びその取組の重要性が高まっているなか、SDG企業戦略フォーラムは、日本企業だけでなく、オンラインセミナーを通じて、日本の学生にもSDGsに関する知識普及をしており、このような取組は高く評価できる。また、いしかわ・かなざわオペレーティングユニット(UNU-IAS OUIK)では、地方都市(石川県金沢市)との連携を強化し、活動の幅を広げている。今後も、同ユニットの国際的なネットワークを活かした活動が期待される。国連大学は発展途上国出身者の人材育成に力を入れており、発展途上国出身の学生を積極的に受け入れている。エビデンスに基づく課題解決型の教育に注力している国連大学での教育は、課程修了後に国連大学で得た知識を社会に還元する能力を育成するものであり、また、SDGs企業戦略フォーラム等でSDGsとビジネスをつなぐ日本企業のアイデア等に触れて知的好奇心を喚起することで、国連大学への関心が高まる効果が期待される。日本人学生はそれほど多くはないが、国連大学に優秀な学生からの応募が集まるよう、引き続き広報の協力をしていきたい。(令和3年度：国際連合大学拠出金(達成手段⑤))

### 5 世界遺産委員会に関する成果

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」の2件がいずれもコンセンサスで世界遺産に登録されたことは、我が国の貴重で、多様性に溢れる自然及び文化遺産を世界に発信する上で非常に効果が高いものとなった。また、令和3年11月に行われた第23回世界遺産条約締約国総会において世界遺産委員国選挙に当選したことは、今後の世界遺産の保護等を巡る国際的な協力体制の発展に向けた我が国の発言力の一層の強化に繋がるものと期待される。(令和3年度：世界遺産基金分担金(達成手段③))

## 【測定指標5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成】

令和3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全世界において行動が制限される状況が継続していたものの、一般文化無償資金協力では、2件の交換公文署名式と5件の器材等引渡し式、草の根文化無償資金協力では、19件の贈与契約署名式と14件の器材等引渡し式を実施することができた。いずれもSNSや現地メディアを通じて報道され、これらの協力が広く当該国の国民に周知され、対日理解の向上及び親日感の醸成に寄与した。日本語教育分野での協力は、若い世代の親日家育成に直結するものであり、また、スポーツ分野、特に柔道、空手の協力案件については、日本武道普及にも繋がることから、親日感を醸成する上で効果があった。また、令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大により渡航が制限されたことから現地調査を行うことができず先送りとなっていた一般文化無償資金機材計画調査候補案件のうち4件の現地調査を実施し、閣議決定まで進めることができた。(令和3年度：海外における文化事業等(達成手段①))

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

グローバル化の進展とともに、インターネットやマスメディアの発達が急速に進み、世界各国は、相互依存を深めると同時に、各国の外交政策に国民が及ぼす影響力が高まっている。このような中、開発途上国の文化の保全及び文化・教育振興を支援する二国間協力(文化無償資金協力)や多国間協力(ユネスコや国連大学を通じた協力)を通じ、文化の分野での国際貢献を行うことは、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成することに効果がある。これらの分野の事業に適切に我が国の意見を反映していくためにも、引き続きユネスコにおける積極的な意思決定への参画が必要である。中でも、人類共通の貴重な財産である世界遺産等は、一度失われれば回復することが難しいものであるところ、危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために我が国の高い技術力をもって協力を行うことが引き続き強く求められている。また、日本に本部のある唯一の国連機関である国連大学については、世界 12 か国 13 の研究所に及ぶネットワークを有する特性をいかし、様々な分野における我が国の取組を発信する上でこれを活用していく。

上記のとおり文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力及び、文化の分野における国際規範の整備促進等の国際貢献を通じ、親日感の醸成を図るとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

### 【測定指標】

#### 5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

ユネスコにおいては、11月の第41回総会で執行委員国に再選したことを受け、引き続き委員国として執行委員会をリードするほか、各種議論や交渉において、責任ある加盟国として、ユネスコの脱政治化に向けて積極的な役割を果たすことに努める。また、再任が決定したアズレー事務局長との協力関係の強化に努めるべく、同事務局長の訪日や要人との会談の実現を図る。同時に、現在日本人4名を擁するユネスコの幹部ポストについてさらなる日本人職員の送り込みを目指し、積極的な候補者の発掘及び推薦に努める。

「世界の記憶」事業に関しては、上記の施策の分析のとおり、加盟国ワーキンググループにおける議論を通じて制度改善が実現された意義は極めて大きい。我が国としては、制度改善の結果を踏まえ、すでに再開されている新規登録プロセスにおいて、事業が政治化されずに文書の保存や啓蒙等の事業の本来の目的が達成されていくよう、引き続き同事業の運用に関与していく。

拠出金事業に関しては、平成30年度に既存の3つの信託基金を統合して設置された国連教育科学文化機関拠出金を活用し、より幅広い分野での活動及びユネスコの重要課題に則した支援に努める。また、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。

国連大学に関しては、引き続きホスト国として同大学の運営及び事業を支援するほか、シンポジウム等のイベントを通じて、国内外における同大学の認知度向上に努める。

世界遺産委員会については、令和4年度中に開催が予定されている第45回世界遺産委員会において、世界遺産委員国(締約国のうち21か国で構成)として、各国の保全状況報告、新規登録案件の審議に参加する。

#### 5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を引き続き実施する。令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を受けて、一般文化無償資金協力では、要望調査の段階で優先分野を設けて明確な案件選定基準を示すことから、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても裨益効果が見込めるような、リモート教育等を含む教育分野(日本語教育含む)での協力案件を特に優先する分野とする。

## 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ユネスコホームページ  
(<https://en.unesco.org/>)
- ・世界遺産委員会  
(<http://whc.unesco.org/en/committee>)

- ・「世界の記憶」事業  
(<https://en.unesco.org/programme/mow>)
- ・国連大学ホームページ  
(<https://unu.edu/>)
- ・令和3年版外交青書（外交青書2022）  
第4章 第4節 2 文化・スポーツ・観光
- ・2020年版開発協力白書 第2部 3章 （5）文化・スポーツ

## 個別分野 6 国内報道機関対策の実施

### 施策の概要

外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）

## 測定指標 6-1 国内報道機関等を通じた情報発信

### 中期目標（一年度）

国内報道機関を通じ、我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する。

### 令和 3 年度目標

- 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、適時・適切な形で報道関係者に対する記者会見、ブリーフの実施や報道発表の発出に努める。
- 2 メディア各社の有識者や地方メディアに対し、適時・適切な情報提供を行う。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 定例の外務大臣記者会見を 83 回（このうち英語同時通訳付きは 82 回）、外務報道官会見を 39 回実施した。また、定例会見以外にも、日韓関係、日米関係等、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や、報道機関からの要請がある場合、また外務大臣の外国訪問に際して、タイムリーな情報発信を行うべく、外務大臣による臨時記者会見を 32 回実施した。新型コロナウイルス感染症対策のための会見参加人数抑制を補完すべく、昨年度に引き続き、外務省の公式 YouTube アカウントにおいて、外務大臣定例記者会見のライブ配信（日・英）を行った。また、これらの会見の実施後は、国民に対して迅速に情報提供を行う観点から、速やかに外務省ホームページ（HP）への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを 62 回実施した。

文書による情報発信として、「外務大臣談話」を 21 回、「外務報道官談話」を 40 回、「外務省報道発表」を 1,607 回発出した。

外務大臣を始めとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 23 回（うち、地方テレビ 4 回）、新聞・通信社インタビューを 24 回（うち地方紙 9 回）、雑誌インタビューを 5 回、ウェブインタビューを 3 回実施した。

- 2 新聞・テレビ各社論説委員・解説委員（有識者）に対して、総理大臣及び外務大臣の外国出張や国民の関心が高いと考えられる案件に際し、外務省局長級幹部による懇談会を 15 回実施した。

- 3 また、地方メディア対策として、大使、総領事の赴任の機会等に出身地あるいは赴任地と関わりの深い地方のメディアによるインタビューを 9 回実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、同インタビューの多くはオンライン会議システムを活用して行った。

令和 3 年度目標の達成状況： a

## 測定指標 6-2 外務大臣及び外務報道官による記者会見実施回数

	中期目標値	令和 3 年度		令和 3 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	
	—	150 回	154 回	a

## 測定指標 6-3 外務省報道発表等の発出件数

	中期目標値	令和 3 年度		令和 3 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	
	—	1,200 回	1,668 回	a

測定指標 6-4 外務省関連の報道件数（通信社、新聞、及びテレビ）				
	中期目標値	令和3年度		令和3年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	
	—	2,000回	9,044回	a

## 評価結果（個別分野 6）

### 施策の分析

#### 【測定指標 6-1 国内報道機関等を通じた情報発信】

外務大臣及び外務報道官による定期的な記者会見、国民の関心が高いと考えられる外交事案・緊急事態が発生した場合等の臨時記者会見を実施した。これらの実施後は、国民に対して迅速に情報提供を行う観点から、速やかに外務省 HP に会見記録を掲載した。また、より正確かつ中身の濃い報道につながることを狙いとして、重要な外交事案について事務レベルによるブリーフを実施するなど、効果的な情報発信のための取組を行った。

また、外務大臣談話、外務報道官談話、外務省報道発表の発出等、文書による情報発信を的確かつタイムリーに実施した。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策のための会見参加人数抑制を補完すべく、昨年度に引き続き、外務省の公式 YouTube アカウントにおける外務大臣定例記者会見のライブ配信（日・英）を実施した。

以上を通じて、効率的かつ効果的な情報発信を行うことができ、我が国外交政策に対する国民の理解と信頼の増進が図られ、当初目標は達成されたと考える。（令和3年度：国内報道対応（達成手段①））

#### 【測定指標 6-2 外務大臣及び外務報道官による記者会見実施回数】

令和3年度の外務大臣、外務報道官による記者会見実施回数は154回であり、年度目標を達成した。記者会見実施回数は、政務日程や緊急事態発生によって左右されるため、回数の多寡を単純比較することは必ずしも適当ではないが、定例の記者会見に加え、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合、また、報道機関からの要請がある場合等に、タイムリーな情報発信を行うべく臨時記者会見を実施し、我が国の外交政策について国民の理解を増進するための取組ができたものとする。（令和3年度：国内報道対応（達成手段①））

#### 【測定指標 6-3 外務省報道発表等の発出件数】

令和3年度の外務省報道発表の発出件数は1,668回であり、年度目標を達成した。要人往来、協議や対話、文書の署名等が行われた際は、国民や国内報道機関の関心に応えるために、的確かつタイミングの良い報道発表の発出に努め、我が国の外交政策についての正しい理解に資する取組ができたものとする。（令和3年度：国内報道対応（達成手段①））

#### 【測定指標 6-4 外務省関連の報道件数（通信社、新聞、及びテレビ）】

令和3年度の外務省関連の報道件数は9,044回であり、年度目標を大きく超過した。全体として、定例及び臨時記者会見、的確かつタイムリーな談話や報道発表の発出、事務レベルによるブリーフ等を通じて、我が国の外交政策について国民の理解を増進するための取組や我が国の外交政策についての正しい理解に資する取組が奏功したものと考えられる。（令和3年度：国内報道対応（達成手段①））

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

外交政策を効果的に遂行するためには外交政策に対する国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、政策の具体的内容や外務省の役割等についてタイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を行うことが重要である。そのため、直接広報、間接広報の手段を適切に活用して幅広い国民層に届く積極的な情報発信に努める必要がある。

上記のとおり、国内報道機関等による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

## 【測定指標】

### 6-1 国内報道機関等を通じた情報発信

上記の施策の分析のとおり、当初目標は達成された。記者会見や談話・報道発表等による情報発信は、外交政策を効果的に遂行する上で重要であり、引き続き、国内報道機関対策の実施を通じて外務省の施策の具体的内容や役割について、地方を含む様々なレベルの国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を推進していく。

情報発信の実施件数は、国内外の情勢、政務日程、関係者の外国出張件数、緊急事態の発生等により左右される部分もあるが、今後とも積極的な情報発信に努める。具体的には以下のとおり。

(1) 外交政策に関する報道を質・量ともに向上させるためには、外務省の政策に対し報道機関の関心と正しい理解を得るための努力が必要である。上記「施策の分析」でも述べたとおり、重要な外交案件につき、外務大臣が適時適切に臨時会見を実施したり、外務大臣を始めとする政務三役が国内報道機関による個別のインタビューを受けたりしたことは、国民の関心の高い分野について、直接的に国民に訴えかけるものであり、国民の理解を確保する上で効果があった。今後もハイレベルを含む情報発信の適切な形式・タイミングでの実施に努める。

(2) 正確な報道の確保は重要な課題であり、重要外交案件やメディアの関心の高い事項について、報道関係者に対し、事務レベルによるブリーフの実施、文書による情報発信を迅速かつ積極的に行ったことは、外交政策に関する正確な報道を確保する上で効果があったことから、これらの取組を引き続き強化していく。

### 6-2 外務大臣及び外務報道官による記者会見実施回数

記者会見実施回数は、政務日程や緊急事態発生によっても左右されるため、回数の多寡を単純比較することは適当ではないが、過去の実実施回数と同水準の150回を維持していく。

### 6-3 外務省報道発表等の発出件数

文書による情報発信（外務大臣談話、外務報道官談話、外務省報道発表等）の発出件数は、国内外の情勢等にも左右されるため、回数の多寡を単純比較することは適当ではないが、令和3年度の実績にかんがみ、令和4年度の目標値として、令和3年度より300回多い1,500回を設定する。内容についても、国民や国内報道機関の関心に応え、我が国の外交政策が正しく理解されるよう、よりの確で、タイミング良く、かつ分かりやすい発表となるよう、引き続き努めていく。

### 6-4 外務省関連の報道件数（通信社、新聞、及びテレビ）

今年度から、記者会見のみならず談話・報道発表、ブリーフ等を通じた発信をより広範に反映する測定目標として、「外務省関係報道件数（通信社、新聞及びテレビ）」を新たに設定したが、今回、大幅に年度目標値を上回った。本指標については、報道課の活動実績や取組のみならず、国内外の情勢や緊急事態発生の有無、これらに対する国内報道機関の関心の度合い等によってもその数値が大きく変動することから、今後「参考指標」した上で、記者会見や談話・報道発表、ブリーフ等を通じた発信の効果を測定する際の材料の一つとする。

## 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ  
会見・発表・広報  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html>)

## 個別分野 7 外国報道機関対策の実施

### 施策の概要

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 日本関連報道に関する情報収集・分析
- 2 外国報道機関に対する情報発信・取材協力
- 3 報道関係者招へい

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第204回国会外交演説（令和3年1月18日）

## 測定指標 7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析

### 中期目標（--年度）

外国報道機関の外交関連・日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、我が国外交政策の形成に役立てるとともに、外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信を強化する。

### 令和3年度目標

- 1 外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を適時に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。
- 2 主要英字紙の外交関連・日本関連報道の要約を作成し配信するとともに、記者及び記事のトピック・分野等の情報収集及び傾向分析を行う（月～金、毎日）。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 総理大臣や外務大臣の外国訪問（米国、英国、豪州等）、菅政権及び岸田政権の外交政策、水際対策、東京オリンピック・パラリンピック等に関する日本関連報道、その他外交関連報道等につき、迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を適時適切に省内はもとより、総理大臣官邸、関係省庁等に提供した。
- 2 主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信した（月～金の毎日）。

令和3年度目標の達成状況： b

## 測定指標 7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力 \*

### 中期目標（--年度）

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

### 令和3年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
- 4 総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等
- 5 在京外国メディアに対するブリーフィング等
- 6 日本関連報道への対応（反論投稿・申入れ）
- 7 外国メディア向け英文資料の発信
- 8 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

### 施策の進捗状況・実績

外国メディアに対して正確な対日理解を促進するため、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して、以下の各事業を実施することにより、迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。



- 1 令和3年度、4件の総理外遊を実施したが、いずれも日程の都合上やコロナ対策等の事情により、内外記者会見は行わなかった。
- 2 外務大臣による定例記者会見を外務本省において実施する際に、外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。
- 3 国内外において総理大臣、外務大臣への外国メディアによるインタビューを実施し、総理大臣6回、外務大臣9回の計15回行った。外務省関係者による記者ブリーフィングは31回実施した。また、総理大臣による外国メディアへの寄稿を2本、外務大臣による寄稿を11本実施した。
- 4 総理大臣及び外務大臣スポークスパーソンが外遊時に訪問先で外国プレス向けにブリーフィングを14回実施。
- 5 外務省関係者による総理大臣・外務大臣の外遊に先立つ在京外国メディアに対する記者ブリーフィングを17回、水際対策関連で外務省を含む関係省庁による在京外国メディアに対するブリーフィングを3回実施した。また、日頃から在京外国メディア関係者との関係構築に努めた。
- 6 海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について、掲載メディアの編集部に対して、反論投稿の掲載や訂正の申入れ等を迅速に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。令和3年度は、計27件の反論投稿や申入れによる対応を行った。
- 7 当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外相会談や国際会議等の結果、水際対策の新たな措置、テロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について、その英語版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版への掲載を行った。外務省報道発表の英語版を330件、外務大臣及び外務報道官談話の英語版を61件、その他英文の文書52件を発出した。
- 8 フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力として、記者ブリーフィングを53件実施し、1,825名が参加した。また、在京外国メディア関係者向けのプレスツアーを4件実施し、38名が参加した。

令和3年度目標の達成状況： b

### 測定指標7-3 外国記者招へいの戦略的实施

#### 中期目標（一年度）

外国報道機関を招へいし、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する報道発出につなげる。

#### 令和3年度目標

東アジアの安全保障環境・自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の文脈における我が国の取組への理解促進、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会関連広報、領土保全、風評被害対策、日本産食品輸出促進、気候変動やSDGs等の課題を念頭に、我が国の政策発信に資するよう、本件事業の有効活用を目指す。そのため、招へい記者には訪日取材に基づき3本以上の記事執筆を求め、日本滞在中や滞在後のSNSでの発信も奨励しつつ、案件毎に具体的な目標設定を行い、事後評価を施す。具体的には、記事の反響について記者や読者への確認や、オンライン記事の場合は記事クリック数など、記事の具体的な効果についても確認することとする。コロナ禍により渡航を伴う招へいが困難な間は、オンラインも活用しつつ、引き続き取材日程に工夫を重ね、世界各地で、対日イメージ向上と親日感情の醸成に資する肯定的な報道・発信につなげる。なお、オンライン取材の場合には、明確な記事執筆計画があることを前提に取材の調整を行い、1本以上の記事掲載・日本関連報道の発出を求める。特定の日本関連トピックについて記者が自己の理解を深めるためのブリーフィング機会も有益性を勘案して実施を検討するが、記事化が難しい場合はSNS上での発信を求める。

#### 施策の進捗状況・実績

昨年に引き続き、コロナ禍により実際の招へいが困難な状況下であっても、海外における日本関連報道の継続的な発出を促すため、オンラインによる取材を実施した。令和4年3月末までに、東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、外交・安全保障、気候変動、食料安全保障、2025年大阪・関西万博、日本の防災・減災などをテーマに、オンライン形式での取材を調整（82か国273名）し、日本関連報道の発出につなげた。また、訪日による招へいを1か国1件（2020年ドバイ国際博覧会開催国のアラブ首長国連邦）実施し、2025年大阪・関西万博、日本の近代化、福島復興及び日本産食品輸出促進などの取材を行い、25件の記事が掲載された。

令和3年度目標の達成状況： b

参考指標：日本関連報道件数(単位：万件)

(記事データベースに基づくもの)	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	161	190

評価結果(個別分野7)

施策の分析

【測定指標7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析】

外交関連の報道について毎日網羅的に情報収集し、主な論調及び主要記事の要約を官邸及び省内に迅速に共有した。また、総理大臣や外務大臣による外国訪問の機会には関連報道を迅速に取りまとめ、総理大臣、外務大臣一行に遅滞なく共有した。さらに、水際対策やALPS処理水等、海外メディアの関心が非常に高い日本関連報道についても、主要国メディアの関連報道を日々モニタリングし、これら報道ぶりを迅速かつ適時適切に官邸、省内、関係省庁等に提供できたことは、我が国外交政策の形成に資するとの観点から有益であった。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道については毎日モニタリングを行い、営業日には論調と要約を作成し全省員及び全在外公館に配信し、適切な情報共有の観点から有益であった。

(令和3年度：外国報道機関対策(達成手段①))

【測定指標7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力\*】

総理大臣及び外務大臣等の外国訪問の機会に総理大臣及び外務大臣等のインタビューや寄稿を通じて日本政府の考え方や取組を紹介できたことは、外国メディアに対する正確な対日理解を促進するために、迅速かつ効果的な対外発信に寄与する観点から有益であった。また、水際対策やALPS処理水の処分に関し、ブリーフィング等を通じて日本の対応を正確に発信することで情報発信の透明性を確保し、外国メディアの理解を一定程度得られた観点から有益であった。(令和3年度：外国報道機関対策(達成手段①)、啓発宣伝事業等委託費(各国報道関係者啓発宣伝事業等委託)(達成手段②))

【測定指標7-3 外国記者招へいの戦略的实施】

コロナ禍により、実際の招へいが困難な状況であったが、かかる中でも発信力の高いメディアや記者を選定し、案件毎に狙いを定めてより充実した内容になるよう改善しつつ、外国メディア(テレビチームを含む)によるオンライン取材を実施した(82か国273名)。日本主催の国際会議や主要外交行事、「自由で開かれたインド太平洋」、自由貿易の推進、領土保全、風評被害対策、日本産食品輸出促進等の政策発信に関する取材機会を提供し、世界各地で多くの報道(151件)につなげ、正確な対日理解に基づく報道を増進した。また、短期間なるも、新規入国が可能となった期間に、訪日による招へいを1か国1件(2020年ドバイ国際博覧会開催国のアラブ首長国連邦)実施し、2025年大阪・関西万博、日本の近代化、福島復興及び日本産食品輸出促進などの取材を行い、25件の記事が掲載された。(令和3年度：外国報道機関対策(達成手段①)、啓発宣伝事業等委託費(各国報道関係者啓発宣伝事業等委託)(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国の立場や取組について国際社会から理解と支持を得るためには、諸外国における我が国の政策や社会、文化などに関する正しい報道を通じて、世論形成や関心、親近感が醸成されることが極めて重要である。

そのためには、海外メディアに対して迅速かつ積極的に情報提供や取材協力を行っていくことが必要不可欠であり、外務省としては、時宜を得たテーマや内容に応じ、様々な方法を活用して、戦略的かつ効果的な発信を行うことに努めている。

具体的な施策として、海外メディアの論調を的確に分析し、その上で、海外メディアのニーズを踏まえて総理大臣や外務大臣等による記者会見やインタビューなどの取材機会を創出して我が国の政策を戦略的に発信すること、対外発信文書を適切なタイミングで広く提供すること等に引き続き努めてい

く必要がある。さらに、事実誤認に基づく報道により諸外国の読者に誤解が生じないように、迅速に申入れや反論投稿を行い、事実に基づいた適切な理解を促すことも重要である。

また、情報発信だけでなく、報道関係者招へい事業を通じて、外国の発信力のある報道関係者に、直接日本を取材する機会を提供することで、正確な日本理解に基づいた記事を執筆することを促し、帰国後も日本に関連する記事を継続して執筆させることが必要となる。

上記のとおり外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するとの施策目標は適切であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

## 【測定指標】

### 7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析

外国報道機関の日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、迅速かつ頻繁に官邸、省内、関係省庁に提供すると令和3年度目標は、外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進し、さらに我が国外交政策の形成に資するとの施策目標を実現するために重要であり適切な目標であった。また、主要英字紙の外交関連・日本関連報道については毎日モニタリングを行い全省員に配信するという目標も、適切な情報共有を行うことにより各国の関心・論調を適切に把握できる環境を構築した観点から有益であった。正確な情報を適時適切に発信できるよう引き続き取り組んでいく。

### 7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力 \*

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進するため、会見や寄稿・インタビューによる情報発信や、取材協力等を通じて、外部専門家の知見も活用しながら、日本の政策・立場について、迅速かつ効果的に対外発信すると令和3年度目標は適切であった。今後もこれらの手段を通じ、引き続き取り組んでいく。

### 7-3 外国記者招へいの戦略的实施

世界各国の発信力の高いメディアや記者を選定し、案件毎に狙いを定めてより充実した滞在日程になるよう改善しつつ、外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、また、コロナ禍においてはオンラインによる取材を実施し、日本主催の国際会議や主要外交行事、「自由で開かれたインド太平洋」、自由貿易の推進、領土保全、風評被害対策、日本産食品輸出促進等の政策発信に関する取材機会を提供し、世界各地で多くの報道につなげ、正確な対日理解に基づく報道を増進する。

## 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ  
会見、報道、広報  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html>) (日本語)  
(<https://www.mofa.go.jp/policy/culture/index.html>) (英語)  
([https://www.youtube.com/playlist?list=PLz2FHGxPcAlgcgkxn5HXX-FTjv50CnI\\_0](https://www.youtube.com/playlist?list=PLz2FHGxPcAlgcgkxn5HXX-FTjv50CnI_0)) (動画)
- ・ (公財)フォーリン・プレスセンター ホームページ  
(<http://fpcj.jp/>) (日本語)  
(<http://fpcj.jp/en/>) (英語)



## 基本目標Ⅳ 領事政策



## 施策Ⅳ-1 領事業務の充実





# 令和4年度政策評価書

(外務省3-IV-1)

<b>施策名(※)</b>	<b>領事業務の充実</b>					
<b>施策目標</b>	<p>在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。</li> <li>2 在外邦人の安全対策強化に向け、邦人渡航者や中小企業に対する広報・啓蒙の実施、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上、安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。</li> <li>3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。</li> <li>4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため、ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行う。</li> </ol>					
<b>施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)</b>	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	17,979	17,062	10,910	9,762
		補正予算(b)	219	10,733	103	—
		繰越し等(c)	32	△8,523	8,523	—
		合計(a+b+c)	18,230	19,273	19,536	—
執行額(百万円)		17,666	17,867	12,934	—	
<b>同(分担金・拠出金)</b>	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	4	3	5
		補正予算(b)	—	0	0	—
		繰越し等(c)	—	0	0	—
		合計(a+b+c)	—	4	3	—
執行額(百万円)		—	3	3	—	

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

<b>評価結果(注1)</b>	目標達成度の測定の結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の令和2・3年度目標の達成状況(注2)	<b>個別分野1 領事サービスの充実</b>		
		*1-1	利用者の評価等サービスの向上	b
		*1-2	領事研修の実施	b
		*1-3	日本人学校・補習授業校への援助	b
		*1-4	IC旅券の発給及び不正取得等の防止	b
		1-5	在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理	b
		1-6	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施	b
		1-7	領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展(注3)	b
		<b>個別分野2 在外邦人の安全確保に向けた取組</b>		
		2-1	在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備	b
		*2-2	在外邦人保護のための緊急事態対応	b
		*2-3	在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携	b

個別分野3 外国人問題への取組		
*3-1	出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和	c
*3-2	在日外国人問題への取組	b

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和3年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和3年度目標の達成状況を列挙した。「\*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

(注3) 本指標は、令和2年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は令和2年度のみを対象としたもの。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p><b>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度も3年度も領事サービスのアンケートを実施され、回答者の8割以上が「満足」又は「やや満足」と評価していることは大いに評価できる。また、令和2年度の自由記述欄で多かったコメントをアンケートに盛り込むなどアンケート自体の改善を図られていることも有意義な取組と考える。可能であれば、だいたいの訪問者全体人数を示すことで有効回答数の割合が分かり、よりアンケート結果への信頼度が増すと思う。例えば、好意的に受け取った人たちだけが回答しているのであれば、バイアスがかかっている可能性があり満足度が高くなるのは当然と言われかねないため。</li> <li>領事研修についても同様に、研修受講者にアンケートを行い、それを取りまとめ参照していることは有意義である。ただ、領事初任者研修受講者はこれから派遣される人たちであるから受けた研修はとりあえず「有意義であった」と回答すると思われるので、アンケートから学びを得るとともに、研修成果を可視化するにはどのようなアンケートが効果的かを再検討することも有意義と思われる。</li> <li>現在の国際情勢から、個別分野2「在外邦人の安全確保に向けた取組」は非常に重要である。中でも新型コロナ感染症を始め感染症対策に係るHPを通じた情報発信などの外務省の取組はよく機能したとの評価は極めて妥当と考える。しかし、評価結果をみると、海外安全ホームページやデジタル広告の拡充、無線機やシステムの拡充、一部の警備担当者への研修などが実施されたことにより、安全対策の向上や意識向上につながったと結論づけられている。どうしてそう言えるのかエビデンスが示されていない。</li> <li>かつて、領事関係研修の満足度で評価がされていたところ、近年はきちんと顧客である利用者のアンケートが取られ、コロナ禍にもかかわらず、18,000以上の回答を得て82.7%が「満足」又は「やや満足」となっており、それが評価の基盤をなしていることは改善だと感ずる。</li> <li>外国人集住都市会議へのオンライン出席など、日本在住の外国人との共生の円滑化への努力が見られることを評価したい。人的資源に限りはあるだろうが、国として外国人に門戸を開いていく中、こうした施策はもっと体系的に追求されるべきと感ずる。</li> <li>個別分野1：世界各国の在外公館での領事サービスアンケート（令和4年1月）で、81%の回答者が「満足」「やや満足」と肯定的だったことは、コロナ禍で不安を抱えた在外邦人への臨機応変の対応が必要だった勤務環境を鑑みても、高く評価できる。</li> <li>個別分野2：「たびレジ」「海外安全アプリ」「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」は普及が進み、特に在外公館が適時配信する海外安全情報は、飛躍的な効果を挙げていると評価できる。配信する情報の読みやすさや、HPのユーザー・インターフェース改善に引き続き取り組んでほしい。コロナ禍で安全対策セミナーやテロ・誘拐対策実地訓練など、啓発・教育の質が維持できているかも検証してほしい。</li> <li>次期目標への反映において、緊急時の在外邦人の安否確認や、在外公館からの情報配信を直接行えるSMSの把握と、定期的なテスト配信などシステム運用性向上に努めてほしい。</li> <li>領事サービスのアンケートについて、オンライン上でも受付に着手された点は特筆できると思われる。「長期的に見ても領事サービスが改善されていると評価できる」</li> </ul>
------------------------	--

との点は重要と思われる。

- 日本の旅券について、シンガポールと同率で111旅券中1位になったことは顕著な成果としてよいのではないか。
- コロナ禍の昨年の衆議院議員総選挙において、戦後最短の準備期間で在外投票者数が約2万人という結果であったことは、外部要因まで考慮に入れば、十分な成果といえるのではないか。
- 在外公館の領事サービスの向上・改善について、第三者評価も含め、アンケート結果から肯定的評価が回答者の8割に達しているのは大きな成果だといえる。インターネット調査によるアンケートで、調査のやり方について、恐らくリッカート尺度による4～5段階評価の結果を集計したと思われるが、構造化調査による量的把握だけではなく、半構造化調査を行い、インタビュー調査による質的評価も加えることによって肯定的評価の蓋然性が更に高まるであろう。
- 「IC 旅券の発給及び不正取得等の防止」について、「デジタル・ガバメント実施計画」に基づく、「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」に則り、旅券の申請手続きのオンライン申請の導入による申請者の利便性向上と旅券事務の効率化を図ることを企図し、公的認証、顔認証システムによる偽変造対策を行い、旅券の不正取得を防止するとしているが、これらの目的を同時に実現するためには、単にアナログ情報をデジタル化するだけではなく、DX（デジタル変革）を計画的に進めるべきであろう。
- 「個別分野1：領事サービスの充実」に関しては、相応の取組が行われ、一定の成果が達成されていることが確認できる。このため現状に対する肯定的な評価が主となり、評価結果を踏まえての今後の方向性において、更なる高みを目指す観点、そのための創意工夫を凝らす点が物足りない。とりわけこうした問題は日々の業務に忙殺される現場頼みの対応では限界があるため、本省のイニシアティブに基づく取組を期待したい。例えば、各在外公館において行われている取組の中から、他の公館においても参考となるような取組を本省で取りまとめ、「ベストプラクティス事例集」のような形で各公館での参照に供するなど、他省の業務で行われている事例を参考にすることも有益と思われる。

担当部局名	領事局	政策評価 実施時期	令和4年8月
-------	-----	--------------	--------

## 個別分野 1 領事サービスの充実

### 施策の概要

- 1 在外邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組  
海外での在外邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。
- 2 領事担当官の能力向上  
国民に対し、質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。
- 3 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上  
日本国旅券の国際的信頼性を確保するため国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等、旅券事務の適正な執行を確保する。また、高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等、旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど、旅券秩序の維持に努めるとともに、デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより、国民の利便性向上を図る。
- 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施  
ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）  
第 2 章 5.（4）② 観光立国の実現  
第 2 章 7.（1）① 外交  
第 2 章 7.（4）② 危機管理
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太の方針）（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）  
第 3 章 1.（1）次世代型行政サービスの強力な推進ーデジタル・ガバメントの断行
- ・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）  
第 2 I.〔3〕1.（3）ii）② マイナンバー制度の利活用推進
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・女性活躍加速のための重点方針 2020（令和 2 年 7 月 1 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）  
Ⅲ 4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
- ・デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日改定 閣議決定）  
6 行政手続きのデジタル化

## 測定指標 1-1 利用者の評価等サービスの向上 \*

### 中期目標（令和 4 年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上。  
在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

### 令和 2 年度目標

在外公館の領事サービスの向上・改善

- 1 領事サービスのアンケート調査において入館時・窓口・電話の対応に対する満足度を第三者機関も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」）の回答割合が回答数全体の 80%になることを目指す。
- 2 利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

### 施策の進捗状況・実績

1

（1）令和 3 年 1 月、管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 145 公館を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し、18,349 の有効な回答が寄せられた（前年度 39,579

の半数以下の回答数となったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、窓口を訪れて領事サービスを利用した在外邦人が減少したことによるものと考えられる。)

- (2) 領事サービスに関する総合的な満足度では、回答者の82.7%が「満足」又は「やや満足」と肯定的に評価し、「満足ではない」又は「あまり満足ではない」との否定的な評価は9.5%にとどまった。
- (3) 領事サービスを利用することで、回答者の92.1%が問題（申請、届出、各種相談等）が「解決された」又は「まあ解決された」と回答しており、高い割合で利用者の目的が達成できていると評価できる。
- (4) スタッフの「業務知識・処理速度」及び「接客マナー」についても、「満足」及び「やや満足」との回答が80%を超えていることから、領事サービスを利用した在外邦人からおおむね高い評価を得ていると評価できる。

## 2

- (1) アンケートの設問構成等を見直し、調査の質的改善を図るとともに、国民目線での公平な調査結果の評価を得るため、サービス改善のための知見・技術を有し、アンケート調査の実績がある外部機関（民間）による調査を実施した。
- (2) 回答者から寄せられた意見・コメントとともに本件調査実施在外公館に調査結果を伝え、利用者が領事サービスとして何を求めているのか、自公館の領事窓口、接客マナーがどのような評価を受けているのかを改めて認識させた。また、電話や窓口の対応ぶりが在外公館に対するイメージを形成していることを認識させ、本官による領事担当現地職員への継続的な指導を徹底するなど、サービス向上につながる具体的で実態に則した調査報告書を在外公館に示しつつ、指導を行った。

### 令和3年度目標

在外公館の領事サービスの向上・改善

- 1 領事サービスのアンケート調査において窓口・電話の対応に対する満足度を第3者機関も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」・「やや満足」）の回答割合が回答数全体の80%になることを目指す。
- 2 利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1

- (1) 令和4年1月、管轄区域内に300名以上の在留邦人が居住する141公館を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し、16,453の有効な回答が寄せられた（前年度18,349を下回る回答数となったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、過去1年間に当該公館窓口を訪れて領事サービスを利用した在外邦人が減少したことによるものと考えられる。)
- (2) 領事サービスに関する総合的な満足度では、回答者の81%が「満足」又は「やや満足」と肯定的に評価し、「満足ではない」又は「あまり満足ではない」との否定的な評価は11%となった。
- (3) 回答者の91%が問題（申請、届出、各種相談等）が「解決された」又は「ほぼ解決された」と回答しており、自由回答欄では、「親切、丁寧に対応してくれる」や「有益な情報をもらえる」と回答している在外邦人も多く、高い割合で在外公館利用者の目的が達成できていると評価できる。
- (4) スタッフの「業務知識・処理速度」及び「接客マナー」についても、「満足」及び「やや満足」との回答が80%を超えていることから、領事サービスを利用した在外邦人からおおむね高い評価を得ていると評価できる。

#### 2

- (1) 令和2年度に自由回答欄で多かった意見・コメントをアンケートの設問に盛り込み、全体の構成を見直し、調査の質的改善を図るとともに、国民目線での公平な調査結果の評価を得るため、サービス改善のための知見・技術を有し、アンケート調査の実績がある外部機関（民間）による調査を実施した。
- (2) 職員によって対応が異なるなど回答者から寄せられた意見・コメントとともに本件調査実施在外公館に調査結果を伝え、利用者が領事サービスとして何を求めているのか、自公館の領事窓口、接客マナーがどのような評価を受けているのかを改めて認識させた。また、電話や窓口の対応ぶりが在外公館に対するイメージを形成していることを認識させ、本官による領事担当現地職員への継続的な指導を徹底するなど、サービス向上につながる具体的で実態に則した調査報告書を在外公館に示しつつ、指導を行った。

令和2・3年度目標の達成状況： b

**測定指標1-2 領事研修の実施 \***

**中期目標（令和4年度）**

領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに、コミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。

**令和2年度目標**

- 1 領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識し、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修に参加することで深められるよう、領事関係研修の充実を図る。
- 2 研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

**施策の進捗状況・実績**

- 1 領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

研修名・研修目的と概要	実施回数	参加者数
<b>領事初任者研修</b> 若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者を対象に、領事業務全般についての基礎知識の習得とともに、実際の援護事案を基にしたケーススタディ、精神障害事案、死亡事案への対応ぶりについて講義、マナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶためのロールプレイを含む外部専門家とのオンライン形式の研修を実施した。	2回	計175人
<b>領事中堅研修</b> 領事業務経験が豊富な職員を対象に、専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として、個別分野を深く掘り下げるとともに、オンライン研修であったため、質疑応答の時間を多く取り、受講者が参加・発言する機会を多くした。また、コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることに鑑み、能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを、また、緊急事態発生時の初期対応に資するためPFA（サイコロジカル・ファーストエイド）研修を講義に組み入れた。	1回	計38人
<b>在外公館警備対策官研修</b> 在外公館に赴任を予定している警備対策官に対し、領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修をオンラインで実施した。	1回	計91人
<b>官房要員事務研修</b> 入省4年目の一般職職員を対象に、外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めるため、領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した。	1回	計53人
<b>赴任前個別ブリーフ</b> 在外公館への赴任を控えた職員等を対象とし、個別に領事業務全般の基礎について研修を実施した。	4回	計16人

在外領事中間研修 領事業務における新しい動きや、地域特有の問題等について議論・意見交換するため、毎年、在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議をオンラインで実施した。	2回	計55人
---	----	------

2 受講者アンケートを通じた研修実施内容の検証

領事初任者研修及び領事中堅研修については、受講者の9割以上が非常に有意義であったと回答している。新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる研修に変更したことについても、旅費の制限等がなくなったことから参加しやすくなったと回答しており、参加者が結果として増加した。

オンライン形式による研修では、時差による参加の困難さ、システムの操作性、実技を伴う研修ができないため、効果が低減する等の課題を指摘する意見もあり、研修内容によって対面方式による研修を併用しながら、新しい生活様式を踏まえた研修方法について引き続き検討が必要となっている。

令和3年度目標

- 1 領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識し、新型コロナウイルス感染症拡大という状況において、人の移動が制限されるという中での研修をどういった形式で実施することが有効かを常に考えつつ、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、オンライン等を活用しながら領事関係研修の充実を図る。
- 2 研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 領事事務関係研修を以下のとおり実施した。なお、令和3年度については領事中堅研修の代わりに参加要望の多い領事初任者研修の実施回数を3回に増やした。また、在外公館で開催される領事中間研修はコロナ禍により国外への移動ができないため、開催することができなかった。

研修名・研修目的と概要	実施回数	参加者数
領事初任者研修 若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者を対象に、領事業務全般についての基礎知識の習得とともに、実際の援護事案を基にしたケーススタディ、精神障害事案、死亡事案への対応ぶりについて講義、マナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶためのロールプレイを含む外部専門家とのオンライン形式の研修を実施した。	3回	計95人
在外公館警備対策官研修 在外公館に赴任を予定している警備対策官に対し、領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修をオンラインで実施した。	1回	計79人
官房要員事務研修 入省4年目の一般職職員を対象に、外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めるため、領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した。	1回	計31人
赴任前個別ブリーフ 在外公館への赴任を控えた職員等を対象とし、個別に領事業務全般の基礎について研修を実施した。	3回	計5人

2 受講者アンケートを通じた研修実施内容の検証

領事初任者研修については、年3回（欧州・アフリカ地域、北米・中南米地域、アジア近郊）の開催に変更し、受講者の利便性に合わせ、オンラインによって何処でも参加できるよう調整することで計95名の参加があり、参加者対象のアンケートにおいて約8割から有意義であったとの回答があった。

警備対策官研修については、領事担当を兼任する警備対策官に対し、領事業務の基礎について講義を行ったところ、受講者アンケートにおいて約8割から有意義との回答があった。

オンライン形式による研修では、参加人数の制限等の影響が少なく希望者が複数回受講することが可能となったが、時差による参加時間の制限、参加各国の通信状況によっては、音声聞き取れない等の障害や、講義内容にて機微な案件を扱うことは難しく、また、実技を伴う研修ができないため、効果が低減する等の課題を指摘する意見もあった。なお、領事サービス向上・改善のためのアンケート調査において好意的な評価が8割以上となっているが、未だマナー等に否定的な回答もあることを受け、領事サービス向上の観点から、マナー・クレーム講座の時間を2時間から3時間に増加した。

令和2・3年度目標の達成状況： b

### 測定指標1-3 日本人学校・補習授業校への援助 \*

#### 中期目標（令和4年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

#### 令和2年度目標

##### 1 在外教育施設への援助の適切な運用

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府援助を行う。また、従来から援助を行っている在外教育施設を始め、新規に援助を行う在外教育施設に対し、政府援助の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。

##### 2 安全対策強化

(1) 経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府援助を行う。

(2) 建設後、一定期間が経過し、老朽化が目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

#### 施策の進捗状況・実績

1 令和2年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が2校増え、援助対象基準を満たす補習授業校は230校となった（1校は休止）。新たに基準を満たした補習授業校2校を含め、政府援助の適正な執行運用等について適宜指導・助言を行った。そのうち、要望のあった223校に対し、政府援助を実施した。

2 以下の安全対策強化を実施した。

(1) 日常の警備員雇用費、警備機器維持管理費に加え、テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の援助を実施した。

(2) 危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言を日本人学校等の関係者に行った。

(3) テロを想定した在外教育施設の強化整備として、外周壁の嵩上げなど5校の日本人学校が実施した工事に対し援助を行った。

(4) 地震による損傷等の危険を回避するため、1校の日本人学校が実施した補強工事に対し援助を行った。また、5校の日本人学校が実施した老朽化の進む校舎の工事に対し援助を行った。さらに、経営基盤の脆弱な12校の日本人学校が実施した校舎等の修繕工事に対し支援を行った。

3 新型コロナウイルス対策支援として以下の援助を実施した。

(1) 児童生徒が安全に学校生活をおくれるよう、日本人学校の児童生徒、学校関係者及び学校来訪者の健康状態を観察するための熱画像計測装置（サーモグラフィ）購入・設置の支援を実施した。

(2) 在外教育施設支援の強化として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける日本人学校・補習授業校等の現地採用教師・講師の給与面の支援の拡充を実施した。

#### 令和3年度目標

##### 1 在外教育施設への援助の適切な運用

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府援助を行う。また、従来から援助を行っている在外教育施設を始め、新規に援助を行う在外教育施設に対し、政府援助の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。



## 2 安全対策強化

- (1) 経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府援助を行う。
- (2) 建設後、一定期間が経過し、老朽化が目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度において新たに政府支援の対象となる基準を満たした補習授業校が2校増え、2校が休校になったため、支援援助対象基準を満たす補習授業校は229校となった。新たに基準を満たした補習授業校2校を含め、政府支援の適正な執行運用等につき、指導・助言を行った。そのうち、要望のあった190校に対し、政府支援を実施した。また、日本人学校94校に対して、適宜、政府支援に係る指導・助言に努め、適正な運用・執行を行った。
- 2 以下の安全対策強化を実施した。
  - (1) 日常の警備員雇用費、警備機器維持管理費について、民間安全評価会社による評価を基に算出した支援率にて政府支援を行い、加えてテロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の援助を実施した。
  - (2) 危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言を日本人学校等の関係者に行い、72校にてマニュアルを改訂し、79校にて緊急避難訓練を実施した。
  - (3) テロ等暴力事案及び地震発生時による窓ガラスの損傷及び飛散等の危険から児童・生徒を回避するため、1校の日本人学校が実施した補強工事に対し支援を行った。
  - (4) 老朽化が進んでいる日本人学校8校が実施した校舎及び同付随施設の工事に対し支援を行った。さらに、経営基盤の脆弱な15校の日本人学校が実施した校舎等の修繕工事に対し支援を行った。
- 3 新型コロナウイルス対策として以下の支援を実施した。

在外教育施設支援の強化として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける日本人学校95校で雇用されている現地採用教師363名、及び補習授業校80校で雇用されている772名の現地採用講師に対し、給与面に対する支援を実施した。

令和2・3年度目標の達成状況： b

## 測定指標1-4 IC旅券の発給及び不正取得等の防止 \*

### 中期目標（--年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、旅券セキュリティの向上、国民の利便性・行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減を図るために、旅券業務のデジタル・ガバメントを推進する。また、円滑な海外渡航の実現のために、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する次世代旅券を導入する。

### 令和2年度目標

- 1 電子申請、手数料のクレジットカード納付、配送交付、顔認証技術の活用などを盛り込んだ「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」の具体化に向けた検討を進めるとともに、システム設計、開発へ向けた要件定義を行う。
- 2 旅券発給申請手続における戸籍謄抄本の添付省略を可能とするため、マイナンバー制度を活用して旅券発給審査に必要な戸籍情報をオンラインで取得可能とする仕組みについて、引き続き関係省庁と協議・検討する。
- 3 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努めるとともに、都道府県との間で旅券業務におけるデジタル・ガバメントの推進や次世代旅券（高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する旅券）の導入に関する協議・検討を進める。
- 4 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
- 5 令和6年度を目途とした次世代旅券導入のための、集中作成方式への移行に向けた旅券発給業務

の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。

- 6 「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、旅券への旧姓の記載を認める要件緩和を行うのと同時に記載方法を分かりやすく改める。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 「デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定。令和元年12月20日改定（閣議決定）。令和2年12月25日改定（閣議決定）。）に基づく「外務省デジタル・ガバメント中長期計画（平成30年6月28日 CIO 連絡会議決定。令和2年3月改定。）」ののっとり、旅券のオンラインによる申請を可能とすることに取り組んだ。その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナポータルなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努めることとした。  
具体的には、令和4年度にマイナポータル上でのオンライン申請を導入し、申請時出頭の削減、旅券事務所（バックオフィス）のデジタル化により、申請者の利便性向上及び旅券事務の効率化を図るとともに、旅券の信頼性維持のため、交付時出頭を維持し（配送交付は当面導入しない）、マイナンバーカードによる公的認証、顔認証システムの導入により偽変造対策を講じることとした。
- 2 旅券発給申請手続における戸籍謄抄本の添付省略については、法務省との間でマイナポータルを利用した戸籍電子証明書による戸籍添付省略の令和6年度までの実現に向けて調整を進めた。
- 3 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、大勢の参加者が集まる研修・会議の開催は見送られたが、オンライン会議により、旅券事務担当初任者研修、旅券事務担当中堅研修、都道府県旅券事務主管課長会議、都道府県を6地域に分けたブロック会議などを開催し、都道府県との一層の連携強化に努めた。また、47都道府県パスポートセンター長との間で個別協議を実施した。さらに、デジタル・ガバメント及び処理基準に関する作業部会を設置し、月2回のペースで47都道府県との協議を実施した。
- 4 平成21年から実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回（7月から10月までの間に各都道府県が定める2週間及び令和3年2月20日から3月5日までの2週間）実施した。厳正な本人確認の重要性について国民の理解を求めながら、本人確認の厳重な審査を行うとともに、警察関係機関との連携を密にし、不正使用防止に努めた。
- 5 令和6年度における次世代旅券の導入に向けて、地方公共団体の分散作成方式から国立印刷局における集中作成方式に移行するため、各種要素の検討及びシステム開発、並びに旅券法改正へ向けた準備を進めた。
- 6 旧姓併記の要件緩和及び旅券上の記載方法の変更として、令和3年4月1日以降の申請について、旧姓が記載された戸籍謄抄本、住民票及びマイナンバーカードで旧姓を確認できれば併記を認めるよう要件を緩和し、旅券上の旧姓を含む別名について渡航先当局などに対して分かりやすく示すための説明書きを加えることとした。

#### 中期目標（--年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、旅券セキュリティの向上、国民の利便性・行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減を図るために、旅券業務のデジタル・ガバメントを推進する。また、円滑な海外渡航の実現のために、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。高度な偽変造対策を施した次世代旅券を導入する。

#### 令和3年度目標

- 1 「デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定。令和元年12月20日改定（閣議決定）。令和2年12月25日改定（閣議決定）。）に基づく「外務省デジタル・ガバメント中長期計画（平成30年6月28日 CIO 連絡会議決定。令和2年3月改定。）」ののっとり、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化のため、令和4年度における旅券のオンライン申請の導入に向け、制度設計の具体化及び法改正のための作業に取り組む。
- 2 旅券申請・業務のデジタル化に向けて、関係省庁、都道府県及び関連事業者との間で制度・業務・システムに係る諸課題について更なる検討・議論を進める。
- 3 令和6年度を目途とした次世代旅券の導入のため、集中作成方式への移行に向けた旅券発給業務の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。
- 4 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努める。また、都

道府県との間で、旅券のオンライン申請の導入や次世代旅券の導入による集中作成方式への移行に関する協議・検討を進める。

- 5 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、旅券の発給の申請手続等の電子化や業務のデジタル化を実現することが掲げられたことから、令和4年度より国内においてはマイナポータルを活用したオンライン申請を開始すべく、システム整備のための研究・開発などの準備を実施した。  
令和4年2月22日に旅券の発給申請手続等の電子化などを内容とする「旅券法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。
- 2 旅券の発給の申請手続等の電子化や業務のデジタル化の実現に向けたマイナポータルを活用したオンライン申請の準備に当たっては、デジタル庁を始めとする関係省庁や都道府県との間で緊密に折り合わせ・調整を行った。
- 3 令和6年度からの熱可塑性プラスチック基材へレーザー印字を行う高度な偽変造対策を施した次世代旅券の導入・集中作成方式への移行に向け、システム整備のための研究・開発などの準備を実施した。こうした準備に当たっては国立印刷局や都道府県との間で緊密に折り合わせ・調整を行った。さらに、12月22日の規制改革推進会議で決定された「当面の規制改革の実施事項」に、電子申請及び次世代旅券・集中作成方式への移行を踏まえ、安全かつ確実な交付を前提に配送交付の可能性に関し、速やかに検討を開始する旨が盛り込まれた。
- 4 国民への統一的な旅券行政サービスの提供のため、令和3年度においても、オンライン会議により、旅券事務担当初任者研修、旅券事務担当中堅研修、都道府県旅券事務主管課長会議、都道府県を6地域に分けたブロック会議などを開催し、都道府県との一層の連携強化に努め、約6年振りに処理基準を改定し、4月1日から実施した。
- 5 平成21年から実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回（各都道府県が定める2週間及び令和4年2月18日から3月3日までの2週間）実施した。厳正な本人確認の重要性について国民の理解を求めながら、本人確認の厳重な審査を行うとともに、警察関係機関との連携を密にし、不正使用防止に努めた。
- 6 閣議決定され、国会に提出された「旅券法の一部を改正する法律案」によって、「査証欄増補の廃止」による日本国旅券の信頼性向上（ICA0標準の準拠）、「未交付失効に係る例外規定の整備」及び「大規模災害の被災者に対する手数料減免制度の創設」による行政サービスの向上、「未交付失効旅券の経費徴収」による旅券事務の適正化が図られることとなる。この関連で、「査証欄増補の廃止」、「未交付失効に係る例外規定の整備」及び「発給申請手続等の電子化」については、規制の政策評価に係る事前評価を実施し、評価書を外務省ホームページで公表した。
- 7 内閣官房が中心となり進めている新型コロナワクチン接種証明書に関し、渡航者向け接種証明書のデジタル化の規格として国際民間航空機関（ICA0）のVDS-NC規格が採用されたことから、旅券用システムの認証局を活用した。

令和2・3年度目標の達成状況： b

#### 測定指標1-5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

##### 中期目標（令和4年度）

海外に居住する日本国民が、憲法第15条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

##### 令和2年度目標

- 1 令和3年10月の任期満了に伴う衆議院議員通常選挙の実施に向け、引き続き、在外選挙制度の周知及び選挙実施の啓蒙を重層的に実施する。
- 2 インターネット投票の導入に向けた調査や議論を関係省庁とともに引き続き実施する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 従来から実施している在外選挙制度周知に加え、令和3年1月以降、衆議院議員総選挙実施予定の周知も兼ねた啓蒙を図り、在外公館窓口来訪者への呼び掛け、外務省・在外公館ホームページへ

の掲載、領事メールの発出、領事出張サービスの際の案内、現地日本人関係団体等を通じた広報・啓発を重層的に実施した。

- 2 投票することが困難である環境にある選挙人の投票環境向上策を検討する場として、総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され、インターネット投票の導入に関する研究が継続的に進められており、関係省庁と本人確認のための個人認証方法、海外における通信環境の共有、投票システムの基本構想等について意見交換や情報共有等を行い、国内外において、インターネット投票の実証実験を実施した。
- 3 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、4月に実施された補欠選挙では、在留邦人のみならず、職員などが感染しないよう適時適切な指導を行ったほか、在外投票に係る新型コロナウイルス等における感染防止対策の指針を策定し、在外公館に指示等をした。

#### 令和3年度目標

- 1 令和3年度に予定されている補欠選挙や10月の任期満了に伴う衆議院議員総選挙の実施に向け、出国時申請を含めた在外選挙制度の周知及び投票実施の啓発について重層的に強化する。
- 2 インターネット投票の導入に向けた課題・議論について関係省庁等とともに引き続き実施・協力していく。
- 3 新型コロナウイルス等による感染防止対策の指針の策定に伴い、投票記載場所となる在外公館への感染防止用品を整備し、感染防止策の徹底を図る。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 従来から実施している在外選挙制度周知に加え、9月からは同年10月の補欠選挙及び衆議院議員総選挙の実施に向け、具体的な投票方法、在外公館ごとの在外公館投票期間等の周知も兼ねた啓発を図り、在外公館窓口来訪者への呼びかけ、外務省・在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、現地日本人関係団体や広報媒体等を通じた広報・啓発を重層的に実施した。  
その結果、令和3年度における在外選挙人名簿登録申請の受付及び在外選挙人証の交付等の取り扱いは約18,000件、また、コロナ禍での実施となったにもかかわらず、10月の衆議院議員総選挙における在外投票者数は約20,000名、投票率は従前とほぼ同等の約20%となった。
- 2 総務省において「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告を踏まえて、実証用のシステムを用いた検証とともに、制度・運用面の論点の洗い出しが行われており、国外において同投票の導入が実現する場合、外務省においては在外公館が対応できるように備える必要があることから、関係省庁に対する検討状況の確認や、意見交換等に努めた。
- 3 10月に実施した在外公館投票に先立ち、投票記載場所となる在外公館に感染防止対策用品を手配し、在留邦人のみならず職員などが感染しないよう徹底を図った。その結果、投票記載場所におけるクラスター発生等を防ぐことができた。

令和2・3年度目標の達成状況： b

#### 測定指標1-6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

##### 中期目標（令和4年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援内容の検討を行う。また、国内外におけるハーグ条約に関する理解を促すため積極的な広報を行う。さらに、アジア地域を中心とした条約の普及促進に努める。

##### 令和2年度目標

- 1 令和2年4月に施行された改正ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施する。
- 2 日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 アジア地域を中心とした条約の普及促進に向け、関係国・地域との意思疎通を強化する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度は、59件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が43件、面会交流援助申請が16件）。

また、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除く 55 件について援助決定を行い、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、令和 2 年度中には、条約に基づき、日本から外国への子の返還が 8 件、外国から日本への子の返還が 6 件実現した。また、4 月には、子の返還の強制執行手続の実効性をより一層高めることを目的としたハーグ条約実施法の一部を改正する法律案が施行された。

- 2 ハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去り等を未然に防止するため、在留邦人向け情報誌やウェブサイトにてハーグ条約に関する情報を掲載し、弁護士や地方自治体職員等を対象としたセミナーを 17 回開催したほか、海外在住の日本人を対象としたオンライン形式のセミナーを行った。
- 3 ハーグ条約非締約国へのアウトリーチ活動の一環として、ベトナムの最高裁判所及び司法関係者を対象としたオンライン形式のセミナーにおいて、日本がハーグ条約加盟に至るまでの経験や条約締結後の国内での実施体制などに関する取組を紹介した。また、ハーグ条約非締約国のハーグ条約加盟を促進するため、アジア地域ハーグ条約締約国のより円滑な条約実施体制の確保を目的に、ハーグ国際私法会議（HCCH）と協力し、オンライン形式で講演や条約実施状況に関するプレゼンテーションを実施した。

#### 令和 3 年度目標

- 1 令和 2 年 4 月に施行された改正ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施する。
- 2 日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 アジア地域を中心とした条約の普及促進に向け、関係国・地域との意思疎通を強化する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 令和 3 年度は、29 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 22 件、面会交流援助申請が 7 件）。また、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除く 30 件について援助決定を行い、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、令和 3 年度中には、条約に基づき、日本から外国への子の返還が 5 件、外国から日本への子の返還が 4 件実現した。
- 2 ハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去り等を未然に防止するため、ハーグ条約に関するリーフレット（日本語・電子版）を在外公館に送付するとともに、ウェブサイトへの掲載を行った。また、弁護士や地方自治体職員等を対象としたオンライン形式又は対面等のセミナーを 30 回開催したことに加え、ハーグ条約に関する啓発動画を作成し、外務省ホームページや動画共有プラットフォームに掲載した。
- 3 令和 3 年度は、ハーグ条約実施法に基づく中央当局の任務（子の所在特定や代替執行に関する立会いその他の必要な協力等）遂行への重点的対応が必要とされたため、本目標に係る令和 2 年度のようなセミナーは行われなかった。

令和 2・3 年度目標の達成状況： b

#### 測定指標 1-7 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展（単位：時間）

注：本測定指標は、目標を達成したことから、令和 2 年度をもって設定を終了した。

年間業務処理時間削減（平成 17 年度比）	中期目標値		令和 2 年度		令和 2 年度目標の達成状況
	令和 4 年度	目標値	実績値		
	10,740	10,740	10,740		
					b

#### 参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数（括弧内は関連した旅券の冊数）及び一般旅券のなりすましによる不正取得数（暦年）

	実績値		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一般旅券不正使用件数 （括弧内は関連した旅券冊数）	16 (24)	10 (18)	9 (18)
一般旅券のなりすましによる不正取得数	8	3	3

## 評価結果(個別分野 1)

### 施策の分析

#### 【測定指標 1-1 利用者の評価等サービスの向上 \*】

電話や窓口対応に対する利用者の満足度の増進に努めるべく、在外公館の領事担当職員の意識改革、業務改善を図ってきており、令和2年度及び令和3年度のいずれのアンケート調査においても、領事サービスに関しての満足度として、回答者の80%以上の人から「満足」又は「やや満足」と肯定的な評価を得ており、当初目標を達成した。その中で、自由回答欄では、「メールの回答が早い」、「迅速に対応してもらえる」との回答も多く、回答者の90%以上が領事サービスを利用することで問題を解決できたと回答していることから、利用者の目的がおおむね達成できていると考えられる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、改善すべき点として、これまで以上に各種申請のオンライン化、領事手数料の非現金化等に関する要望が多くあり、出頭回数や手続に関して多くの意見が寄せられている。本省においても領事サービス改善に向け検討を進め、引き続き、良質な領事サービスの提供を目指す必要がある。(令和2・3年度：領事サービスの充実(達成手段①))

本アンケート調査は、平成21年度より実施しており、当初は調査表(紙)による調査であったが、回答者の利便性を考慮し、平成25年度からはオンライン上でも回答の受付を始め、令和2年度からはオンラインのみで調査を実施している。また、令和元年度からは、在外公館が提供している領事サービス状況を適正に評価するために設問設計、実施、分析等一連の業務を民間調査会社に委託し、民間の知見を活用した定量的・客観的評価を得るとともに効率的で公正な調査を実施しており、結果については、在外公館別の改善助言とともにフィードバックしている。平成28年度より領事サービスに関しての満足度を計る設問を項目に加え、当初は70%だった満足度は、令和2年度には80%以上に増加しており、自由回答欄では、「以前よりも改善した」という回答も寄せられている。以上のことから、長期的に見ても領事サービスが改善されていると評価できる。

#### 【測定指標 1-2 領事研修の実施 \*】

中期目標における領事研修の成果は、在外公館が提供するサービスに対する在外邦人や邦人渡航者による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が多様なニーズを把握し、それに応える上で必要となる領事事務各分野の専門知識及びコミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し、実施することが求められる。

新型コロナウイルス感染症対策のため、対面式での研修を行うことはできなかったが、受講者に合わせ、早朝及び夕刻に開催したことにより、幅広く受講者が参加することができ、受講者対象のアンケートでも8割から肯定的な評価を得ている。

また、領事窓口等での邦人への対処方法等の観点からマナー・クレーム対応に関する研修の講義時間を増やして実施したほか、令和2年度に領事担当官感染症対策オンライン研修を実施し、在外公館における感染症対策や邦人保護活動での注意事項等の講義を行い、領事サービスに反映したことにより、令和3年1月実施の在外邦人への「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」において、領事サービスに関しての満足度として、回答者の8割以上から「満足」又は「やや満足」と肯定的な評価を得ることができ、おおむね研修の成果が表れたと考えるが、未だマナー等に否定的な回答もあることから、領事サービス向上の観点から更なる講義内容の充実を検討していく。

#### 【測定指標 1-3 日本人学校・補習授業校への援助 \*】

中期・年度目標である在外教育施設への支援の適切な運用については、厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府支援要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府支援を行った。また、従来から支援を行っている在外教育施設を始め、新規に支援を行う在外教育施設に対し、政府支援の適正な執行運用等につき指導・助言を行うことで効果的に政府支援の執行ができた。

安全対策強化では、経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言、警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府支援を実施した結果、在外教育施設での大きな事件・事故等の発生はなく、効果的に政府支援を実施できた。

課題としては、政府支援の性質を在外教育施設に改めて周知し、不適切な政府支援の要望等がないか在外公館と協力し、チェック機能をより充実させるよう努める必要がある。(令和2・3年度：海外子女教育体制の強化(達成手段②))

#### 【測定指標 1-4 IC旅券の発給及び不正取得等の防止 \*】

令和4年度末までに旅券のオンライン申請を開始すべく諸準備を進めるなか、令和4年2月22日に旅券の発給申請手続等の電子化などを内容とする「旅券法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。本法律案は、国民の利便性の向上、旅券事務の効率化、旅券の信頼性維持、行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減等を図るための環境を整えることにつながるものである。

旅券の不正取得防止のため、毎年「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回実施し、本人確認の審査の厳重化と、警察等関係機関との連携を密にした取組を進めることで、不正取得事案も減少傾向を維持している。令和4年1月に発表された英国民間会社のパスポート指標（査証を必要としない渡航先国数）において、日本の旅券はシンガポールと同率で111の旅券中第1位になるなど、日本の旅券の信頼性が広く世界に認められているとも考えられる。これらの取組を通じ、旅券事務におけるデジタル化の推進や日本国旅券の国際的信頼性の確保等に向けて、おおむね当初目標どおりの進展を得ることができたが、その成果を国民に対して具現化するためには、更に必要な準備・調整を進める必要がある。具体的には、旅券の発給の申請手続等の電子化については令和4年度中に制度創設を行い、オンラインでの申請を可能とするとともに、令和6年度を目途とした次世代旅券の導入のための集中作成方式移行等を実現する必要がある。（令和2・3年度：旅券関連業務（達成手段③）、旅券行政問題研究会（達成手段④）、領事手続におけるデジタル・ガバメントの推進（達成手段⑧）、国際民間航空機関（公開鍵ディレクトリ）拠出金（義務的拠出金）（達成手段⑨））

#### 【測定指標1-5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理】

- 1 令和3年10月の衆議院議員総選挙においては、コロナ禍かつ解散から投票票までの期間が戦後最短となり準備期間も限られていたが、結果的に在外投票者数が約20,000名に上り、従前とほぼ同等の投票率（約20%）だったことから、在外公館窓口来訪者への呼びかけ、外務省・在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、現地日本人関係団体や広報媒体等を通じた広報・啓発を重層的に実施したことによる効果が高かったと考えられる。令和元年度の設備不備・手続遅延事案を踏まえて、在外公館で受け付けた登録申請の手続を遅延することなく円滑に進め、個々の申請の進捗状況が容易かつ正確に把握できるよう、業務進捗管理機能を細分化、長期滞留を防ぐためのアラーム機能の追加等、システムの改修を行った結果、同様の設備不備・手続遅延事案を防ぐことができた。（令和2・3年度：在外選挙関連事務に必要な経費（達成手段⑤））
- 2 総務省においてインターネット投票の導入に向けた検討が行われており、国外において同投票の導入が実現する場合、外務省においては在外公館が対応できるように備える必要があることから、関係省庁に対する検討状況の確認や、意見交換等に努めることができた。
- 3 新型コロナウイルス等による感染防止対策の指針の策定に伴い、投票記載場所となる在外公館に対する感染防止対策用品の整備を行い、感染防止策の徹底を図った結果、令和3年10月の補欠選挙及び衆議院議員総選挙において在外公館投票を原因とした新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生等を防止することができた。

#### 【測定指標1-6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施】

中央当局の任務の実施については、その性質上、援助申請を前提とする点で受動的な面があるため、定量的な目標設定ができないが、令和3年度までに受け付けた援助申請を適切に処理し、外国中央当局との調整、子の所在特定、代替執行に関する立会いその他の必要な協力及びその他の支援等を行った結果、評価期間中には、88件の援助申請を受け付け、85件について援助決定を行い、条約に基づき必要な調整や支援を行った結果、日本から外国への子の返還が13件、外国から日本への子の返還が10件実現した。また、子の連れ去り等を未然に防止するため、評価期間中には、弁護士や地方自治体職員等を対象としたオンライン形式又は対面等のセミナーを47回開催し、関係者の条約に対する正しい理解を促進できたものとする。加えて、ハーグ条約に関するリーフレット（日本語・電子版）を在外公館に送付するとともに、ウェブサイトに掲載し、さらに、外務省ホームページや動画共有プラットフォームに掲載したハーグ条約事案に関する啓発動画を広告配信する等の工夫をしたところ、再生回数が令和3年度末には10万回を超え、在留邦人等に対し、効果的な情報提供を実施することができた。

評価期間中のアウトリーチ活動については、令和2年度はハーグ条約非締約国であるベトナムの最高裁判所及び司法関係者を対象としたオンライン形式のセミナーや、ハーグ条約非締約国のハーグ条約加盟を促進するため、アジア地域ハーグ条約締約国のより円滑な条約実施体制の確保を目的に、ハーグ国際私法会議（HCCH）と協力し、オンライン形式で講演や条約実施状況に関するプレゼンテーションを実施するなど、関係国・地域との意思疎通を進めることができた。令和3年度はこうしたセミナーは行われなかったが、引き続き非締約国の条約加入に向けた働きかけを継続していくことが重要であ

ると考える。(令和2・3年度：ハーグ条約の実施(達成手段⑥))

### 【測定指標1-7 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展】

「領事業務の業務システム最適化計画に基づいた、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減」については、領事業務システムの統合により既に実現しており、年間業務処理時間の削減についても、令和2年度における目標達成により同年度をもって本測定指標の設定を終了している。

「本計画では、多岐にわたる領事業務及びシステムを平成27年度までの工程表に基づき段階的に統合していくといった中・長期計画であったため、年間業務処理時間の削減等の目標達成には相応の時間を要し、当初目標に比して突出して秀でた成果とは言えないため、目標の達成状況をbと判定した。

なお、領事業務情報システムについては、別途デジタル・ガバメント実行計画等、別項目にて目標を定めていることから、本件について新たな目標は設定しない。

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

在外邦人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の1つである。これまで各目標を着実に達成してきているが、今後とも、可能な限り利用者の視点に立ち、相手の話をよく聞き、相手が何を求めているのかをよく把握し、相手の理解度に合わせた説明や対応が行われるよう、領事担当職員等に対する継続的な指導を心掛け、各対応における問題点、改善すべき点を在外公館及び関係部署と共有するため、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を活用し、利用者の満足度を測り、更なる領事サービスの向上・改善を図って利用者の満足度の底上げに努めていく必要がある。

#### 【測定指標】

##### 1-1 利用者の評価等サービスの向上 \*

今後とも在外公館の領事窓口(電話対応を含む)を利用する在外邦人からの率直な声を確認しながら、利用者にとっての不満の要因を分析し、利用者の満足度の向上に努めることとし、肯定的評価が85%以上となることを目指していく。なお、肯定的評価が80%以上に達していれば、在外邦人より領事サービスにおおむね満足しているとの評価が得られているものと考えられる。

##### 1-2 領事研修の実施 \*

在留邦人や邦人渡航者がより円滑に、より質の高い領事サービスを楽しむことができるよう、直接領事サービスを提供する領事担当官の能力向上を図る上で、実際に領事サービスを利用する在留邦人や邦人渡航者からの評価が研修の成果であるとの視点を念頭に、引き続き、領事窓口などで日々接し、現地のニーズを理解している在外公館と連携して、多様化する在留邦人や邦人渡航者からのニーズや意見、評価等を聴取し、充実した領事サービスの提供及び領事担当官のスキルアップに向けた研修内容の充実化を図っていく。

##### 1-3 日本人学校・補習授業校への援助 \*

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府支援要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府支援を行ってきているが、重点目標として、従来から支援を行っている在外教育施設を始め、新規に支援を行う在外教育施設に対し、政府支援の適正な執行運用等につき指導・助言を行うことで効果的に政府支援を執行する。

また、安全対策強化では、経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府支援を実施する。

さらに、「安全対策費」、「校舎借料」、「現地採用講師謝金」の3つの政府支援について手引の改訂など、各種マニュアルをより良く工夫することにより適正な政府支援を図る。

##### 1-4 IC旅券の発給及び不正取得等の防止 \*

国民の利便性の向上、旅券事務の効率化、旅券の信頼性維持、行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減等を図るために、令和4年度末までの旅券オンライン申請の開始に向け、具体的な検証や制度設計を進める。加えて、令和6年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図るべく、システム整備のための研究・開発などの準備を実施する。さらに、次世代旅券導入・集中作成方式移行に向け、システム



整備のための研究・開発などの準備を引き続き実施する。

また、日本国旅券の信頼性継続のため、日本国旅券の不正所持・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

#### **1-5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理**

在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等一連の業務に当たっては、令和元年夏の設備不備・手続き遅延事案を踏まえてシステムを改修した結果、再発を防ぐことができている。国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないように、引き続き、公職選挙法の規定に基づき適正かつ迅速な処理に努め、申請者の選挙権行使の機会を確実に確保する。

また、在外選挙制度の周知・啓発についても、引き続き在外邦人に対して、積極的かつ重層的に広報を行っていく。

#### **1-6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施**

「条約上の中央当局の任務を適切に実施する。」という目標を引き続き継続する。具体的には、外務省ホームページや当事者への説明書類等をより分かりやすい内容に改善するなどして支援業務の充実を目指す。また、子の利益を保護する観点からは、ハーグ条約が広く周知され、子の連れ去りが未然に防止されることが望ましいため、積極的な広報にも引き続き取り組む。具体的には、訴求対象者への効果的な広報を行うために、ホームページ及び動画共有プラットフォームを利用した広報を継続していく予定。さらに、アジア地域における条約の普及・促進に向けては、関係国・地域と意見交換の機会を設けたりアウトリーチセミナーを開催するなどして意思疎通の強化に引き続き取り組む。

#### **作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・領事サービス向上・改善のためのアンケート調査  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html>)
- ・パスポート（旅券）  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>)
- ・統計・お知らせ「旅券統計」  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/passport/index.html>)
- ・在外選挙・国民投票  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>)
- ・ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>)
- ・ハーグ条約の実施状況  
「絵本動画で知ろう！ハーグ条約」  
「ハーグ条約に関するアジア太平洋ウェビナー」の開催（結果）（令和3年3月18日）

## 個別分野 2 在外邦人の安全確保に向けた取組

### 施策の概要

#### 1 在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するため、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応の向上、中堅・中小企業との連携を一層強化する。また、邦人の海外安全に関する意識を高めるための広報・啓発を効果的に推進する。

#### 2 在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）  
第 2 章 5.（6）① 外交
- ・ Bangladesh におけるテロ事案を受けた取組（平成 28 年 7 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）  
2 海外における邦人の安全確保
- ・ Paris における連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成 28 年 7 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

## 測定指標 2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

### 中期目標（令和 2 年度）

海外安全情報を適時適切に発信する。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

### 令和 2 年度目標

- 1 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
- 2 海外安全ホームページのシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
- 3 外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館の危機管理体制を強化するため、各在外公館で緊急事態邦人保護対処訓練の実施や「安全の手引き」作成等に取り組んだ。
- 2 海外安全ホームページ（HP）のウェブアクセシビリティ対応等を行い、より多くのユーザーに利用しやすい HP となるよう改修を行った。
- 3 海外安全対策の啓発や「たびレジ」登録の促進を目的に、海外安全を呼び掛けるアニメーションを作成するなど、オンラインでの情報発信強化を図った。  
また、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」については、動画版を日系航空機内の上映プログラム内に引き続き掲載したほか、マニュアルの使用価値を高めるため、コロナ禍での各種規制による入国・行動制限等、テロと感染症といった複合的なリスクを踏まえた安全対策の見直しの必要性を訴えるストーリーと解説を追記した増補版冊子を 15 万部作成し、海外安全 HP 上にも掲載した。その他、日本在外企業協会の協力で作成した「海外安全クイズ」を引き続き海外安全 HP に掲載した。

デジタル広告では、Google の検索広告及びバナー広告を活用し、海外での安全対策に関心を有する層を主なターゲットに、国内安全対策セミナー及び在外安全対策セミナーの受講促進や、上記のマニュアル増補版の広報を目的に、合計約 1,404 万回広告を表示し、うち同セミナーの登録ページやマニュアル掲載ページに約 18 万回ユーザーを誘導した。

### 中期目標（--年度）

海外安全情報を適時適切に発信し、効果的な広報・啓発を行う。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

#### 令和3年度目標

- 1 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
- 2 海外安全ホームページ（HP）のシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
- 3 外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館の危機管理体制を強化するため、各在外公館で緊急事態邦人保護対処訓練の実施（原則として、各公館少なくとも年に一度）や「安全の手引き」、「緊急事態邦人保護対処マニュアル」の改訂に取り組んだ。
- 2 海外安全ホームページ（HP）の地図を画像がより鮮明なものに刷新し、より多くのユーザーに利用しやすいHPとなるよう改修を行った。また、自然災害、世界各地での政情不安や治安の悪化、新型コロナ関係について、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を適時・適切に発信し、広く注意喚起を行った。新型コロナ関係のページへのアクセス数は多く、上位を新型コロナウイルス関連のページ（各国・地域の入国制限措置、海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧、新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際措置、日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ等）が占めた。
- 3 海外安全対策の啓発や在留届、「たびレジ」の認知度向上及び登録の促進を目的に、Yahoo や Facebook へのバナー広告の掲載など、オンライン等での情報発信強化を図った。「海外安全アプリ」についても海外安全ホームページに関連情報を引き続き掲載し、利用促進を図った。「たびレジ」登録者数は、令和4年3月時点で累計約680万人に、「海外安全アプリ」インストール数は、令和4年3月時点で約73万件に達した。  
また、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」については、コロナ禍でのテロと感染症といった複合的なリスクを踏まえた安全対策の見直しの必要性を訴えるストーリーと解説を追記した増補版冊子（令和2年度作成）を海外渡航者へ配布したほか、同ストーリーと解説を動画化した。その他、日本在外企業協会の協力で作成した「海外安全クイズ」を引き続き海外安全HPに掲載した。  
デジタル広告では、引き続き Google 等の検索広告及びバナー広告を活用し、海外での安全対策に関心を有する層を主なターゲットに、テロ等に関する広域情報・スポット情報の対象国・地域に所在する邦人への情報提供や、上記のマニュアル増補版の広報を目的に、合計約7,900万回広告を表示し、うち海外安全ホームページの広域情報・スポット情報やマニュアルが掲載されているページに約203万回ユーザーを誘導した。

令和2・3年度目標の達成状況： b

### 測定指標2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応 \*

#### 中期目標（--年度）

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

#### 令和2年度目標

- 1 現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、IP無線機など、時宜にかなった機種を導入する。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の蓋然性及び邦人の年間渡航者数を考慮した上で、効率的に配備する。

- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
- 4 海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
- 5 国内外で実施する官民合同テロ・誘拐対策実地訓練への参加者層を官民共に拡大し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 現地通信インフラの整備状況や治安状況等を勘案し、必要な台数の無線機を配備した。また、IP無線機の導入も進めた。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、邦人短期渡航者が緊急事態発生時に影響を受けやすい国・地域を中心とする計51公館に購送し、効率的な配備に努めた。
- 3 緊急事態発生時に在留邦人や邦人渡航者に対し、情報提供及び安否確認等を行うためのショートメッセージサービス（SMS）システムを、17か国・地域において運用した。また、緊急事態により迅速に対応できるように、同システムの一部を改修した。
- 4 海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修、国内で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練に参加させた（計3回）。
- 5 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オンライン化が困難な対面集合型の実地訓練の開催は見合わせざるを得なかったが、危機管理会社によりごく少人数で実施される国内訓練（企業関係者も参加）に1名の領事担当を参加させた（当初3名が参加予定であったが、残り2名の参加予定日の訓練が緊急事態宣言の影響で中止となったため、1名のみの参加となった。）。
- 6 新型コロナウイルス感染症の発生及び世界的な流行を受け、在留邦人や海外渡航者に適時適切な情報発信を行った。アフリカからの帰国オペレーション（300人を15か国から10のルートで帰国）を含め、同年11月末までに101か国から1万2千人を超える日本人の帰国を実現させた。また、関係省庁と連携し「エボラ出血熱等流行地からの邦人輸送ガイダンス」の改訂作業を行った。

#### 令和3年度目標

- 1 現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、IP無線機など、時宜にかなった機種を導入する。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の邦人短期渡航者への影響等を考慮した上で、効率的に配備する。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるシステムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
- 4 海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
- 5 新型コロナウイルスの感染状況及び感染防止に留意しつつ、可能であれば国内外での官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 現地通信インフラの整備状況や治安状況等を勘案し、必要な台数の無線機を配備した。また、緊急事態発生時に確実に使用できることが重要であることから、常に良好な状態を保つために保守点検及び運用指導を行った。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、邦人短期渡航者が緊急事態発生時に影響を受けやすい国・地域を中心とする計49公館において調達し、効率的な配備に努めた。7月に南アフリカにおいて略奪等の暴動が発生した際に、食料品の入手が困難となった邦人に対して緊急備蓄品を提供した。また、12月にフィリピン・セブにて台風22号の被害が発生した際にも、邦人へ緊急備蓄品の提供を行った。
- 3 緊急事態発生時に在留邦人や邦人渡航者に対し、情報提供及び安否確認等を行うためのショートメッセージサービス（SMS）システムを、17か国・地域において運用した。また、緊急事態により迅速に対応できるように、同システムの一部（専用のCSV変換ツール）を改修し、効率化を図った。
- 4 海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修（計2回）に参加させた。国内で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等

保護措置訓練は諸事情により中止となった。

- 5 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オンライン化が困難な対面集合型の実地訓練の開催は見合わせざるを得なかったが、危機管理会社によりごく少人数で実施される国内訓練（企業関係者も参加）に5名の領事担当を参加させた。
- 6 新型コロナウイルス感染症の発生及び世界的な流行を受け、各在外公館から領事メールや各在外公館のHP等を通じ、各国での感染状況や防疫措置等について、在留邦人や海外渡航者に適時適切な情報発信を行った。また、本省から、各国・地域における新規感染者数やワクチン接種状況等、各国・地域の実情を総合的に勘案し、感染症危険情報を発出するとともに、我が国の新たな水際対策措置について変化が生じるごとにこまめに情報発信を行った。海外安全ホームページに掲載されている世界各国の入国制限措置と入国後の行動制限措置に関する状況についても、引き続き適時に更新し、情報のアップデートに努めた。
- 7 5月にインドでデルタ株による感染者が急拡大した際には、希望する邦人が円滑に出国できるよう、PCR検査の受検が可能な検査機関などについての情報提供や、邦人専用のPCR検査場を開設するなどの対応を行った。また、7月から8月にかけてインドネシアにおいて感染が急拡大した際には、日系航空会社の特別便の運航による在留邦人の帰国を支援し、計9便の運航により、約1,000人の在留邦人の帰国が実現した。
- 8 8月には、海外在留邦人等に対し、羽田空港及び成田空港で新型コロナウイルス・ワクチン接種の機会を提供する事業を開始した。令和4年3月末時点で合計約37,000回のワクチン接種を行うとともに、約19,000件の接種証明書を発行した。

令和2・3年度目標の達成状況： b

## 測定指標2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 \*

### 中期目標（一年度）

海外安全情報の収集・発信を強化する。海外安全に係る官民協力を強化し、日本企業と邦人の危機管理意識を向上させる。

### 令和2年度目標

- 1 多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
- 2 「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要衛星TV局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
- 4 企業や教育機関を対象とした国内安全対策セミナーは、関係機関との連携や実施形態・時期の調整により効果的に実施し、集客の向上と参加者の裾野の拡大を図る。  
在外安全対策セミナーは、現地のニーズに合わせて対象地域を拡大し、各地の事情を反映した内容を取り上げるなど効果的な実施に努め、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図る。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 20か国における安全情報の収集を現地の専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を海外安全ホームページ（HP）や在外公館の安全対策連絡協議会を通じて迅速に発信した。
- 2 外務省にて「海外安全官民協力会議」の本会合を1回、幹事会（オンライン）を計2回実施し、外務省から最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症関連情報等について情報発信を行ったほか、幹事会ではコロナ禍における各社の取組について、様々な視点から企業側と活発な意見交換を行った。  
「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の本会合及び幹事会をそれぞれ1回開催した。外務省から中堅・中小企業の安全対策に役立つ情報を提供し、ネットワーク参加組織を通じた情報共有を呼び掛けたほか、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大も踏まえ、同ネットワークの議論活性化や参加組織の活動内容の充実等に向けた議論を行った。  
在外公館において民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を全世界で計72回実施し

た。なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、オンラインによる取組が増えた。

- 3 主要海外通信社（AP、ロイター等）やアラビア語の主要衛星 TV 局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のテロ・誘拐等に関する外電を 24 時間 365 日体制でモニターした。これを海外における緊急事態発生時の初動体制の構築や、邦人への情報発信に積極的に活用することにより、邦人保護業務を的確かつ迅速に遂行した。
- 4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内感染拡大のため対面式については実施せず、オンラインで企業関係者や教育機関関係者を対象に計 9 回実施した。最新の安全情報に加え、コロナ禍での安全対策について講義を行い、会議ソフトの投票機能を利用した演習も実施し、好評を得た。また、地方都市の商工会等の団体と共催することで各都市の企業関係者の参加を多数得ることができた。  
在外安全対策セミナーは、オンラインでセミナー動画を配信する形式で、世界 13 か国 2 地域（中国、スリランカ、パキスタン、インド、フィリピン、米国、ブラジル、メキシコ、英国、エジプト、インドネシア、ケニア、南アフリカ、中東湾岸諸国及び欧州）に在留する邦人等を対象として計 15 回実施した。これまで遠隔地に居住するなどセミナー会場に来ることができなかつた在留邦人も含めて多数の参加者を得ることができた。また、在留邦人の関心が高いコロナ禍の医療情報についても講演プログラムに含めた。
- 5 例年、全国の教育機関等からの依頼により 4～50 件の海外安全対策講演会を開催しており、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講演依頼件数は減少したものの、オンラインにて講演会を計 2 回開催し、各国の治安情勢や感染症関連情報、危機管理対応等の周知を積極的に行った。

#### 令和 3 年度目標

- 1 多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
- 2 「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要衛星 TV 局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
- 4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえつつ、感染防止措置を取りながら、可能な限り大都市において対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に定期的に開催していく。また、海外における新型コロナウイルス関連情報等、企業や教育機関の求めるホットイシューについても情報提供を行い、引き続きコロナ禍の安全対策について啓発を積極的に展開していく。  
在外安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの海外での感染状況を踏まえつつ、同様に対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に開催していく。その際、在留邦人からの要望を踏まえながら、講演内容を更に充実させるとともに、オンラインで配信されるセミナー動画や資料について、視聴・閲覧期間等の制限を可能な限り見直し、効果的に情報を提供できるようにする。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 19 か国における安全情報の収集を現地の専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を海外安全ホームページ（HP）や在外公館の安全対策連絡協議会を通じて迅速に発信した。
- 2 外務省にて「海外安全官民協力会議」の本会合を 1 回（10 月）、幹事会を計 2 回（令和 4 年 1 月、3 月）実施（いずれもオンラインと対面の組合せ）し、外務省から最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症関連情報等について情報発信を行ったほか、幹事会ではコロナ禍における各社の取組等について、様々な視点から企業側と活発な意見交換を行った。意見交換により、双方それぞれにとって今後の対応の参考とすることのできる有益な情報を得ることができ、官民の間の関係強化を図ることができた。  
「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の本会合をオンラインで 1 回開催（令和 4 年 2 月）した。外務省から中堅・中小企業の安全対策に資する、最近の海外の情勢や外務省の施策等の情報を提供し、ネットワークを活用した参加組織間の情報共有を呼び掛けたほか、長引くコロナ禍におけるネットワークの更なる活性化について議論を行った。また、外務省から安全対策に関する寄稿を参加組織の機関誌等に計 10 回行い、中堅・中小企業関係者により直接的に啓発を行った。

また、在外公館において民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を全世界で約 300 回実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、オンラインによる開催が増えた。

- 3 主要海外通信社（AP、ロイター等）やアラビア語の主要衛星 TV 局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のテロ・誘拐等に関する外電を 24 時間 365 日体制でモニターした。また、世界各国、各地から SNS を通じて発信されるビッグデータから AI を活用して抽出された自然災害、犯罪、テロ、紛争等の緊急事態の情報をモニターした。モニターの結果、邦人の安全への影響がある恐れがある事案については、随時各在外公館等と連携を取ることで、海外における緊急事態発生時の初動体制の構築や、領事メールの迅速な発出等、邦人への情報発信に積極的に活用し、邦人保護業務を的確かつ迅速に遂行した。具体的には、邦人が巻き込まれている可能性のある事件・事故発生情報が速報で入り次第、各在外公館の領事担当に情報を共有することにより、邦人被害の有無の確認作業に迅速に着手することができた。
- 4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内感染拡大のため対面式については実施せず、オンラインで企業関係者や教育機関関係者を対象に計 7 回実施した。最新の安全情報に加え、コロナ禍での安全対策について講義を行い、オンライン会議アプリの投票機能を利用した演習も実施し、好評を得た。また、地方都市の商工会等の団体と共催することで各都市の企業関係者の参加を多数得ることができた。  
在外安全対策セミナーは、オンラインでセミナー動画を配信する形式で、世界 14 か国（モザンビーク、ナイジェリア、バングラデシュ、アルジェリア、チュニジア、モロッコ、コロンビア、イスラエル、ケニア、エチオピア、フランス、タイ、マレーシア及びカナダ）に在留する邦人等を対象として計 14 回実施した。これまで遠隔地に居住するなどセミナー会場に来ることができなかった在留邦人も含めて合計 2,309 名の参加（アクセス）を得ることができた。また、引き続き在留邦人の関心が高いコロナ禍の医療情報についても講演プログラムに含めた。
- 5 例年、全国の教育機関等からの依頼により海外安全対策講演会を開催しており、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講演依頼件数は減少したものの、オンラインにて講演会を計 7 回開催し、各国の治安情勢や感染症関連情報、危機管理対応等の周知を積極的に行った。

令和 2・3 年度目標の達成状況： b

**参考指標：外部人材を通じた邦人援護件数（単位：取扱い件数）（毎年度、第 3 四半期分まで）**

(出典：外務省調べ)	実績値		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	111	54	65

**評価結果（個別分野 2）**

**施策の分析**

**【測定指標 2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備】**

- 1 在外公館の危機管理体制を強化するため、緊急事態邦人保護対処訓練を実施したほか、「安全の手引き」（各公館ホームページ及び海外安全ホームページに掲載している）及び「緊急事態邦人保護対処マニュアル」を最新の情勢を踏まえた内容に改訂したことにより、在外公館における危機管理体制の強化につながった。（令和 2・3 年度：在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等（達成手段①））
- 2 海外安全ホームページの地図を刷新し、より鮮明な地図にするとともに、トップページの世界地図に危険情報及び感染症危険情報の切り替え機能及び拡大・縮小機能を追加し、さらにトップページの世界地図をクリックすると直接目的の国別ページに移行できるように改修することにより、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を閲覧する際の利便性を大きく向上させることができた。令和 2 年度のウェブアクセシビリティ対応については、対応を要する箇所が多数あり、全てを完了させることができなかったところ、今後も継続して取り組む。  
また、自然災害、世界各地での政情不安や治安の悪化、新型コロナ関係について、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を適時・適切に発信したことにより、海外安全ホームページの掲載内容を充実させ、邦人に対し広く注意喚起を行うことができ、邦人の安全に関する意識の向上全般につながった。  
なお、同ホームページへのアクセス数は、国際情勢や海外渡航する日本人の数に応じて増減する

ものであり、アクセス数に一定の目標数を設定することは困難であるが、新型コロナウイルス感染症の発生直後、アクセス数は一時大きく増加した（平成 30 年度 85,280,755 件、令和元年度 176,311,310 件、令和 2 年度 136,115,654 件、令和 3 年度 94,005,047 件）。（令和 2・3 年度：在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等（達成手段①））

- 3 海外安全に係る広報で、民間企業や業界団体との連携や SNS の活用によって、幅広い国民の関心を喚起できた点でより高い効果を挙げた。

また、Yahoo や Google のバナー広告や Google の検索広告等のデジタル広告を活用したほか、令和 2 年度に発表した新エピソードを含む「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」等の充実したコンテンツを通じて、海外安全に係る啓発を行ったことにより、広報対象者の大幅な拡大につながった。（令和 2・3 年度：在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等（達成手段①）、在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携（達成手段③））

### 【測定指標 2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応 \*】

- 1 現地通信インフラの整備状況や治安状況等を勘案し、必要な台数の無線機の配備、保守点検、運用指導に努めたことにより、大規模緊急事態において在外公館が迅速に対応するための体制が強化された。（令和 2・3 年度：在外邦人保護のための緊急事態対応（達成手段②））
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、大規模自然災害発生等の蓋然性の高い国・地域を中心とする在外公館に必要な数を調達・購送し、安定的な配備に努めたことにより、大規模緊急事態において在外公館が迅速に対応するための体制が強化された。令和 3 年 7 月に南アフリカにおいて略奪等の暴動が発生した際に、食料品の入手が困難となった邦人に対して緊急備蓄品を提供したほか、同年 12 月にフィリピン・セブにて台風 22 号の被害が発生した際にも邦人へ緊急備蓄品の提供を行い、緊急備蓄品を緊急事態の現場で実際に効果的に活用することができた。（令和 2・3 年度：在外邦人保護のための緊急事態対応（達成手段②））
- 3 緊急事態発生時に在留邦人や邦人渡航者に対し、情報提供及び安否確認等を行うためのショートメッセージサービス（SMS）システムの運用、及び SMS 到達率向上のためのシステム改修や運用安定化のための各種施策を実施したことにより、邦人安否確認の実効性が高まった。（令和 2・3 年度：在外邦人保護のための緊急事態対応（達成手段②））
- 4 海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修及び在外邦人等保護措置訓練、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練へ参加させたことにより、海外の緊急事態発生時における対応能力が強化された。（令和 2・3 年度：在外邦人保護のための緊急事態対応（達成手段②））
- 5 大規模な対面集合型の官民合同テロ・誘拐対策実地訓練の開催には至らなかったが、ERT やその他の危機管理担当者や領事担当者（計 5 名）を企業関係者とともに小規模な国内訓練に参加させたことで、安全対策における官民連携の強化及び外務省の体制強化に寄与した。（令和 2・3 年度：在外邦人保護のための緊急事態対応（達成手段②））
- 6 新型コロナウイルス感染症の発生及び世界的な流行を受け、令和 3 年度においても引き続き感染症危険情報の発出見直し、領事メール等による在留邦人や邦人渡航者への注意喚起、感染危険レベルに応じた渡航勧告の呼び掛けを行ったことにより、国際的に猛威を振るう新型コロナウイルスの邦人への感染をできる限り防ぐよう努めるとともに、感染症対策に係る外務省における取組の推進・拡充に寄与した。

さらに、令和 2 年度には、アフリカからの帰国オペレーション（300 人を 15 か国から 10 のルートで帰国）を含め、同年 11 月末までに 101 か国から 1 万 2 千人を超える日本人の帰国を実現させた。また、令和 3 年度にインドでデルタ株による感染者が急拡大した際には、希望する邦人が円滑に出国できるよう、PCR 検査の受検が可能な検査機関などについての情報提供や、邦人専用の PCR 検査場の開設などの対応を行ったほか、インドネシアにおいて感染が急拡大した際には、日系航空会社の特別便の運航による在留邦人の帰国を支援し、計 9 便の運航により、約 1,000 人の在留邦人の帰国が実現できたことは、大規模緊急事態発生時において邦人保護を迅速かつ機動的に行うための体制等の整備・強化に取り組んできたことが大きく寄与したと考えられる。また、これらの対応は、緊急事態における大規模な邦人退避オペレーションの実施体制の整備を行う上で有益な情報を得ることにもつながった。（令和 2・3 年度：在外邦人保護のための緊急事態対応（達成手段②））

### 【測定指標 2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 \*】

- 1 在外邦人の安全に関わる有益な情報を入手・報告し得る情報提供者の新規開拓に努めたほか、得られた情報を海外安全ホームページや在外公館ホームページ、領事メール、在外公館の安全対策連絡協議会等で発信したことにより、危険地域における在外邦人の安全対策が向上したほか、邦人の意識向上全般につながった。



- 2 安全対策に関する各種会議等の開催及び広報を充実させることにより、官民間の危機管理意識の共有及び連携の強化、海外安全対策に関する民間企業の意識向上、企業間の知識の共有等、多くの成果が得られた。（令和2・3年度：在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携（達成手段③））
- 3 主要海外通信社（AP, ロイター等）の外電、欧米主要国の渡航情報、アラビア語のニュースソースを24時間365日体制でモニターした。また、世界各国、各地からSNSを通じて発信されるビッグデータからAIを活用して抽出された自然災害、犯罪、テロ、紛争等の緊急事態の情報をモニターした。モニターの結果、邦人の安全への影響がある恐れがある事案については、随時各在外公館等と連携を取ることで、緊急事態発生時における初動体制の構築や、速やかな領事メールの発出等在留邦人等への注意喚起を迅速に行うことが可能となった。邦人が巻き込まれている可能性のある事件・事故発生情報が速報で入り次第、各在外公館の領事担当に情報を共有することにより、邦人被害の有無についての確認作業の迅速な着手につながった。（令和2・3年度：在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携（達成手段③））
- 4 「国内安全対策セミナー」において、現況の新型コロナウイルス感染状況を鑑みてオンラインでの実施を行った。アジアや北米・欧州などの対象地域ごとに講演内容を特化させ、事前広報を海外安全ホームページやSNS、関係機関のネットワークを通じて行うなど、集客向上と参加者の裾野拡大に努めた。また、講演内容としては、最新のテロ情勢、危機管理、安全対策等の情報を提供したほか、受講者から要望のあったテーマを扱う専門家を講師に迎え、企業の幅広いニーズに合うものとした。
- 留学生及び学校関係者に対する安全対策講演会の際に、講義に加え意見交換、危機管理シミュレーション及び助言を行ったことにより、学生及び学校関係者の安全意識の更なる向上が図られた。
- 「在外安全対策セミナー」の実施に際しては、感染対策の観点からオンラインでの配信とし、ニーズの高い都市を選定し、専門家を講師に迎えるなど、より効果的な実施によって在外邦人の危機管理意識を向上させるよう努めた。（令和2・3年度：在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等（達成手段①）、在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携（達成手段③）、領事業務啓発に係る経費（達成手段⑤））
- いずれのセミナーも、講演ごとに最新のコロナ禍における事例紹介や政府の政策、水際対策措置などをテーマにした内容を盛り込んだことにより、講演参加者が最新事情を把握し、感染症への対策意識を向上させることにつながり、参加者のニーズに合致したものとなった。

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全の確保に取り組むことは、外務省の最重要任務の一つであり、国会における総理大臣の施政方針演説や外務大臣の外交演説においても繰り返し言及されてきている。特に、平成25年1月に発生したアルジェリアにおける日本人などに対するテロ事件を教訓として、海外に在住する日本人や海外の日本企業の安全対策を強化してきた。さらに、平成28年にダッカ襲撃テロ事件で邦人8名が被害に遭ったことを受けて「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書が出され、今後、国民の安全対策意識の向上と対応能力強化、国民への適時適切かつ効果的な情報伝達に取り組む必要があることが確認された。

その後も、平成28年のニュース（フランス）における車両突入テロ、平成29年のロンドン（英国）における車両突入・襲撃事件、平成30年のスラバヤ（インドネシア）のキリスト教会における同時多発自爆テロ事件、ストラスブール（フランス）のクリスマスマーケット付近における銃撃事件などが発生し、平成31年のスリランカ同時爆破テロ事件、令和元年のアフガニスタン邦人襲撃事件では、それぞれ邦人1名が被害に遭った。テロの脅威はイスラム過激派組織の拠点がある中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアにも拡大している。さらに、令和2年に日本人が犠牲となった殺害事件が、フィリピン、中国、ブラジルなどで発生している。

以上のとおり、現在の施策目標は、海外における邦人の生命・身体を保護する上で必要であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向け着実に施策を実施していく必要がある。

### 【測定指標】

#### 2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

平成28年のダッカ襲撃テロ事件後も、欧州・東南アジアでテロ事件が発生しており、今後も「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書のフォローアップを実施していく。また、在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備を更に進めるため、従来の取組を継続するとともに、体制拡充に向けた施策の推進、海外安全ホームページ等を通じた情報発信や啓発の強化を目指す。さらに、令和2年の新型コロナウイルスの発生及び世界的な流行の教訓を踏まえ、国際的な脅威となる

感染症関連情報の適時適切な発信等に努める。

### **2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応 \***

緊急事態発生時における邦人保護を迅速かつ機動的に行うための施策を継続・強化する。引き続き、在外公館に無線機や緊急備蓄品を適正かつ安定的に配備するとともに、在外邦人への情報提供及び安否確認のためのショートメッセージサービス（SMS）システムの運用性を高めるほか、デジタル広告を活用した情報発信も行う。また、国内外で実施する官民合同テロ・誘拐対策実地訓練への参加者層の拡大、官民連携の強化を図り、緊急事態発生時の対応能力を強化する。

### **2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 \***

在外邦人の安全対策の強化に向け、情報収集と官民連携を強化する。引き続き、外部専門家を活用して危険地域の安全情報を収集し、国際ニュースのモニタリングやSNSを通じて発信されるビッグデータからAIを活用して情報収集を行うことにより、在外邦人の安全に関わる情報の把握、緊急時の初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。また、在外邦人の海外安全対策強化に向けた各種官民会議の開催、企業や教育機関向けの国内外における安全対策セミナーの実施を通じ、邦人の安全対策意識の向上及び安全対策の強化を図っていく。

### **作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・ 外務省海外安全ホームページ  
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)
- ・ 日本企業支援（安全対策）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25\\_000820.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_000820.html))
- ・ 海外安全関連会議等の紹介  
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/business/>)
- ・ 「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」  
([https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html))

### 個別分野3 外国人問題への取組

#### 施策の概要

##### 1 ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

##### 2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

##### 3 在日外国人に係る問題解決への取組

(1) 国際ワークショップの開催、外国人集住都市会議への出席、二国間協議を通じた出身国の関係当局との情報共有・連携により、問題解決に取り組むとともに、災害時対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、ネットワーク構築を図る。

(2) 新たな在留資格「特定技能」の円滑な運用に向け、二国間文書の作成等を進める。

#### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日 閣議決定）  
第2 I. [4] 4. (3) i) ② コ) ビザの戦略的緩和
- ・明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- ・観光ビジョン実現プログラム2019－世界が訪れたい日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2019）（令和元年6月 観光立国推進閣僚会議）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日 閣議決定）  
第2章5. (4) ② 観光立国の実現
- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年12月20日 関係閣僚会議了承）
- ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日 閣議決定）

### 測定指標3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 \*

#### 中期目標（一年度）

人的交流の促進、観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

#### 令和2年度目標

水際対策とのバランスにも配慮しつつ、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を推進する。

- 1 対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。
- 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証・渡航認証システムの導入と円滑な運用を確保する。

#### 施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の国内外での感染拡大を受け、査証免除措置及び発給済査証の一時的な効力停止を含む水際対策措置が強化されたことにより、国際的な人の往来は停滞し、訪日外国人数は大幅に減少した。また、これにより在中国公館等における次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入も延期することとなった。

#### 令和3年度目標

新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、訪日外国人数の回復を見据えた施策を検討するとともに、以下のとおり、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を推進する。

- 1 対象国を精査した上で、個々の対象国の状況に応じたビザ発給要件の緩和を検討する。
- 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証発給・渡航認証管理システムの導入と円滑な運用を確保する。

### 施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の国内外での感染拡大を受け、査証免除措置の一時停止を含む水際対策措置が強化されたことに伴い、令和2・3年度は訪日外国人数が大きく減少することとなった。これに伴い、次世代査証発給・渡航認証システムの導入を延期することとなったが、令和4年度中に導入するべく、作業を進めた。

令和4年2月以降のウクライナ情勢を受け、ウクライナ避難民を受け入れるとの政府全体の方針を踏まえて、ウクライナ近隣諸国に避難したウクライナ人で日本に避難を希望し、査証申請を行う者について、査証申請の手続を簡素化し、迅速に審査・発給を行った。

令和2・3年度目標の達成状況：c

### 測定指標3-2 在日外国人問題への取組 \*

#### 中期目標（一年度）

在日外国人に係る諸問題の解決を促進する。

#### 令和2年度目標

- 1 中国等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、二国間文書を作成した国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
- 2 在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催する。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。
- 4 災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、フェイスブック等を活用した情報発信を行う。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 在留資格「特定技能」に係る二国間文書の作成等  
インドとの間で協力覚書を作成した。また、コロナ禍による往来の制約はあったものの、オンライン会議システムも活用しつつ、作成済み国（13か国）との間で、制度の適正な運営のための情報連携及び協議を計5回実施した。
- 2 国際フォーラムの開催  
令和3年2月、国際移住機関(IOM)との共催により「外国人住民への情報発信：コロナ禍で見た現状と課題」をテーマとしたフォーラムを、オンラインで1,000人以上の聴講者を得て開催した。国内外から事例発表を行うとともにパネルディスカッションではやさしい日本語の活用に関心をあてた外国人住民への情報発信についても議論を行った。
- 3 外国人集住都市会議への出席  
三重県鈴鹿市にて開催される予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で会議が中止となった。
- 4 防災  
令和3年3月、東京都と共催で全ての在京外交団を対象に書面開催（注）にて防災説明会を実施し、災害発生時の関係機関の体制や役割の説明等を実施した。また、台風等の災害時にフェイスブックを活用し、多言語での情報発信を行った。  
(注) 各参加機関の英語プレゼン資料を期間限定でGoogleドライブにアップし、そのURLを在京各国大使館防災責任者のメールアドレスへ送付した上で、質問をメールで受け付ける形式。

#### 令和3年度目標

- 1 中国等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、作成済み国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
- 2 在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催する。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議がオンライン等で開催される場合には出席を検討する。
- 4 災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、外務省ホームページやフェイスブック等を活用し、災害情報や新型コロナウイルスについての情報発信を行う。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 在留資格「特定技能」に係る二国間文書の作成等

本年度は、新たに協力覚書の作成に至った国はなかった。また、コロナ禍による往来の制約はあったものの、オンライン会議システムも活用しつつ、作成済み国（全13か国）の内、特に優先して協議すべき国との間で、制度の適正な運営のための情報連携及び二国間協議をオンライン会議システムを活用するなどして複数回実施した。

また、上記の二国間協議と並行し、協力覚書作成済み国を中心とした主要送出国（全16か国）の現地語及び英語（全18言語）による制度紹介動画及び特設ウェブページを作成し、特定技能制度への潜在的な関心層に対する制度の正しい認識と周知を目的とした情報発信を行った。

### 2 国際フォーラムの開催

令和4年3月、国際移住機関（IOM）との共催により「在日外国人と医療—安心して暮らせる地域社会の実現に向けて—」をテーマとしたフォーラムをオンラインで開催した。当日は、400人以上の聴講者が参加し、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により特に必要性が高まっている医療アクセスについて、国内外から事例発表を行うとともに、パネルディスカッションでは医療通訳の活用に焦点をあてた議論も行った。

### 3 外国人集住都市会議への出席

令和4年1月、外国人集住都市会議 SUZUKA2021 がオンラインで開催され、外国人住民の多い地方自治体における多文化共生施策の現状、取組について情報収集し、在留外国人施策を検討するための参考とすることができた。

### 4 防災

令和4年3月、東京都との共催で全ての在京外交団を対象に書面開催（注）にて防災説明会を実施し、災害発生時の関係機関の体制や役割の説明等を実施した。また、台風・大雨・地震等の自然災害時にフェイスブックを活用し、在留外国人等に対し情報発信を行った。

（注）各参加機関の英語プレゼン資料を期間限定で Google ドライブにアップし、その URL を在京各国大使館防災責任者のメールアドレスへ送付した上で、質問をメールで受け付ける形式。

### 5 新型コロナウイルス感染症対策として、厚生労働省が作成している同ワクチン接種予診票等の多言語化への協力等を行った。

令和2・3年度目標の達成状況： b

## 参考指標1：訪日外国人数（単位：万人）（暦年）

（出典：政府観光局（JNTO）統計）	実績値		
	令和元年	令和2年	令和3年
	3,188	411	25

## 参考指標2：外国人不法残留者数（1月1日時点の数）（暦年）

（出典：法務省統計）	実績値		
	令和元年	令和2年	令和3年
	74,167	82,892	82,868

## 評価結果（個別分野3）

### 施策の分析

#### 【測定指標3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 \*】

令和2年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症の国内外での感染拡大を受けて、査証免除措置の一時停止を含む水際対策措置が強化された。この措置の影響により、令和2・3年度の訪日外国人数は令和元年度と比較して大きく減少した。令和2年度の段階では、新型コロナウイルスの感染が収束した際に、観光立国政策の推進に向け査証発給要件の緩和を引き続き検討することを想定していたが、その後変異株が国内外で累次感染拡大し、水際対策措置の強化が継続されたため、査証発給要件の緩和を検討する環境が醸成されなかったものと考えられる。

次世代査証発給・渡航認証システムの導入についても、新型コロナウイルス感染症の影響による訪日外国人数の減少を受けて令和4年度に延期することとなったため、当初の目標を達成するには至ら

なかったが、導入までの時間的猶予が捻出されたことにより、仕様の更なる改善に費やすことができたと考えている。以上のように外的要因の影響が大きかったものの、本測定指標に関しては当初の年度目標が未達成となったため、c評価とした。(令和2・3年度：査証関連業務(達成手段①))

### 【測定指標3-2 在日外国人問題への取組 \*】

- 1 在留資格「特定技能」について、協力覚書の作成により、ポスト・コロナを見据えた特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めることが必要であるところ、新型コロナ情勢下にあってもインドとの間で覚書を作成できたのは有益であった。また、作成済み国との関係では、情報連携及び協議を通じて、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを確保する必要があるが、特に優先すべき国との間でオンライン会議システムを活用するなどして複数回の協議を行うことで、新型コロナ情勢下における同制度の円滑な運用を図ることができた。(令和2・3年度：特定技能に係る取組(達成手段③))
- 2 令和2年度フォーラムにおいては「外国人住民への情報発信：コロナ禍で見た現状と課題」、3年度においては「外国人と医療」をテーマとし開催し、それぞれ1,000人以上及び400人以上の参加を得て実施した。新型コロナウイルス感染症拡大により顕著化した課題について有益な意見交換がなされ、啓発の機会となった。(令和2・3年度：在日外国人社会統合外交政策経費(達成手段②))
- 3 外国人集住都市会議は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により開催中止となったが、令和3年度は、オンラインで開催され、外国人住民の多い地方自治体における多文化共生施策の現状、取組について情報収集することで、今後の在留外国人施策を検討するための参考とすることができた。(令和2・3年度：在日外国人社会統合外交政策経費(達成手段②))
- 4 在京外交団を対象とした防災説明会は、令和2・3年度ともに書面開催となったが、説明会開催後、在京外交団から複数の質問があるなど、会議を開催することで、東京都及び外交団の防災責任者との意思疎通、連携を図ることにつながった。(令和2・3年度：在日外国人社会統合外交政策経費(達成手段②))

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

新型コロナウイルス感染症を受けた水際対策措置により、査証免除措置が一時停止されたことに伴い、外国人観光客数は大きく減少したが、水際対策措置の緩和又は撤廃によって査証免除措置が再開された暁には、明日の日本を支える観光ビジョンで提示された我が国の観光立国推進の実現に向け、引き続き関係省庁と連携の上、更なる検討を進める必要がある。

入国管理上問題ないと思われる外国人に対する迅速なビザ発給、数次ビザやビザ免除の拡大が求められる一方、我が国の利益を害するおそれがある外国人の入国を阻止するため、水際対策の観点から厳格なビザ審査の実施も重要であるところ、引き続き必要な体制の強化を図る。

### 【測定指標】

#### 3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 \*

査証発給要件の緩和等は、訪日外国人数の増大に寄与する一因であり、今後とも施策目標の達成に向け、既存の査証免除措置の可能な緩和等に取り組む。同時に、我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国を阻止し、「世界一安全な日本」を実現するため、水際対策の観点から、迅速かつ厳正なビザ審査を行う。また、査証発給数の増加に対応しつつ適正な審査を行うため、査証審査体制の更なる強化を図る。

#### 3-2 在日外国人問題への取組 \*

新型コロナウイルス感染症の影響により新規入国する外国人数は一時的に減少しているものの、我が国には引き続き多くの外国人住民が滞在している。「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」においては、日本に在留する外国人が直面している課題等について取り上げ、外国人住民を受け入れる側である日本社会における意識啓蒙を図るため、時宜にかなったテーマを設定し、引き続き多数の参加者を得るべく取り組んでいくことが重要となる。また、在京外国人向け防災説明会についても、新型コロナウイルス感染症への対策等を含め、在京外交団との連携の必要性が一層高まっていると思われることから、引き続き取り組んでいくことが重要となる。外務省外国人課のフェイスブックアカウントにおいては、災害情報について外務省独自の情報を持ち合わせているものではないことから、特に関係省庁等の持つ様々なツールの案内や、ホームページ等の紹介を積極的に発信していく必要がある。外国人集住都市会議についても、引き続き出席し(テーマによっては登壇の必要もあり)、

地方自治体との意見交換の機会を維持していく必要がある。

また、在留資格「特定技能」について、協力覚書の作成により、ポスト・コロナを見据えた特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めることが必要である。さらに、作成済み国との関係でも、情報連携等のための協議を通じて、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを断続的に確保していく必要がある。

#### 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 訪日外客数データ  
日本政府観光局ホームページ  
([https://www.juto.go.jp/jpn/ststatistics/visitor\\_trends/index.html](https://www.juto.go.jp/jpn/ststatistics/visitor_trends/index.html))
- ・ 本邦における不法残留者数について  
出入国在留管理庁ホームページ  
([https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00013.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00013.html))





## **基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化**



## 施策 V-1 外交実施体制の整備・強化



# 令和4年度政策評価書

(外務省3-V-1)

施策名	外交実施体制の整備・強化
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。</li> <li>我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。</li> <li>国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大していることを踏まえ、情報管理の徹底、及び秘密保全を確保するために、省内全体で情報防護についての各種取組を推進・強化する。</li> <li>オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、国際的な取組を進める地方自治体等との連携を強化し積極的に支援する。</li> </ol>
関連する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>第204回国会外交演説（令和3年1月18日） 在外公館の数と質、両面の強化を含め、外交実施体制の強化に取り組む。</li> <li>令和3年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針（令和2年7月21日 内閣総理大臣決定）</li> </ul>
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定の結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和2・3年度目標の達成状況(注2)	*1 外務省の人員、機構の更なる整備	a
		*2 在外公館の警備体制の強化	b
		*3 外交を支える情報防護体制の強化	b
		*4 地方連携の推進	b

(注1) 評価結果については、以下の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和2・3年度目標の達成状況」欄には、測定指標の名称及び令和2・3年度目標の達成状況を列挙した。「\*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p><b>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標1について、重要課題に応じて定員増を実現したことは評価できるし、外務省としては重要なことと理解する。しかし、定員増を実現することは投入または手段であって施策の目標ではなく、それによってどのように外交実施体制が整備されたのかによって目標達成度は評価される必要がある。また、国民の側からすると、政府機関全体で国家公務員の必要な要員を適材適所で配置することが望ましいのであって、「他省庁が純減となっている中で、外務省はメリハリのある形で人員の増強をして、外交実施体制の拡充で大きな効果を上げた」という評価結果は、政府全体から見た場合に政府方針に合致していると判断できるのか疑問が残る。</li> <li>上記について、外務省としては全体としてどれくらいの要員が必要で、どの部署にどのように配置する計画なのか、現在の増員はその計画に合致した体制になっているのかなどが、評価の視点としては重要と思われる。</li> <li>引き続き、人員整備に努められたい。その先に、総労働時間の削減、勤務間インターバルの確保、ひいてはワークライフバランスの保全につながるよう、丁寧に省内改革が進めるのが理想的なシナリオだと感ずる。</li> <li>測定指標1：大国間競争が厳しさを増し、新興国の国際社会での発言力が高まる中で、日本外交が影響力を拡大すべき地域・領域は広がっている。インド太平洋地域諸国や南</li> </ul>
-----------------	--

太平洋島嶼諸国も含め、戦略的に重要な地域での在外公館機能の拡充、定員の増員、専門職員の育成をセットで推進する必要がある。

- ・「測定指標 1：外務省の人員、機構の更なる整備」については、主に定員増や在外公館新設数など量的な観点に基づく評価が中心となっている。一方、公務とりわけ外交業務の特性を踏まえた場合、量的な面のみならず、質的側面からの取組みやこれに対する評価も重要ではなかろうか。たとえば研修は職員の能力向上に資する取組みであろうし、交流人事の活用も人的面から外交実施体制の強化につながるのではなかろうか。
- ・測定指標 2 について、令和 2 年度も 3 年度も目標に「治安情勢の変化に応じ、メリハリをつけて警備強化を図っていく」と書かれている。上記測定指標 1 にもメリハリと書かれている。メリハリとは辞書では「緩めることと張ること」とあり、ここでは、治安が悪いところは強化して、良いと思われたところは緩めるということか。いずれにしろ、生活や仕事にメリハリをつけるのはいいが、人事や警備強化にメリハリという用語を用いるのはあまり適当ではない。
- ・測定指標 3：文書管理・秘密保全等の情報防護が省内横断的取り組みとして推進・強化されていることを評価。「我が国の直面する情報防護上の脅威」については、DX が推進されディープフェイクやディスイنفォメーションの流布が常態化する中で、NISC 等とも連携しつつ、情報セキュリティの脅威情報や対処方針を常に更新する体制整備を心がけて欲しい。
- ・外交実施体制の整備・強化を図る観点から、1 外務省の人員、機構のさらなる整備（外務省デジタル基盤の整備とデジタル・クラウド人材の育成・研修・確保）、2 在外公館の警備体制の強化（人的及び物的警備の相互連携の深化）、3 外交を支える情報防護体制の強化（サイバーセキュリティ等の安全確保）、4 地方連携の推進（デジタル田園都市国家構想の実現）という従来からの測定指標だけでは対処が不十分な時代となってきている（以上のカッコ内は今後想定される外交実施体制の課題）。「経済安全保障」を確保する観点からも、これら 1～4 の測定指標とも密接に関係する「外務省全体の DX（デジタル・トランスフォーメーション）の段階的・計画的実装」の進捗度を評価する指標をさらに付け加える必要があるだろう。

担当部局名	大臣官房	政策評価 実施時期	令和 4 年 8 月
-------	------	--------------	------------

## 測定指標1 外務省の人員、機構の更なる整備 \*

### 中期目標（--年度）

外務省全体の定員及び機構の一層の増強を推進する。

適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに、外交活動の質の強化を進めるべく、在外公館及び本省の人員増強に取り組む。

### 令和2年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに、在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。

### 施策の進捗状況・実績

定員70名を純増した。2在外公館（在ハイチ大使館、在セブ総領事館）の新設を行った。（令和2年度末：在外公館数229、定員数6,358名）

### 令和3年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに、在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。

### 施策の進捗状況・実績

定員72名を純増した。令和3年度については、前年度比で純減となっている府省庁の方が多い中、純増を実現したのみならず、令和2年度の純増70名を上回る72名の増員を実現したことは大きな実績と考えられる。

1 在外公館（在ダナン総領事館）の新設を行った。在ダナン領事事務所の設置からわずか2年で総領事館へのいわゆる「格上げ」を実現したことは前例のない実績である。在外公館の一部である事務所等については、在エリトリア兼勤駐在官事務所を設置した。また、新型コロナウイルス感染症をめぐむる状況等を踏まえ、国際協力局地球規模課題総括課に新たに国際保健政策室の設置を実現した。現下の情勢を踏まえた時宜を得た対応を行った。（令和3年度末：在外公館数230、定員数6,430名）

なお、令和4年度も外交実施体制の強化が引き続き不可欠との考えの下、74人の定員増を行い、令和4年度末定員数は6,504名となる予定。

令和2・3年度目標の達成状況： a

## 測定指標2 在外公館の警備体制の強化 \*

### 中期目標（--年度）

現地治安情勢に応じたメリハリのある警備対策の強化を実施する。

### 令和2年度目標

- 1 全在外公館で警備レベルの向上を図るとともに、治安情勢の変化に応じ、メリハリを付けて警備強化を図っていく。
- 2 外務省職員対象の研修においては、研修受講者の職務に応じた実践的な研修を実施し、また、警備対策官には、テロや緊急事態などの任地の治安情勢に応じた研修を実施していく。
- 3 在外公館においてその時々々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

### 施策の進捗状況・実績

1 コロナ禍を踏まえ、全在外公館に出入管理や監視体制の強化を目的に、警備員の増員や警備機器の配備を実施した。また、テロ等の脅威が高い中東・アフリカ公館の警備体制の維持・強化を継続して推進しつつ、同地域に対して防弾車の配備による移動時の安全対策強化を実施した。

2 外務省職員の赴任前研修（年間4回、合計265名が参加）及び警備対策官研修（1回、令和3年1月5日～2月26日、令和3年度に在外公館に赴任予定の警備対策官91名が参加）を実施した。なお、例年実施しているテロや緊急事態への対応を想定した危機管理・安全対策研修は、体験・実地訓練を中心とした内容であることから、コロナ禍によって実施困難であったため、代替措置として、館員や現地職員に対して安全対策講習や運転訓練を実施（計53名）した。

3 コロナ禍によって密となり得る実地の警備訓練は実施困難であったことから、各在外公館におい

ては、緊急対応の机上訓練や連絡訓練を実施した。

#### 令和3年度目標

- 1 全在外公館においてコロナ禍を踏まえた警備体制を維持するとともに、各国の治安情勢に応じ、メリハリを付けて警備強化を図っていく。
- 2 外務省職員対象の研修においては、引き続き、研修受講者の職務に応じた実践的な研修を実施する。また、在外公館においては、警備対策官にテロや緊急事態などの任地の治安情勢に応じた研修を実施していくとともに、館員や現地職員に対する安全対策研修を実施する。
- 3 在外公館においてその時々脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 アジア・中東・アフリカ公館のテロや緊急事態の脅威が高い公館を中心に、人的・物的警備体制、移動時の安全対策の維持・強化を継続して実施した。また、在外公館ごとの脅威に応じて、警備員の増員又は臨時配置や、警備機器の新規配備・増設等の追加的な警備措置を実施した。
- 2 外務省職員の赴任前研修（年間4回、合計290名が参加）及び警備対策官研修（1回、令和4年1月5日～2月28日、令和4年度に在外公館に赴任予定の警備対策官79名が参加）を実施した。また、在外公館員や現地職員の危機管理能力を高めるため、危機管理会社を活用し実践的な危機管理研修や防衛運転研修（計22名が参加）を実施した。
- 3 コロナ禍において実践的な訓練が実施できない中で、在外公館ごとの脅威に応じて、退避訓練や緊急事態発生時の対応訓練等の警備訓練（88公館99件）を実施した。

令和2・3年度目標の達成状況： b

### 測定指標3 外交を支える情報防護体制の強化 \*

#### 中期目標（一年度）

情報漏えい防止のための取組を推進する。

#### 令和2年度目標

- 1 文書管理・秘密保全を含む情報防護に関する省内横断的な取組の推進・強化、本省や在外公館における秘密の管理状況の定期検査等を通じて、省内全体で情報防護を徹底する。
- 2 研修及びその他の機会を通じ、秘密保全の管理責任体制や職員の役割・責任等につき、より一層の周知を図ることで、省内全体の情報防護意識の啓発を図る。
- 3 我が国の直面する情報防護上の脅威に関する情報収集、及びその評価・分析を通じ、対象者の特性や傾向に応じたきめ細かい研修や注意喚起を実施する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 職員に対する意識啓発をより効果的に実施することを目的として、文書管理・秘密保全の関係部署が連携し、特定の期間に集中的に意識啓発を行う取組を実施した。その一環として、秘密情報の適切な管理を徹底するため、全本省課室及び在外公館において秘密保全に関する点検を実施したほか、本省にて対象課室を選定した上で立入検査を実施した。また、テレワークが拡大し、情報セキュリティ上の脅威が高まっている現状を踏まえ、情報防護の観点からテレワークやデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するための検討に参画した。
- 2 入省時、在外公館赴任時等、様々な機会における職員に対する秘密保全を含む情報防護に係る研修機会の拡充を通じて、本省及び在外公館の秘密保全体制や各職員の職域・職務等に応じた秘密保全上の役割につき一層の周知を図った。  
また、研修実施に当たっては、視聴覚教材も活用の上、具体例の紹介を含む分かりやすくかつきめの細かい研修とすべく研修内容の充実を図った。また、秘密保全を含む情報防護意識の啓発のため、全職員を対象とした自習形式の研修方法であるeラーニングを実施した。  
さらに、関係省庁とも連携しつつ、職員に対して具体的な事案を踏まえた注意喚起を行った。
- 3 我が国の直面する情報防護上の脅威に係る現状を把握することを目的として、関連情報収集のための取組を一層強化し、国内外で関連情報の収集を進め、情報防護上の脅威を分析・評価するための基礎資料の充実を図るとともに、右脅威に対処するための具体的な対策の立案を行った。



### 令和3年度目標

- 1 テレワークの拡大やデジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進を踏まえつつ、文書管理・秘密保全を含む情報防護に関する省内横断的な取組を推進・強化するとともに、本省や在外公館における秘密の管理状況の定期検査等を通じて、省内全体で情報防護を徹底する。
- 2 テレワークが拡大し、情報セキュリティ上の脅威が高まっていることを踏まえ、研修及びその他の機会を通じ、秘密保全の管理責任体制や職員の役割・責任等につき、より一層の周知を図ることで、省内全体の情報防護意識の啓発を図る。
- 3 我が国の直面する情報防護上の脅威に関する情報収集、及びその評価・分析を通じ、対象者の特性や傾向に応じたきめ細かい研修や注意喚起を実施する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 職員に対する意識啓発をより効果的に実施することを目的として、文書管理・秘密保全の関係部署が連携し、特定の期間に集中的に意識啓発を行う取組を実施した。その一環として、秘密情報の適切な管理を徹底するため、全本省課室及び在外公館において秘密保全に関する点検を実施したが、令和2年度よりも実施率が向上した。加えて、本省にて点検実施結果を踏まえて対象課室を選定した上で立入検査を実施した。また、テレワークが拡大し、情報セキュリティ上の脅威が高まっている現状を踏まえ、共有フォルダに保存されている情報が適切かモニタリングを実施するとともに、情報防護の観点からデジタル・トランスフォーメーション (DX) を推進するための検討に参画した。
- 2 入省時、在外公館赴任時等、様々な機会における職員に対する秘密保全を含む情報防護に係る研修機会の拡充を通じて、本省及び在外公館の秘密保全体制や各職員の職域・職務等に応じた秘密保全上の役割につき一層の周知を図った。特に情報防護上の対策の必要性の高い公館に赴任する職員が研修を受けずに赴任することがないように職員の研修状況の把握を強化した。  
また、研修実施に当たっては、視聴覚教材も活用の上、具体例の紹介を含む分かりやすく、かつ、きめ細かい研修とすべく研修内容の充実を図った。また、秘密保全を含む情報防護意識の啓発のため、全職員を対象とした自習形式の研修方法であるeラーニングを実施した。  
さらに、関係省庁とも連携しつつ、職員に対して具体的な事案を踏まえた注意喚起を行うとともに、退職者に対しても注意喚起を行うようにした。
- 3 我が国の直面する情報防護上の脅威に係る現状を把握することを目的として、関連情報収集のための取組を一層強化し、国内外で関連情報の収集を進め、情報防護上の脅威を分析・評価するための基礎資料の充実を図るとともに、脅威に対処するための具体的な対策の立案を行った。
- 4 年度途中で新たに実施した取組として、本省及び在外公館で使用しているセキュリティ上のリスクが指摘される機器について、リスクを評価の上、一部機器の入替え等を行った。

令和2・3年度目標の達成状況： b

### 測定指標4 地方連携の推進 \*

#### 中期目標 (---年度)

地方との連携を図ることにより、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

#### 令和2年度目標

- 1 国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。
  - (1) 地方自治体と共催で駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を1件、また、「地方視察ツアー」を4件程度実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。これらの機会や在外公館長の地方訪問の機会を活用し、中でも特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流の推進、さらには、大会後もホストタウン交流で培った相手国・地域との交流が継続されるよう努める。
  - (2) 在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体のPR事業を複数回共催し、日本製品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。
- 2 東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として、外国・地域に地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で1件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を行う。

- 3 地方創生支援のため駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において2回程度開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流のフォローアップを行う場としても活用し、大会後もホストタウン交流で培った関係が継続するよう、駐日外交団も含めた関係者とのネットワーキングや内外情報発信の機会を設ける。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 駐日外交団、駐日外国商工会議所、企業関係者等に対して、各地域の食、産業、観光資源、投資や企業誘致等に係る特徴や魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」は、東京に居ながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な場であるとして毎年好評を得ているが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響に鑑み実施を見送った。

一方、駐日外交団を対象とした「地方視察ツアー」は、1件実施した(11月、奈良県田原本町との共催、9名参加)。同地の歴史・文化及び産業関連の視察を行い、参加者からは強い関心が寄せられるとともに、ツアー中の首長との懇談についても高い評価が寄せられた。同ツアーの実施は、地元プレスで取り上げられたほか、外務省地方連携推進室や参加者により外務省ホームページ(HP)やSNS等での発信も行われた。当初年度内に計4件の実施を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、計3件は中止となり、上記1件についても参加人数を限定し感染防止対策をとった上で実施した。

このほか、在外公館長が一時帰国や赴任前の機会を利用して地方訪問を計14件実施し、ホストタウン登録自治体における意見交換や関連施設等の視察のほか、姉妹都市交流に係る意見聴取を実施し、各自治体の国際的活動を支援した。

- (2) 在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」については、令和3年1月に在ホーチミン総領事公邸において、大分・山梨・福島の3県が合同で地方の魅力をPRするレセプションを1件実施した。各県代表者が特産品や観光地の魅力を観光パンフレットの配架とともにプレゼンテーションで紹介し、各県のブースにおいて日本酒などの製品の作り手の想いを発信するとともに、27種類の日本酒等と養殖ぶりや干し椎茸の料理を提供した。複数の地元紙や日系テレビ局にも取り上げられるなど広報面で大きな効果があり、県産品の認知度を高めることにつながった。
- 2 東日本大震災後の風評被害対策と併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を12月1日から12月31日までの間、中国でオンラインを中心に1件実施した。期間中、在中国大使館の微博アカウントにて、計50自治体参加のもと日本各地の動画を配信した。また、北京で生中継イベントを開催し、新浪微博の微博アカウントにてライブ配信を実施した。食や工芸、観光など日本各地の楽しみ方を中国版インフルエンサー(KOL: Key Opinion Leader)が紹介し、北海道、宮城県、静岡県及び高知県を中継でつなぎ、視聴者は170万近くに達した。このほか、期間中、中国各地で小売店、電子商取引(EC)、日本料理店等が実施する日本料理や特産品に関する販促活動を支援した。
- 3 外務大臣及び自治体首長との共催レセプションについては、例年各回において、駐日外交団、駐日外国商工会議所、内外プレス等、海外への発信力のある招待者約220~250名の参加を得て、観光誘致や海外販路拡大を目的として、各地の伝統芸能、食材、伝統工芸品、観光資源等の魅力を発信してきたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた計2件の実施を見送った。

#### 令和3年度目標

- 1 国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。
- (1) 地方自治体と共催で、駐日外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を1件、また、「地方視察ツアー」を4回程度実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。これらの機会や在外公館長の地方訪問の機会を活用し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流で培った関係が大会終了後も継続・発展し、大会のレガシーとして残せるようフォローアップに努める。
- (2) 在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体のPR事業を複数回共催し、日本産品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。
- 2 東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として、外国・地域に地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で1件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を行う。

- 3 地方創生支援のため駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において2回程度開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進するとともに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流のフォローアップを行う場としても活用し、大会後もホストタウン交流で培った関係が継続するよう、駐日外交団も含めた関係者とのネットワーキングや内外情報発信の機会を設ける。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 駐日外交団、駐日外国商工会議所、企業関係者等に対して、各地域の食、産業、観光資源、投資や企業誘致等に係る特徴や魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」については、10月に、三重県、奈良県橿原市、鹿児島市・奄美市・屋久島町、一般社団法人淡路島観光協会との共催で開催した(新型コロナウイルス感染症対策の観点からオンライン形式で開催)。駐日外交団を中心に約150名が参加した。三重県は世界遺産である熊野古道の「伊勢路」、橿原市は日本酒、相撲、神社、桜を切り口とした奈良県中南和地方を、鹿児島市・奄美市・屋久島町は世界自然遺産に登録されている奄美大島や屋久島を始めとする自然と文化、淡路島観光協会は「鳴門海峡の渦潮」をテーマに、地元住民団体や海外と連携した世界遺産登録を目指す取組等のPRを行った。

また、駐日外交団を対象とした「地方視察ツアー」は11月に2件実施した。秋田県鹿角市との共催で実施した視察ツアーでは、12か国14名の駐日外交団が参加し、同年7月に世界文化遺産登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成要素の一つである縄文遺跡を訪問したほか、鹿角市内の伝統文化・伝統工芸の体験、鉱山史跡やスポーツ競技施設への視察を行った。福島県郡山市と共催で実施したこおりやま広域圏視察ツアーでは、13か国14名の駐日外交団が参加し、東日本大震災から10年となる福島県の復興の姿を、食や農業の現場を通じて感じ、また最先端医療技術の集積地としてのこおりやま広域圏の魅力に触れ、市民と交流しながら現在の福島県について理解を深めた。同ツアーでは上杉謙太郎外務大臣政務官が一部プログラムに参加し、外交団一行を歓迎した。これらツアーについては、地元プレスで取り上げられたほか、外務省地方連携推進室や参加者により外務省ホームページ(HP)やSNS等での発信も行われた。なお、当初は年度内に計4件の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により共催自治体の意向を踏まえ、他の2件は翌年度に延期することとなり、上記2件についても参加人数を限定し感染防止対策をとった上で実施した。

このほか、在外公館長が一時帰国や赴任前の機会を利用した地方訪問を計24件実施し、ホストタウン登録自治体との意見交換や関連施設等の視察のほか、当該自治体がホストタウン交流を通じて相手国と培った関係が大会後の継続・発展につながるよう自治体関係者との間でフォローアップを行うとともに、姉妹都市交流に係る意見聴取を実施するなど、各自自治体の国際的活動を支援した。

- (2) 在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」については、9月に在瀋陽総領事公邸において、富山県大連事務所と岩手県大連事務所の共催により「地方特産品ライブ配信PR事業」をオンライン形式にて開催し、延べ11,000人以上が視聴した。

- 2 東日本大震災後の風評被害対策と併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により日中間の人的往来が限定的な中、中国にいながら日本の地域の魅力を体感できるよう、12月から令和4年2月にかけて中国でオンライン形式で1件実施した。具体的には、185万人のフォロワーを抱える在中国日本国大使館SNSを活用し、福島県を始めとする67の地方自治体のPR動画の配信を行ったほか、中国各地で小売店、日本料理店、卸売業者など、各種団体が実施する日本料理や特産品に関するプロモーション・販促活動を本事業の「連携事業」と位置付け、同SNSで情報発信をする等の支援を行った。

- 3 飯倉公館における外務大臣及び自治体首長との共催レセプションについては、例年各回において、駐日外交団、駐日外国商工会議所、内外プレス等、海外への発信力のある招待者約220~250名の参加を得て、観光誘致や海外販路拡大を目的として、各地の伝統芸能、食材、伝統工芸品、観光資源等の魅力を発信してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に予定していた2件のうち1件については、その実施の可能性を最後まで追求したが共催自治体の意向も踏まえて見送った。

一方、令和3年度に実施を予定していた2件目については、新型コロナウイルス感染症の影響により、飯倉公館での事業実施を見送り、駐日外交団等を対象とした地方の特色、施策等を発信するセミナー形式のイベントに変更し規模も縮小した形で、外務省と山口市及び名古屋市との共催で、令和4年3月に都内ホテルで1件実施し、65名の参加を得た。

令和2・3年度目標の達成状況： b

## 評価結果

### 施策の分析

#### 【測定指標1 外務省の人員、機構の更なる整備 ＊】

定員は、政府全体として国家公務員総人件費削減の方針があり、純減となっている府省庁が多数を占める中、令和2・3年度合わせて142名純増を実現した。特に、令和2年度要求においては、経済紛争処理対策や外国人材の受入れといった内閣の重要課題に応じた定員増を実現した。また、令和3年度要求においては、内閣の重要課題に応じて経済安全保障を含む安全保障分野等の大幅な定員増を実現したほか、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応という喫緊の課題についても、水際対策等のための定員増を実現し、政府の施策に効果的に貢献することに資する形で人員の増強を実現することができた。また、令和3年度要求においては、在外公館における定員増の必要性もさることながら、政策の企画立案を担当する本省の業務実態を踏まえ、本省の定員増を重点的に実現することで、よりメリハリのある形で人員の増強を実現することができた（本省：68名増、在外：4名増）。このほか、令和4年度には74名の定員増を行う結果、令和4年度末定員数は6,504名となる予定である。

在外公館は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に資するよう、アジア地域の2公館を始め、正に外交活動全体の質の強化に通じる形での整備を実現した。特に、令和3年度要求においては、在ダナン総領事館の新設（領事事務所からの「格上げ」）を実現したことで、急増する進出日系企業への支援体制の構築や領事体制強化を図ることができた。また、ダナンは、南シナ海に面した安全保障上の要衝であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、東西経済回廊の起点として重要な戦略拠点の一つであるところ、ダナンに、安全保障及び経済の情報収集拠点を設けることで、同地域との関係を重層的に深化させることができた。

内部部局の機構は、令和2年度要求の国際法局経済紛争処理課の新設を通じ、WTO協定、経済連携協定及び投資協定に基づく紛争解決の重要性の高まりに対応すべく、経済分野の紛争解決の処理を戦略的かつ効果的に行うための体制を強化し、もって法の支配を始めとする国際社会における普遍的価値の推進に大いに貢献した。また、令和3年度要求では、国際協力局地球規模課題総括課国際保健政策室の新設を通じ、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況に対する対応を強化するとともに、ポスト・コロナを見据えた国際社会の動きを我が国がリードする体制を整備し、地球規模課題の取組に大いに貢献した。このように、厳しい財政状況の中、適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設をしつつ、外交活動の質の強化を進めるため、在外公館及び本省の機構・人員増強に取り組んだことにより、外交実施体制の拡充の上で大きな効果が見られた。

（令和2・3年度：外務省の人員、機構の更なる整備（達成手段①））

#### 【測定指標2 在外公館の警備体制の強化 ＊】

テロや緊急事態等の脅威の高い在外公館を中心に警備強化を実施した。また、治安情勢の変化に応じて、警備員の増員配置、施設及び警備機器の強化を実施し、警備強化を図った。脅威に応じた警備訓練を実施したことにより、館員及び現地職員の緊急事態発生時における対応要領の確認や、警備意識の向上につながり、在外公館の警備体制の整備を進めることができた。

外務省職員及び警備対策官に対する研修においては、コロナ禍での制約を踏まえて可能な範囲でオンラインでの講義を取り入れつつ、過去の我が方公館に対する脅威事案の対応や教訓を踏まえたビジュアル資料を活用し、実践的な内容で実施することで、警備・安全対策に係る知見及び意識の向上につながることができた。（令和2年度及び令和3年度：在外公館警備体制の強化（達成手段②））

しかし、予算やコロナ禍の制約等により、職員に対する研修や在外公館の警備強化が必ずしも十分に行えなかった点もあることから、引き続き、在外公館の警備体制の強化を進めていく必要がある。

#### 【測定指標3 外交を支える情報防護体制の強化 ＊】

情報防護関連の情報収集及び分析の結果を反映し、省内の文書管理や秘密保全の関係部署とも連携の上、職員に対する情報防護に係る意識啓発や注意喚起を集中的に実施する取組を令和2・3年度にかけて実施した。また、省内研修については、研修内容を充実させるとともに、研修機会を拡充してきた。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、対面講義が実施できない等により研修受講者総数が一時的に減少となったが、令和3年度については前年比で増加した。これらの取組は、省内全体の情報防護体制の強化及び意識向上に向けて一定の効果を上げたと考える。（令和2・3年度：外交を支える情報防護体制の強化（達成手段③））

さらに、本省及び在外公館で使用しているセキュリティ上のリスクが指摘される機器について、リ

スクを評価の上、一部機器の入替え等を行ったことで、機器からの情報漏えいリスクを低減させることができた。

#### 【測定指標4 地方連携の推進 \*】

1 (1) 地域の魅力発信セミナー（以下、「セミナー」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は開催を見送り、令和3年度については従来の対面形式ではなくオンライン形式での開催となったが、事前に配布した各地域の特産品等を実際に手に取り、体感しながら参加することで、参加者が地域の魅力をより身近に感じられるよう工夫を行うことで、オンライン開催でも効果的なPRを行うことができた。

駐日外交団による地方視察ツアー（以下、「ツアー」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度において参加人数を限定し感染防止対策をとった上で計3件を実施した。他方、特に令和3年11月の鹿角市ツアーでは同年7月に世界文化遺産に登録されたばかりの構成遺産のPRにつながったこと、同年11月のこおりやま広域圏ツアーでは、東日本大震災から10年を迎える節目の年に復興に関連する施設を訪問するなど、時宜を得た内容によって駐日外交団の関心を一層高めることにつながり、駐日外交団から高い評価を得た。なお、令和2年11月の奈良県田原本町ツアーにおいても国の指定文化財（史跡）である唐古・鍵遺跡を訪問先に組み入れるなど、上述の鹿角市ツアーとともに地方の歴史的モニュメントのPRも行った。

(2) 「地方の魅力発信プロジェクト」については、令和3年1月に在ホーチミン総領事公邸で福島県・山梨県・大分県の魅力や特徴をセミナー形式で紹介し、試食・試飲ブースで各地の日本酒や焼酎、ぶりや椎茸などの地域の特産品を提供し、複数の地元紙や日系テレビ局にも取り上げられるなど、東日本大震災の被災地を含む日本の地方の魅力の効果的な発信を行うことができた。また、令和3年9月に在瀋陽総領事館公邸において、遼寧省と友好関係にある富山県と岩手県の伝統工芸品とともに両県の観光や文化などの魅力を広報したが、本件は在瀋陽総領事館及び本スキームにおいて初のオンライン配信による実施となり、視聴者数は延べ11,000人を数え盛況であったほか、開催後は、ライブ配信等に関心のある自治体関係者から次回に向けた相談が寄せられるなど、好感触を得た。

さらに、在外公館長の赴任前・一時帰国時の地方訪問においては、地方自治体関係者との間でホストタウン交流で培った関係を大会終了後も継続・発展していく点につき意見交換を行った事例も複数確認でき、ホストタウン交流のフォローアップに貢献することができた。

2 地域の魅力海外発信支援事業については、令和2年12月、中国においてオンライン形式で開催した事業では、約185万人のフォロワーを抱える在中国日本大使館SNSを活用し、計50自治体参加のもとで日本各地の動画を配信したほか、中国と4道県を結んだ生中継イベントでの視聴者が170万近くに達した。令和3年12月～令和4年2月においても計67の地方自治体のPR動画の配信等を行うなど、コロナ禍においてもオンラインを活用するなど工夫を凝らして日本の地方の多様な魅力発信を行った。

3 地方創生支援・飯倉公館活用対外発信事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に予定していた2件、及び令和3年度に予定していた2件のうち1件の実施を見送ったが、うち1件については外務省と山口市及び名古屋市との共催によるセミナー形式のイベントに変更し規模も縮小した形で令和4年3月に実施した。同イベントでは、駐日外交団等65名の参加を得て、地方の特色、施策等を発信し、参加者からは「異なる地域の2つの都市の組み合わせが非常にうまく機能し、イベントに付加価値をもたらしていた」、「両市を訪問してみたくなった」といった高い評価を得るなど、駐日外交団等の関係者とのネットワーキングや内外情報発信について一定の成果を達成した。

4 上記のとおり、国際的取組を進める地方自治体との連携強化については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた回数、形式、規模と同等の回数、形式、規模による実施は困難な状況であった一方、その中でも創意工夫を図りながら、地方の魅力発信や東京大会を契機としたホストタウン交流の推進について一定の成果を確認できたと考えている。（令和2・3年度：地方連携の推進（達成手段④））

#### 次期目標等への反映の方向性

##### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

1 国際社会におけるパワーバランスが大きく変化し、我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさと不確実性を増している中で、テロその他の脅威から在外邦人や国内を守る安全対策も急務となっている等、外交課題はますます難しく多様化しつつある。こうした中、普遍的価値に基づいた国際秩序の維持・発展のための外交を強力に推進するため、外交の基盤となる外交実施体制を一層拡充

する必要がある。

外務省は定員・機構の増強に努めており、令和2・3年度において着実な成果を得ることができた。しかし、人的体制については令和3年度末の我が国の外務省定員数は、6,430名であり、令和4年度末に6,500名を超える見込みであるものの、米国の約29,000名、中国の約9,000名はもちろん、8,000名を超える英仏に比べても格段に少ないのが現状である。また在外公館については、安全保障や戦略的対外発信、資源獲得を含む経済上の利益、日本企業支援、テロ対策及び邦人保護、国際社会における我が国への支持獲得等を始め、期待される役割・業務量が増加している。他方、多くの在外公館はその規模が小さく、これらの期待される役割について効果的な機能が果たせるよう、十分な人員を配置する等、引き続き質・量の増強を持続可能な形で進めていく必要がある。

2 過去の在ペルー日本大使公邸占拠事件(平成8年)、イラクにおける外務省職員殺害事件(平成15年)のような大規模な事件は発生していないものの、在外公館及び館員が標的あるいは巻き込まれる事案は引き続き発生している。在外公館に対する脅威は、世界的に拡散するテロを始め、戦争、内乱、クーデター、大規模な暴動や抗議活動などその形態も多様化しており、これらの脅威に対し適切な対策を講じるため警備体制の強化を絶えず図っていく必要がある。

在外公館は邦人保護の最後の「砦」であり、在外公館及び館員の安全の確保は邦人保護の大前提となる。治安状況が悪化しても在外公館の業務が可能な限り継続できるよう、適切な在外公館の警備体制の構築・強化が不可欠であり、そのためには、幅広いネットワークを通じて得られた関連情報をいかしつつ、情勢に応じた警備対策を企画・立案して体制整備を図ることが重要である。また、研修や訓練を通じて外務省職員や在外公館職員等に対して、多様化する治安上の脅威への対応に必要な知識を付与し、警備意識の向上を促すことも重要である。

3 これまでの取組は、省内全体の情報防護体制の強化及び意識向上に向けて一定の効果も上げたものの、国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大している現状に鑑み、情報防護体制の強化に係る取組を引き続き推進していく必要がある。

4 外務省は、オールジャパンでの総合的な外交力の強化を目指すとともに、内閣の最重要課題の一つである地方創生支援に省を挙げて取り組んでいくため、引き続き、地方と連携しつつ、省内の様々な外交的ツールを活用して、国内外での施策を推進していく必要がある。そのためにも、国内においては、国際的取組を進める地方自治体と共催し、各地域の魅力を発信するセミナーや地方の視察ツアーの実施、地方創生支援として飯倉公館を活用した対外発信事業を実施し、海外においては、東日本大震災後の風評被害対策に加え、地方創生の一環として地域の魅力を発信する総合的なPR事業である「地域の魅力海外発信支援事業」を引き続き実施していく。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流で培った地方自治体と相手国・地域との関係が大会後も継続されるよう、既存のスキーム等をフル活用して、地方との連携を図る。

## 【測定指標】

### 1 外務省の人員、機構の更なる整備 \*

上記の施策の分析のとおり、令和2・3年度において中期目標の達成に向け着実に進展してきているが、外務省定員数は主要国と比べて少なく、また、各在外公館の人的体制も十分とはいえない点もあることから、今後も、適切かつ持続可能なペースで主要国並みの外交実施体制を目指すと共に、質・量共に充実した体制となるよう、定員・機構の増強を継続する。

### 2 在外公館の警備体制の強化 \*

邦人保護の最後の「砦」である在外公館及びその館員の安全の確保を通じた公館業務の継続は、在外邦人の安全確保のための大前提であり、今後とも公館及び館員に対する脅威に応じた警備体制の維持・強化を図っていく。特に昨今の流動化する国際情勢、右に伴う治安情勢の変化等、刻々と変化する情勢・脅威に応じた警備対策、安全対策を推進することを通して、中期目標の達成に引き続き努める。

### 3 外交を支える情報防護体制の強化 \*

上記の「施策の分析」のとおり、中期目標に向けて着実な進展が見られるが、国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大している現状に鑑み、更なる情報防護体制強化のため、引き続き関連の取組を推進・強化していく。

### 4 地方連携の推進 \*

上記の「施策の分析」のとおり、過去2か年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もある中、実施形態等について創意工夫を重ねながら目標に向け着実に進展してきているが、今後とも中期

目標の達成に向け地方との連携強化の取組を継続する。また、地方連携事業を通じて、東日本大震災後の風評被害対策や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後もホストタウン交流を通じた地方自治体と諸外国との関係が継続・発展に貢献するよう引き続き取り組む。

#### 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・令和3年度版外交青書（外交青書2021）  
第5章第3節 国民の支持を得て進める外交 2 外交実施体制の強化
- ・令和4年度版外交青書（外交青書2022）  
第4章第3節 国民の支持を得て進める外交 2 外交実施体制の強化
- ・外務省ホームページ・グローバル外交ネット  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/index.html>)





## 施策 V-2 外交情報通信基盤の整備・拡充



# 令和4年度政策評価書

(外務省3-V-2)

施策名	外交情報通信基盤の整備・拡充
施策目標	ITによる行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するとともに、外交通信の安定運用のため、一層のセキュリティ強化を図る。
施策の概要	体制整備・システムの強化を行い、サイバーセキュリティ強化を図る。また、新たなシステムや機器を導入し、業務合理化に向けた環境整備を行う。
関連する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日 閣議決定）</li> <li>サイバーセキュリティ2021（令和3年9月27日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）</li> <li>政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）</li> <li>働き方改革実行計画（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）</li> <li>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日 閣議決定）</li> <li>新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—（令和2年3月10日）</li> </ul>
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。

評価結果（注1）	目標達成度の測定の結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり（B）	（判断根拠） 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和2・3年度目標の達成状況（注2）	*1 サイバーセキュリティ強化	b
		*2 働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入	a

(注1) 評価結果については、以下の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和2・3年度目標の達成状況」欄には、測定指標の名称及び令和2・3年度目標の達成状況を列挙した。「\*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p><b>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティ強化を図ることと、働き方改革のために新たなシステムや機器を導入して業務合理化に向けた環境整備を行うことは、ともすれば相反することで、後者によりサイバーセキュリティに対する危機を拡大してしまう可能性があるのではないかと。職員に対するセキュリティ対策は施されているとのことであり、ワークライフバランス職場表彰内閣人事局長賞を受賞されたことは大いに評価される。ただ、モバイルワーク環境推進を、国家にとって非常に重要な「外交情報通信基盤の整備・拡充」につなげるには、十分すぎるセキュリティ対策が必要と思われる、測定指標1と2を関連付けた総合的な視点からの評価が示されていないことは適当ではないように思われる。</li> <li>上記の通り、サイバーセキュリティの課題はあるものの、外務省が働き方改革やDX推進の取組を進めていることは非常に有意義である。トップダウンとボトムアップの両面からの環境整備、デジタル化による業務合理化や、インクルージョン風土の醸成などは今後もぜひ推進していただきたい。</li> <li>外務省内の情報セキュリティ強化は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、幹部・一般職員を含めた全職員のリテラシー向上と、リスク管理を徹底して欲しい（例えばeラーニング教材を期間内に受講し簡易テストに合格することを必須とする）。</li> <li>職員が機動的に高品質のオンライン会議ができるように、機密性に応じたウェブ会議用施設・スペース（スタジオやキュービクル）・設備（高速ネットワーク環境・カメラ・志向性マイク）の拡充を推進して欲しい。低予算で間に合わせようとするとコミュニケーションの品質が著しく低下する。</li> <li>測定指標2：令和3年度ワークライフバランス職場表彰内閣人事局長賞を受賞された</li> </ul>
-----------------	---

	<p>点はとくに顕著な成果であると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログ情報をデジタル化し、個別の業務や業務プロセスのデジタル化による効率性、連携性、生産性の向上と働き方改革のための省内データを一元管理するデジタル・プラットフォームとクラウド・アプリケーション群で構成されるの共通基盤の設計・構築のみならず、これを活用できる職員の IT 研修・育成も不可欠である。DX の進捗に伴い、AI(人工知能)が業務管理を担う職員数を瞬時に予測し、プロジェクトやイベント業務を適切に担当できる者の配置計画に役立てられる。諸外国その他からのハッキング、サイバー攻撃などのリスクも高まってきている現在、情報漏洩を防止するための全職員を対象に IT・サイバーセキュリティ教育・研修を継続的に行う必要もある。また在外法人保護のリスク管理用緊急事態対応が可能な通信インフラの整備と継続的な安全情報の収集・提供のために国際機関・現地日系企業と国・地域政府間の官民連携プラットフォームの構築も要請される。</li> <li>・「測定指標 1：サイバーセキュリティ強化」については、明確な目的意識の下、相応の取組みが行われていることが確認できる。このため現状肯定的な評価が目立ち、やや問題意識に乏しい傾向が見られる。とりわけ機密性の高い情報を扱う外交の特性に加え、サイバー攻撃手法の高度化やテレワーク等の攻撃機会の拡大等を踏まえた場合、管理体制や技術的セキュリティ、机上演習といった従来の対策に加え、レッドチーム・オペレーション (red team operations) と呼ばれるより実践性の高い対策の採用は十分に検討に値するのではないだろうか。</li> </ul>
--	--

担当部局名	大臣官房	政策評価 実施時期	令和 4 年 8 月
-------	------	--------------	------------

## 測定指標1 サイバーセキュリティ強化 \*

### 中期目標（--年度）

技術面及び人的側面の両面において情報セキュリティ対策の強化を推進する。

### 令和2年度目標

- 1 令和元年度に引き続き、幹部を含む全職員向けに、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に取り組む。また、全職員に向けた教育コンテンツを作成するなどし、教育機会を創設する。さらに、標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ対策の自己点検は、より効果的・効率的な訓練・点検となるよう、必要に応じて、実施方法や実施時期について見直しを行う。
- 2 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」において、今後、政府機関等が目指すべき3本の柱とされている、(1)挙動の検知による未知の不正プログラム対策、(2)IT資産管理の自動化及び(3)データ保護による情報漏えい対策のうち、(2)及び(3)に関し、新たなソフトウェアを導入することで、セキュリティの強化を図る。
- 3 サイバー攻撃に対して迅速に対応するため、実践的サイバー演習（CYDER）（注1）や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）によるCSIRT訓練（注2）等を通じて、インシデント・レスポンス能力の向上を図る。  
（注1）CYDER：国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が開催する、行政機関、重要インフラ等の情報システム担当者等が、組織のネットワーク環境を模擬した環境で、実践的な防御演習を行うことができるプログラム。  
（注2）CSIRT訓練：行政機関の情報セキュリティ・インシデント対処に関わる要因を対象として、実際のインシデントが各行政機関で発生したことを想定し、インシデント発生時における連絡・調整等の対処を模擬的に実施する訓練。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 新たな情報セキュリティ脅威に関する全職員向けの注意喚起、各種研修の機会における情報セキュリティ対策の講義、情報システムを保有する課室に対する脆弱性情報の提供を行った。また、情報セキュリティ対策の自己点検を実施するとともに、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、外部専門家による情報セキュリティ研修をウェブ会議の形式で開催した（計2回）。
- 2 次期ネットワークシステムにおいて(2)IT資産管理の自動化及び(3)データ保護による情報漏えい対策に対応すべく、右に対応するソフトウェアを実装する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、次期ネットワークシステムの導入が令和3年7月（予定）に延期となった。
- 3 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）によるCSIRT訓練等に情報セキュリティの推進・対策を担当する職員及びインシデント対応を担当する職員が出席し、インシデント・レスポンス能力の向上を図った。一方、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）による実践的サイバー演習については、緊急事態宣言の発出を受けて業務全体の優先度を見直した結果、参加を見送った。

### 令和3年度目標

- 1 令和2年度に引き続き、幹部を含む全職員向けに、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に取り組む。また、令和3年度には「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改定される予定のところ、これに準拠した「外務省情報セキュリティポリシー」となるよう令和3年度中に改定を実施し、新たに追加される対策事項を盛り込んだ教育資料を整備し、職員への周知徹底を図る。併せて、働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入に伴うセキュリティ強化を講じる。
- 2 サイバー攻撃に対して迅速に対応するため、実践的サイバー演習（CYDER）（注1）や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）によるCSIRT訓練（注2）等を通じて、インシデント・レスポンス能力の向上を図る。  
（注1）CYDER：国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が開催する、行政機関、重要インフラ等の情報システム担当者等が、組織のネットワーク環境を模擬した環境で、実践的な防御演習を行うことができるプログラム。  
（注2）CSIRT訓練：行政機関の情報セキュリティ・インシデント対処に関わる要因を対象として、実際のインシデントが各行政機関で発生したことを想定し、インシデント発生時における連絡・調整等の対処を模擬的に実施する訓練。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等から提供された情報や注意喚起を基に、全職員に向けて注意喚起を行った。また、外部専門家によるサイバーセキュリティ意識啓発のための情報セキュリティ集合研修（計2回）をウェブ形式で行った。標的型メール攻撃への対処訓練（計2回）を実施した。「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（注1）が7月に改定されたことに伴い、これに準拠した「外務省サイバーセキュリティポリシー」の改定作業に着手した。今後改定を終え次第、関連する教育資料を整備し、職員に周知することを予定している。また、セキュアブラウザの運用保守を継続して行い、モバイルワーク環境のセキュリティ強化を講じた。
- 2 NISCによるCSIRT訓練等の訓練（計2回）に参加し、インシデント対応能力の向上に取り組んだ。また、令和3年度において、端末（エンドポイント）の活動を監視し、不正プログラム等の検知や対処を行うEDR（Endpoint Detection And Response）ソフトウェア等を利用し、複数台にわたって統合的に監視を行うことで、感染した装置を早期にネットワークから切り離す仕組みを導入した。（注1）改定に伴い「情報セキュリティ」から「サイバーセキュリティ」に名称が変更となった。

令和2・3年度目標の達成状況： b

### 測定指標2 働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入 \*

#### 中期目標（令和4年度）

デジタル技術を最大限活用し、テレワークとオフィスワークを融合し、時間・場所にとらわれない働き方の実現及び業務合理化のための環境整備を行うことを目標に、令和4年度末までに段階的に本省・在外公館のオープンLANパソコンのモバイル利用を開始するとともに、新たなコミュニケーションツールの導入等によって、働き方改革の更なる実現を図っていく。

#### 令和2年度目標

- 1 在外公館に先駆けて、本省において新たなコミュニケーションツールとしてチャット、テレビ会議、ファイル共同編集等のサービスの提供を開始し、職員が時間や場所を問わず機動的に外出先でも業務が遂行できる環境を整備し、モバイルワーク環境の更なる拡充を図っていく。
- 2 モバイルワーク環境の更なる拡充を図るため、一部在外公館において配備するオープンLANパソコンのモバイル利用を開始するとともに、本省及び在外公館の職員数の半分（約4,000人）がモバイルワークを行えるように更なるモバイルパソコンの整備・導入を図っていく。また、モバイルワーク環境時のセキュリティ強化も併せて実施していく。
- 3 条約やステートメント、スピーチ等の日英・英日訳作業を支援するAI翻訳を導入する。まずは基本的な機能及び翻訳エンジン（日、英）の整備を実施し、その後、有効性を踏まえ、言語、分野、機能の追加を検討する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染拡大の事態を受け、令和3年2月のLAN刷新時（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年7月に延期）に導入予定であった、チャット、ウェブ会議、ファイル共有など多様な機能を持つコミュニケーションツールを緊急的に4月に導入し、モバイルワーク時においても、本省や在外公館で勤務する職員との円滑な情報共有が行える環境を整備した。また、様々な国際会議や首脳・閣僚レベルでのテレビ会議が頻繁に実施されている中、安定的・機動的に省全体として共有できるテレビ会議機器を常設するとともに、必要時に指定場所で会議が行えるよう可搬用のテレビ会議機器の整備を行った。さらに、在外公館においても、館内でのテレビ会議環境を整備すべく、必要な在外公館にテレビ会議モニターの設置を行い、テレビ会議環境の整備を推進した。
- 2 モバイルワーク環境の更なる拡充を図るため、令和2年度目標のとおり、本省及び在外公館の職員数の半分（約4,100人）がモバイルワークを行えるようにモバイルパソコンの整備・導入を図った。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴うテレワーク及びウェブ会議の環境整備のため、モバイルWi-Fiを本省全課室及び要望があった在外公館に配備した。さらに、モバイルワーク時のセキュリティ対策強化のため、本省及び在外職員に対し、複数回にわたってモバイルワーク時の各機器・ウェブアプリ・SNSアプリ等の留意事項をまとめた回章を発出し、注意喚起を行った。
- 3 AI翻訳システム導入に向けた準備として関係各課室に「機械翻訳エンジン」及び「対訳辞書」の

整備を開始した。また、関係課室実務担当者を中心に商用版環境下での検証作業を進めた。

#### 令和3年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和3年7月に延期となった情報ネットワーク LAN システムの刷新において、省員の更なる働き方向上のため、本省執務室の無線 LAN 導入、オープン LAN ポータルサイトの導入、オープン LAN とコミュニケーションツールを連携させるなど、更なる利便性の向上、省員の働き方向上を図っていく。また、外務省の業務や取り扱う情報の特性も踏まえ、テレワーク時でも安心・安全に業務が行えるようテレワーク環境下におけるセキュリティ強化も併せて実施する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大以降、テレワークでの業務を選択する職員が急増、一般化しつつあり、ニューノーマル時代における新たな環境整備が必要となっている中、働き方改革及び政府全体のデジタル改革の動きが加速化したことに鑑み、令和2年度から行っている「外務省デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進検討に関するコンサルティング」の結果を踏まえ、今後の外務省における業務形態と情報システムの在り方について検討を加えていくことにより、外務省 DX を推進していく。
- 3 令和2年度に引き続き、条約やステートメント、スピーチ等の日英・英日訳作業を支援する AI 翻訳を導入に向け、基本的な機能及び翻訳エンジン（日、英）の整備を実施し、その後、有効性を踏まえ、言語、分野、機能の追加を検討する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 延期となった情報ネットワーク LAN システムの更新を7月に実施し、柔軟な働き方を実現するためのコミュニケーションツールとしてチャット、ウェブ会議、クラウド型ファイル共有などを導入することで、本省や在外公館で勤務する職員との円滑な情報共有が行える環境を整備した。なお、令和2年度に導入したものは新型コロナウイルス感染症拡大の事態を受け一時的に導入したものであるが、今般導入したものは当該 LAN システムにおけるセキュリティ要件に準じた対策を施しており、安心・安全な利用が可能となった。また、オープン LAN ポータルサイトを導入することで、テレワーク時の情報の共有・閲覧・迅速な周知が可能となった。さらに、10月から令和4年2月にかけてメールシステムのクラウド化を実施し、時間や場所にとらわれずに効率よく業務を行うことが可能となった。庁舎外利用デバイスには管理ツールを導入し、セキュリティ要件に準拠したデバイスのみアクセス可能とすることで、テレワーク時におけるセキュリティ強化を実現した。
- 2 ニューノーマル時代における新たな働き方を実現するための環境整備のため、意見箱の設置、省内ワークショップ（2回）及び分科会（4回）、コンサルティングによる更なる省内ヒアリング（本省26課室）を通じて省員の声を聴取し、ユーザ視点で情報システム・ツールの在り方を検討した。この結果を踏まえ、省内 DX の4つの柱を策定すると共に、5月に、業務改善推進本部（平成30年設置。本部長：事務次官）の下、DX推進チームを設置した。DX推進の進捗状況確認・方針決定のため、DX推進チーム会合（2か月に1度）、DX推進チーム事務局会合（2週間に1度）等定期的に開催し、省内横断的に取り組みを推進した。また、モバイルワーク環境の更なる拡充を図るため、一部在外公館において配備するオープン LAN パソコンのモバイル利用を開始するためのシステム設計変更を完了した。加えて、モバイルパソコン4,750台を配備した。さらには、8月、社会人経験者採用から構成される DX サポートチーム（現在5名）を新設し、令和4年4月に新設されるデジタル化推進室に向け体制を強化した。
- 3 令和4年1月に、商用版 AI 翻訳での検証結果を踏まえ、比較的性能が高い翻訳サービス（日、英）を本省にて先行導入した。
- 4 令和4年3月、これら DX 推進チームを中心とした、業務環境改善に係る取組は、内閣官房人事局より令和3年度ワークライフバランス職場表彰内閣人事局長賞を受賞した。

令和2・3年度目標の達成状況： a

#### 評価結果

#### 施策の分析

### 【測定指標1 サイバーセキュリティ強化 ＊】

- 1 令和2年度及び3年度においては、外部専門家による情報セキュリティ集合研修（令和2年度2回、令和3年度2回）を、オンラインを活用し実施した。在外公館との時差も考慮し開催時間をずらすなど工夫して実施したが、参加者数は例年並みにとどまったことから、今後は、早い段階から計画的に周知する必要がある。その一方で、標的型メール攻撃への対処訓練（令和2年度1回、令和3年度1回）を実施した結果、令和3年度は添付ファイルの開封率が、令和2年度よりわずかながら低減するなど一定の効果がみられた。さらに、7月に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改定されたことに伴い、これに準拠した「外務省サイバーセキュリティポリシー」の改定作業に着手したが、昨今のサイバーセキュリティ事情の変化も考慮し、最新の対策をポリシーに盛り込むなどしたため、年度内の改定が出来ず、令和4年度当初の改定となる見込みである（令和2・3年度：サイバーセキュリティ強化（達成手段①））。
- 2 令和2年度及び3年度においては、サイバー攻撃に対してより迅速に対応するため、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による「サイバーセキュリティ・情報化審議官等を対象としたサイバーセキュリティ研修」におけるインシデント対応研修（令和3年度）及び「CSIRT 訓練」（令和2年度及び3年度）に参加し、これらを通じて、インシデント・レスポンス能力の向上を図ることができた。CYDERについては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況などを考慮し参加しなかったが、今後は参加をする必要がある。（令和2・3年度：サイバーセキュリティ強化（達成手段①））。

### 【測定指標2 働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入 ＊】

- 1 令和2年度及び3年度においては、新型コロナウイルス感染症により時差出勤やテレワークが推奨される中、コミュニケーションツールの導入によって庁舎外でも情報共有が円滑になり、特に、非対面による打ち合わせ（Web 会議）が可能となったことはテレワーク推進・定着に高い効果が得られた。また、令和3年度のオープン LAN ポータルサイトの導入により庁舎外でも内線番号、回章など情報の共有・閲覧が可能となり、テレワーク推進に当たり一定の効果があつた。さらに、セキュリティの観点からテレワーク環境下においても十分なセキュリティを確保する必要があることから、令和3年度に庁舎外利用のデバイスには管理ソフト導入を義務づけたこと、加えて、私物端末の業務利用（BYOD）、利用するアプリの管理、ファイルのダウンロードや、テキストをコピーし業務外環境へペーストするなどの操作を細かく制限設計することで、より安全且つ利便性の高い環境整備を図ることができた。
- 2 ユーザ視点で利活用を促進するための短編動画、簡易マニュアル、省内広報を強化することで、テレワーク等柔軟な働き方を実施する環境整備とともに、省員一人ひとりの意識の醸成を行うことができ、オープン LAN ポータルサイトやオープン LAN Teams の自発的な活用も確認されるなど、全省的な業務改革のムーブメント（風潮）が確認された。さらに、機関紙「行政&情報システム」（令和3年12月号）に、外務省 DX 推進の取り組みに関する次官のインタビューが取り上げられ、トップダウンとボトムアップの両面から、省内横断的に、デジタル技術を活用した環境整備が進んでいることが紹介された。常設の意見箱には、省員の改善要望等が毎月20件ほど継続的に寄せられている状況を踏まえれば、更なる目に見える成果を目指してPDCAサイクルを定着させ取り組んでいく必要がある。（令和2・3年度：働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入（達成手段②））
- 3 上記のDX推進チームを中心とする取組は、内閣官房人事局より令和3年度ワークライフバランス職場表彰内閣人事局長賞を受賞し、デジタル技術を駆使し省員の要望に応じている点、また、省内横断的に取組を推進しインクルージョン風土醸成に寄与している点等について講評を受けた。今後、更なるデジタル化を中心とする業務合理化に向けた取組は必要なるも、本評価期間中に掲げられた目標は達成されたと考えられる。

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

- 1 新たなサイバー攻撃の手法や特徴、それに対する対処方法について、全職員向けの啓発活動を継続的に実施していくことで、引き続き人的面でのサイバーセキュリティ対策の強化を図る。サイバー攻撃をシステム上で完全にブロックすることは困難であるため、エンドポイントとなる各職員のサイバーセキュリティに対する意識を向上させることが、サイバーセキュリティ対策として非常に有効である。
- 2 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」における改定のポイントとして掲げている以下の3点について、昨今のテレワークの拡充等に伴うセキュリティリ



スクの拡大を踏まえ、従来の境界型セキュリティアーキテクチャに加え、主体の操作に対する常時アクセス判断・許可アーキテクチャ（ゼロトラストアーキテクチャ）での制御に段階的に取り組み、両者を組み合わせ、多層的な対策を講じ、セキュリティ対策強化を推進していく。

(1) クラウドサービスの利用拡大を見据えた記載の充実

(2) 情報セキュリティ対策の動向を踏まえた記載の充実

(3) 多様な働き方を前提とした情報セキュリティ対策の整理

3 12月24日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「国家公務員については、非常時においても適切に行政サービスを提供できるよう、国会業務や法令業務を含め、行政内部の業務をデジタルを前提としたものに改革していくとともに、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、令和3年8月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、引き続き、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。」と決められている。こうした政府方針等も踏まえ、省内の個別業務システムの最適化、AIやロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）など先端技術の取り込み等を推進していく必要がある。

## 【測定指標】

### 1 サイバーセキュリティ強化 \*

1 令和3年度同様、より巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、全職員向けのサイバーセキュリティ啓発活動を強化していく。具体的には、より実態に即した標的型メール攻撃に対する訓練の実施や教育コンテンツを拡充しeラーニング等を活用した啓発活動を積極的に展開する。

2 セキュリティ・インシデントが発生した際、状況を把握、分析し、被害拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うため、多層的な対策を実施する。

### 2 働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入 \*

テレワーク用パソコンについては貸出可能な台数に限りがありボトルネックとなっていることから、省員の更なる働き方向上のため、令和4年度末までに自席のオープンLANパソコンをデスクトップ型からモバイル型に変更し、全ての省員が出張やテレワークに持ち出せるよう、情報セキュリティ対策に加えて庁舎外利用に起因する情報セキュリティリスク対策や利便性の維持を踏まえた環境整備を実現する。

## 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）ホームページ  
サイバーセキュリティ戦略本部  
(<https://www.nisc.go.jp/conference/cs/>)
- ・デジタル庁ホームページ  
デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）  
(<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program#document>)
- ・行政&情報システム  
外務省 DX 推進計画の目指すもの（令和3年10月19日）  
([https://www.iais.or.jp/articles/articlesa/20211019/202112\\_01-1/](https://www.iais.or.jp/articles/articlesa/20211019/202112_01-1/))
- ・首相官邸ホームページ  
世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和3年6月18日閣議決定）  
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20210618/siryoul.pdf>)